

ふれあい 福祉のしおり

羽 村 市

この「ふれあい福祉のしおり」は、市民の方に福祉サービスの内容を紹介するために作成しました。この一冊で、羽村市の福祉サービスが分かるようになっていますので、ご利用いただければ幸いです。

なお、本書に掲載されている福祉サービスは、令和7年4月現在のものです。

今後、国・都および市の制度改正に伴い、福祉サービスの内容が変更される場合がありますので、サービス内容に変更が生じた場合は、各担当課の窓口でご確認いただきますようお願いいたします。

ふれあい福祉のしおり

も く じ

子供の成長のために・・・3～30

1. 手当・年金について・・・4
2. 助成について・・・10
3. 保育について・・・15
4. 子育て相談・子育て支援・・・18
5. 派遣について・・・22
6. 貸付制度・・・23
7. ひとり親家庭就業支援・・・25
8. その他・・・29

障害のある方のために・・・31～68

1. 手帳の交付について・・・33
2. 年金・手当について・・・35
3. 助成・割引・減免について・・・40
4. 医療費の助成について・・・52
5. 派遣事業について・・・55
6. 障害者施設の事業について・・・57
7. その他の事業について・・・60

生活に困っている方のために・・・69～77

1. 生活費の援助・・・70
2. 貸付制度・・・73

成人と高齢者のために・・・78～105

1. 社会参加と生きがいづくり・・・79
2. 健康を守るために・・・84
3. 助成・給付について・・・95
4. 高齢者の見守り活動・・・99
5. その他・・・101

みんなで「介護」を支え合うために・・・106～128

1. 介護のしくみ・・・107
2. 保険料・・・110
3. 要介護認定・要支援認定を受けるには・・・113
4. 介護（予防）サービスを利用するときは・・・116
5. 利用できるサービス・・・124
6. 総合事業について・・・127

福祉のまちづくりを進めるために・・・129～140

1. 相談事業・・・130
2. 民生委員・児童委員・・・138
3. 福祉団体・・・138
4. その他・・・139

子供の成長のために

1. 手当・年金について

●児童手当	4
●児童育成手当	4
●児童育成手当（障害手当）	5
●児童扶養手当	6
●特別児童扶養手当	7
●障害児福祉手当	8
●遺族基礎年金	8

2. 助成について

●ひとり親家庭の医療費助成	10
●乳幼児の医療費助成（マル乳）	11
●義務教育就学児の医療費助成（マル子）	11
●高校生等の医療費助成（マル青）	12
●入院助産制度	12
●自立支援医療（育成医療）	13
●自立支援医療（精神通院）	13
●小児精神障害者入院医療費助成制度	13
●小児慢性疾患医療費助成	14

3. 保育について

●保育園	15
●認定こども園	15
●家庭的保育	15
●一時預かり・定期利用保育・休日保育・ 病児・病後児保育・年末保育	15
●未就園児の定期的な預かり事業	16
●認証保育所	16
●乳幼児ショートステイ	16

4. 子育て相談・子育て支援

●こども家庭センター事業	18
●地域子育て支援センター事業	19
●地域の子育て支援事業	19
●学童クラブ	19
●ファミリー・サポート・センター事業	20

5. 派遣について

●ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	22
---------------------	----

6. 貸付制度

●母子および父子福祉資金の貸付	23
●女性福祉資金の貸付	23
●受験生チャレンジ支援貸付事業	23

7. ひとり親家庭就業支援

●母子・父子自立支援プログラム策定事業	25
●母子家庭および父子家庭高等職業訓練促進 給付金	25
●ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付	26
●母子家庭および父子家庭自立支援教育訓練 給付金	27
●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合 格支援事業	27

8. その他

●母子生活支援施設	29
●都営交通の無料乗車券	29
●JR通勤定期乗車券の割引	29
●廃棄物処理手数料の減免	30

1 手当・年金について

●●児童手当―国

18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育している方が対象です。

■内 容

0～3歳未満児童 1人につき 月額 15,000 円

3歳～高校生年代（第1子・2子）児童 1人につき 月額 10,000 円

0歳～高校生年代（第3子以降）児童 1人につき 月額 30,000 円

※高校生年代とは、18歳到達後の最初の3月31日までの監護している児童を言います。

※第3子以降とは、22歳到達後の最初の3月31日までの監護している児童から数えて第3子以降の児童を言います。

■支払方法

請求のあった翌月分から4月、6月、8月、10月、12月、2月に指定された口座に振り込みます。

■手続きに必要なもの

①医療保険の資格情報が確認できるもの（請求者） ※3歳未満を養育している請求者（※1）

②振込先口座（請求者名義）が分かるもの

③マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）

④申請者の本人確認書類

※公務員は、勤務先での請求となります。

※1：令和4年6月より運用開始

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235～237

●●児童育成手当―都

18歳に達した日の属する年度の末日以前で次のいずれかの状態にある児童を扶養している方が対象です。

(1) 父または母が死亡した児童

(2) 父または母が生死不明である児童

(3) 父または母に1年以上遺棄されている児童

(4) 婚姻によらないで生まれた児童

(5) 父母が離婚した児童

(6) 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童

(7) 父または母が重度の障害（身体障害者手帳1・2級程度）を有する児童

(8) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

■内 容

児童 1 人につき月額 13,500 円

■支払方法

請求のあった月の翌月分から 6 月、10 月、2 月に指定された口座に振り込みます。

■条 件

前年分の所得が一定の限度額以上のときは、受けられません。

■手続きに必要なもの

- ①請求者および児童の戸籍謄本
- ②父母の障害者手帳 ※（7）に該当する方のみ
- ③振込先口座（請求者名義）が分かるもの
- ④マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
- ⑤申請者の本人確認書類

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235～237

●●児童育成手当（障害手当）一都

次のいずれかに該当している 20 歳未満の児童を扶養している方が対象です。

- （1）身体障害者手帳 1・2 級程度
- （2）愛の手帳 1～3 度程度
- （3）脳性マヒ、進行性筋萎縮症

※精神障害は対象外です。

■内 容

該当児童 1 人につき月額 15,500 円

■支払方法

請求のあった月の翌月分から 6 月、10 月、2 月に指定された口座に振り込みます。

■条 件

前年分の所得が一定の限度額以上のときは、受けられません。

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳または愛の手帳
- ②振込先口座（請求者名義）が分かるもの
- ③マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
- ④申請者の本人確認書類

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235～237

●●児童育成手当（障害手当）一市

次のいずれかに該当している20歳未満の児童を扶養している方が対象です。

- （１）身体障害者手帳３・４級程度
- （２）愛の手帳４度程度

※精神障害は対象外です。

■内 容

児童１人につき月額12,500円

■支払方法

請求のあった月の翌月分から６月、１０月、２月に指定された口座に振り込みます。

■条 件

都制度の障害手当を受けている方は、受けられません。また、前年分の所得が一定の限度額以上のときも、受けられません。

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳または愛の手帳
- ②振込先口座（請求者名義）が分かるもの
- ③マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
- ④申請者の本人確認書類

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235～237

●●児童扶養手当一国

母子家庭または父子家庭およびそれに準ずる世帯で、次のいずれかに該当する18歳に達した日の属する年度の末日以前（身障手帳１～３級、愛の手帳１、２度程度の障害児は20歳未満）の児童を扶養している方が対象です。

- （１）父母が離婚した児童
- （２）父または母が死亡した児童
- （３）父または母が重度の障害（身体障害者手帳１・２級程度）を有する児童
- （４）父または母が生死不明である児童
- （５）父または母に１年以上遺棄されている児童
- （６）父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- （７）父または母が法令により１年以上拘禁されている児童
- （８）婚姻によらないで生まれた児童

■内 容

受給者等の所得に応じて月額11,010円～46,690円を支給します。なお、手当額は児童が２人以上いる場合には２人目以降の児童１人につき月額5,520円～11,030円が加算されま

す。

※物価変動率に応じて、手当額が改定されます。

■支払方法

請求のあった月の翌月分から1月、3月、5月、7月、9月、11月に指定された口座に振り込みます。

■条 件（以下の場合は受けられません）

- ①児童が里親に委託されているとき
- ②児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- ③児童が父および母と生計を同じくしているとき（父母障害による受給を除く。）
- ④児童が父または母の配偶者（事実婚含）に養育されているとき
- ⑤児童または受給資格者が日本国内に住所がないとき
- ⑥前年の所得が一定の限度額以上のとき

■手続きに必要なもの

- ①請求者および児童の戸籍謄本
- ②振込先口座（請求者名義）が分かるもの
- ③父または母の障害者手帳 ※（3）に該当する方のみ
- ④マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
- ⑤申請者の本人確認書類

※支給要件によって他の書類が必要になる場合があります。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235～237

●●特別児童扶養手当―国

次のいずれかに該当している20歳未満の児童を監護している父母または養育者が対象です。

- （1）身体障害者手帳1～3級程度 その他の内部障害
- （2）愛の手帳1～3度程度
- （3）その他の障害（精神障害を含む）

■内 容

障害の程度により等級が異なります。

1級 児童1人につき月額56,800円

2級 児童1人につき月額37,830円

※物価変動率に応じて、手当額が改定されます。

■支払方法

請求のあった月の翌月分から4月、8月、11月に指定された口座に振り込みます。

■条 件（以下の場合は受けられません）

- ①施設に入所しているとき
- ②父母・養育者が日本国内に住所がないとき
- ③障害を支給理由とする公的年金を受けられるとき

④前年の所得が一定の限度額以上のとき

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳、愛の手帳または診断書（障害の程度により異なる）
- ②振込先口座（請求者名義）が分かるもの
- ③マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
- ④申請者の本人確認書類

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235～237

●●障害児福祉手当―国・市

20歳未満で重度の障害があるため、日常生活に常時介護を必要とする状態（おおむね身体障害者手帳 1・2 級程度および愛の手帳 1・2 度程度の方。もしくはそれと同等の疾病・精神障害）の方が対象です。

■支払方法

申請のあった月の翌月分から 5 月、8 月、11 月、2 月に指定された口座に振り込みます。

■条 件（以下の場合は受けられません）

- ①扶養義務者（配偶者）および本人の前年の所得が一定の限度額以上のとき
- ②施設に入所しているとき
- ③障害を支給理由とする公的年金を受けられるとき

■手続きに必要なもの

- ①戸籍謄（抄）本（羽村市に本籍のある方は不要）
- ②前年所得（1 月から 6 月までの申請のときは前々年所得）証明書
- ③金融機関の口座番号（本人名義）
- ④診断書
- ⑤マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174

●●遺族基礎年金―国

国民年金に加入中または、老齢基礎年金の受給資格を満たした人が死亡したとき、死亡した人によって生計を維持されていた次のいずれかに該当する方が対象です。

- （1）死亡した人によって生計を維持されていた子のある配偶者
- （2）死亡した人によって生計を維持されていた子

※子は、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子（一定の障害の状態にある場合は、20 歳未満の子）に限ります。

■内 容（年金額 令和7年4月1日現在）

（１）子のある配偶者が受けとるとき、基本額 831,700 円＋子の加算額

（昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方は、基本額 829,300 円）

※子の加算額は、2 人目までは 1 人につき 239,300 円、3 人目以降は 79,800 円

（２）子が受けるとき、基本額 831,700 円＋2 人目以降の加算額

※2 人目の子は、239,300 円、3 人目以降は 79,800 円

※受給額は、加算額を加えたうえ年金を受ける子の数で割った額となります。

■支払方法

死亡月の翌月分から偶数月に指定された口座に振り込みます。

■条 件

死亡した人が一定の保険料納付要件を満たしていること。

■手続きに必要なもの

①死亡した人の年金手帳または基礎年金番号通知書

②戸籍謄本

③住民票（世帯全員）またはマイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）

④死亡した人の住民票除票

⑤死亡診断書

⑥請求者の所得の証明書

⑦請求者の預金通帳（写しでも可）

◆受付の窓口◆ 市民課高齢医療・年金係 電話 042-555-1111 内線 137・138・140

2 助成について

●●ひとり親家庭の医療費助成—都

18歳に達した日の属する年度の末日以前（障害がある場合は20歳未満）までの次のいずれかに該当する児童を養育しているひとり親家庭およびひとり親家庭に準ずる家庭に対して、保険診療の自己負担分（ただし、課税状況に応じて一部負担金あり）を助成する制度です。

- （1）父または母が死亡した児童
- （2）父または母の生死が明らかでない児童
- （3）父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- （4）父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- （5）父または母が身体障害者手帳1・2級および3級の一部に相当する程度の障害の状態にある児童
- （6）父母が離婚した児童
- （7）婚姻によらないで生まれた児童
- （8）（7）に該当するかどうか明らかでない児童
- （9）父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

次のいずれかに該当するときは、申請の対象となりません。

- （1）所得が、限度額以上の方
- （2）生活保護法による保護を受けているとき
- （3）児童が児童福祉施設等に入所しているとき
- （4）児童福祉法に規定する里親に委託されているとき
- （5）心身障害者の申請者および児童が健康保険に加入していないとき

■手続きに必要なもの

- ①医療保険の資格情報が確認できるもの（申請者および児童のもの）
- ②戸籍謄本（申請者・児童が記載されているもの）
- ③児童扶養手当証書（証書の提示があれば、②の書類は省略できます。）
- ④申請者の本人確認書類

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235～237

●●乳幼児の医療費助成（マル乳） 一都・市

羽村市内に住所を有する0歳から6歳到達後最初の3月31日までの間にある乳幼児が対象です。

■内 容

健康保険が適用される医療費の自己負担分を助成します。

■条 件（以下の場合は受けられません）

- ①生活保護法による保護を受けている乳幼児
- ②児童福祉施設等に「措置」により入所している児童
- ③児童福祉法に規定する里親に委託されている乳幼児

■手続きに必要なもの

- ①対象乳幼児の医療保険の資格情報が確認できるもの
- ②マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
- ③申請者の本人確認書類

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235～237

●●義務教育就学児の医療費助成（マル子） 一都・市

羽村市内に住所を有する義務教育就学児（小学校1年生～中学校3年生）が対象です。

■内 容

健康保険が適用される医療費の自己負担分の一部を助成します。

【通院】通院（施術を含む）1回につき200円（上限額）

※調剤および訪問看護については、自己負担はありません。

【入院】自己負担はありません。

※入院時食事療養標準負担額については助成の対象になりません。

■条 件（以下の場合は受けられません）

- ①生活保護法による保護を受けている児童
- ②児童福祉施設等に「措置」により入所している児童
- ③児童福祉法に規定する里親に委託されている児童

■手続きに必要なもの

- ①対象児童の医療保険の資格情報が確認できるもの
- ②マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
- ③申請者の本人確認書類

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235～237

●●高校生等の医療費助成（マル青）一都

羽村市内に住所を有する高校生等（15歳到達後の最初の4月1日から18歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童）が対象です。（高校に在学していない児童も含みます。）

■内 容

健康保険が適用される医療費の自己負担分の一部を助成します。

【通院】通院（施術を含む）1回につき200円（上限額）

※調剤および訪問看護については、自己負担はありません。

【入院】自己負担はありません。

※入院時食事療養標準負担額については助成の対象になりません。

■条 件（以下の場合は受けられません）

- ①保護者等の所得が、限度額以上の方
- ②生活保護法による保護を受けている児童
- ③児童福祉施設等に「措置」により入所している児童
- ④児童福祉法に規定する里親に委託されている児童

■手続きに必要なもの

- ①対象児童の医療保険の資格情報が確認できるもの
- ②マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
- ③申請者の本人確認書類

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235～237

●●入院助産制度一国・都・市

生活保護を受給している方や健康保険が使えないなど、経済的な事情で入院して出産することができない妊産婦の方に、出産費用の一部を助成する制度です。

※利用できる助産施設は指定されています。

■内 容

分べんの介助、前後の処置および看護費用の助成

■条 件

詳しくは、お問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 239

●●自立支援医療（育成医療）

18歳未満で、肢体不自由、視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語、そしゃく機能の障害および心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・その他の先天性内臓障害、免疫機能障害のための手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される児童が対象となります。

■内 容

身体に障害のある児童に対し、指定育成医療機関において、早い時期に治療を受け将来生活していくために必要な能力を持たせるための医療を給付します。

■条 件

所得に応じて、自己負担金があります。

一定の所得以上の方は対象とならない場合があります。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 235～237

●●自立支援医療（精神通院）—国・都

精神障害および該当精神障害に起因して生じた疾病について通院医療費の一部を助成します。原則として1割負担となります。

■条 件

一定の所得以上の方は対象とならない場合があります。

■手続きに必要なもの

加入している健康保険によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174

●●小児精神障害者入院医療費助成制度—都

都内に住所があり、精神障害のために精神病室での入院治療が必要な満18歳未満の方（継続の場合は20歳まで）の入院医療費を助成します。（食事療養費の標準負担額は自己負担となります。）

■手続きに必要なもの

- ①診断書
- ②住民票
- ③健康保険情報（資格確認書等）

●●小児慢性疾患医療費助成—都

18歳未満の児童（継続の場合は20歳まで）で、次の疾病にかかっている方が対象です。

- (1) 悪性新生物
- (2) 慢性腎疾患
- (3) 慢性呼吸器疾患
- (4) 慢性心疾患
- (5) 内分泌疾患
- (6) 膠原病
- (7) 糖尿病
- (8) 先天性代謝異常
- (9) 血液疾患
- (10) 免疫疾患
- (11) 神経・筋疾患
- (12) 慢性消化器疾患
- (13) 染色体または遺伝子に変化を伴う症候群
- (14) 皮膚疾患
- (15) 骨系統疾患
- (16) 脈管系疾患

■内 容

申請して都で認定されると小児慢性疾患医療受給者証が交付され、疾病の治療にかかった医療費等の一部を助成します。

■手続きに必要なもの

加入している健康保険によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

3 保育について

●●保育園—市

保護者の就労・疾病・求職等によって家庭で保育ができない児童が対象です。

◆問い合わせ◆ 子育て支援課保育・幼稚園係 電話 042-555-1111 内線 232～234

●●認定こども園

幼児教育と保育の両方の機能を提供するとともに、地域における子育て支援を行う施設です。保育部分の利用の対象となるのは保護者の就労・疾病・求職等によって家庭で保育ができない児童です。

◆問い合わせ◆ 子育て支援課保育・幼稚園係 電話 042-555-1111 内線 232～234

●●家庭的保育—市

保護者の就労・疾病・求職等により、家庭で保育ができない乳幼児（産休明け～2歳児）が対象です。家庭的保育者の居宅等で預かり、少人数を対象として保育を行います。

◆問い合わせ◆ 子育て支援課保育・幼稚園係 電話 042-555-1111 内線 232～234

●●一時預かり・定期利用保育・休日保育・ 病児・病後児保育・年末保育—市

■内 容

（１）一時預かり事業

保護者の育児疲れの解消、短時間労働、急病、冠婚葬祭など、一時的に保育が必要となる児童をお預かりする制度です。

（２）定期利用保育事業

パートタイム勤務や短時間労働など、保育者のさまざまな事情に対応して、児童を継続的にお預かりする制度です。「保育の必要性の認定」が必要です。

（３）休日保育

年末・年始を除く日曜日・祝日に、保護者の就労などのために家庭で保育ができない児童をお預かりする制度です。

(4) 病児・病後児保育

病氣中または病気の回復期にある児童を、集団保育が困難な期間お預かりする制度です。

(5) 年末保育

年末に、保護者の就労などのために家庭で保育ができない児童をお預かりする制度です。

◆問い合わせ◆ 子育て支援課保育・幼稚園係 電話 042-555-1111 内線 232~234

●●未就園児の定期的な預かり事業—市

子育て家庭における子育て力の向上や育児不安の軽減を目的に、保護者の就労等の有無に関わらず、幼稚園・保育園等で未就園児を定期的に預かります。

実施施設	連絡先	対象年齢
五ノ神幼稚園	042-554-6878	満2歳から
富士学院幼稚園	042-555-1241	満2歳から
チューリップ・こどものいえ（認証保育所）	042-554-5635	0歳から2歳

■保育時間・保育料

施設にお問い合わせください。

■利用方法

直接、施設に申し込んでください。1か月に4~8日の範囲で、2か月以上の予約をする必要があります。

●●認証保育所

東京都の認証を受けた保育施設です。

■保育時間・保育料

施設にお問い合わせください。

施設名	住所	連絡先
チューリップ・こどものいえ	五ノ神4-13-10 ワタヤビル1F	042-554-5635
どんぐりの家保育所	神明台3-3-12	042-579-1215

●●乳幼児ショートステイ—市

保護者の方の病気・事故・冠婚葬祭・病気看護・出張などの理由で一時的に保育ができなくなった場合に、原則として7日以内の期間でお子さんを保育する事業を行っています。

宿泊も可能です。

■対象年齢 生後57日～未就学児童

■実施施設 社会福祉法人 東京恵明学園

青梅市友田町2-714-1 電話0428-23-0241

■利用料

(基本保育時間 午前8時～午後7時)

一日の保育時間	11時間未満	3,000円
	11時間以上(宿泊を含む)	4,000円

※保育期間中に児童が疾病などにより特別な処遇を必要とした場合には実費相当額が別途必要になります。

※市民税非課税世帯および生活保護受給世帯の場合、利用料の減額措置がありますので、ご相談ください。

※施設内で感染症が発生した時は、予告なく受け入れ中止する場合があります。

※医療的ケアを必要とするお子さんや、特別な配慮(重度のアレルギーなど)を要するお子さんは、利用できない場合があります。

■利用方法

こども家庭センターに電話で予定の日時が利用可能か確認。確認後、ご利用の3日前までに利用申請書をこども家庭センターにて記入。利用決定後は事前に東京恵明学園に電話連絡し最終打ち合わせをしてください。利用料金は当日直接施設にて支払いになります。

◆受付の窓口◆ こども家庭センターこども家庭支援係

電話042-555-1111 内線671～674

(直通)042-578-2882

●●こども家庭センター事業—市

18歳未満のお子さんと家庭に関する相談に応じています。必要に応じて、各種情報の提供を行うほか、関係機関と連携をとりながら支援します。

また、市内3つの児童館では、子育て相談を行ったり、子育てに関する情報交換を行う「おしゃべり場」を開催しています。お気軽にご利用ください。

■こども家庭センター 相談窓口

(1) 相談日 午前8時30分～午後5時(月～金曜日 ※土日祝・年末年始はお休み)

(2) 相談方法 おもに電話や面接でお受けしています。

■児童館 子育て相談日

※時間はいずれも、午前9時～正午です。

中央児童館	曜日については 各館にお問い合わせ ください。
西児童館	
東児童館	

◆受付の窓口◆ 子育て支援課学童クラブ・児童館係

電話 042-555-1111 内線 262～264

こども家庭センターこども家庭支援係

電話 042-555-1111 内線 671～674

(直通) 042-578-2882

●児童虐待相談

児童虐待は、早期に発見し、適切に対応することが重要です。

虐待を受けていると思われる子供を見つけた時や、自身が子育てで悩んだ時は、早めにご連絡ください。

■「子供の泣き声が聞こえる」など、虐待では?と思った時・・・

・こども家庭センター

電話 042-578-2882 月～金曜日の午前8時30分～午後5時

・立川児童相談所

電話 042-523-1321 月～金曜日の午前9時～午後5時

・児童相談所全国共通ダイヤル

電話^{いちはやく}189 通年24時間対応

■「目の前で暴力が振るわれている」など、緊急時・命の危険がある場合・・・

110番通報

※相談を受けた機関は、連絡した人の個人情報や連絡内容などを漏らすことはありません。連絡は匿名で行うことも可能です。

●●地域子育て支援センター事業―市

保育士が常駐する交流スペースを開放しています。お子さん連れで遊びながら、保護者同士情報交換ができたり、子育ての不安や悩みについて相談にのってもらうことができます。
また、育児講座や保育園の季節の行事に参加することもできますので、お気軽にご利用ください。

■内 容

- (1) 実施施設 太陽の子保育園子育てひろば（五ノ神3-15-7）
羽村たつの子保育園子育てひろばたつのこ（五ノ神2-6-20）
- (2) 開設時間 午前8時30分～午後5時（月～金曜日）
- (3) 事業内容 遊び場の提供・子育て相談・子育て講座・サークル活動等

◆受付の窓口◆	太陽の子保育園	電話 042-555-5780
	羽村たつの子保育園	電話 042-555-9080

●●地域の子育て支援事業―市

保育園で、保育士・看護師・栄養士・臨床心理士などに相談ができます。保育園や幼稚園などを利用していない方も、子育てに関する不安や悩みなどについて相談することができます。詳しい内容は各施設に問い合わせてください。

■内 容

- (1) 開設時間 午前（時間は各施設による）
- (2) 実施施設

相談日	相談場所	電話番号
月曜日	羽村しらうめ保育園	042-555-1019
火曜日	富士見第一保育園	042-554-6709
水曜日	さくら保育園	042-533-6204
木曜日	かやの実保育園	042-555-0458
木曜日	羽村まつの木保育園	042-554-5586
金曜日	チューリップ保育園	042-554-0102

●●学童クラブ―市

放課後などに保護者が仕事や病気などの事情で、家庭で十分な監護が受けられない小学1年生から3年生までの児童が対象です。（障害のある児童は、継続の場合のみ6年生まで。）

■内 容

開所時間は下校時から午後6時までです。ただし土曜日、学校長期休業日（春・夏・冬休み）

等の開所時間は午前 8 時から午後 6 時までです。

また、延長の希望がある場合は、午後 7 時まで開所します。(別途申請が必要です。)

■費 用

育成料として月額 4,000 円、おやつ代として月額 1,500 円が必要です。

また、延長を希望する場合は、延長育成料として、月単位で利用する場合は月額 1,500 円、1 回毎に利用する場合は 1 回につき 200 円が必要です。

■手続きに必要なもの

①入所申請書

②就労証明書(父親・母親、同居する祖父母等)

③就労証明書以外の要件確認のための書類(医師の診断書や身体障害者手帳等の写し)

※オンラインでのお手続きも可能です。

◆受付の窓口◆ 子育て支援課学童クラブ・児童館係 電話 042-555-1111

内線 262~264

●●ファミリー・サポート・センター事業—市

育児の援助を行いたい方(協力会員)と育児の援助を受けたい方(利用会員)が会員となり、相互に助け合いながら育児のサポートをする事業です。

■内 容

(1) 保育施設の開始時間前または終了後に児童を預かります。

(2) 保育施設までの送迎を行います。

(3) 学校の放課後、学童クラブ終了後に児童を預かります。

(4) 社会活動参加や就職活動などの際、一時的に児童を預かります。

(5) 通院や買い物など児童を連れての外出が困難なとき、一時的に児童を預かります。

■対 象

6 か月~12 歳に達する以後の最初の 3 月 31 日まで(小学校 6 年生まで)の児童をもつ家庭(市内在住、在勤)

■その他

児童を預かる場合は、原則として協力会員(児童を預かる会員)の自宅で行います。また、児童の宿泊はできません。

■手続き

事前に登録の手続きをしてください。

■利用料

平日および土曜日	午前 9 時~午後 5 時	1 時間あたり	700 円
	上記以外	1 時間あたり	850 円
日曜日・祝日	終日	1 時間あたり	850 円

羽村市こども家庭センター（保健センター内）

妊娠・出産・子育ての時期の保護者の皆さんのさまざまな不安や心配事をお聞きして、一緒に考え、さまざまな関係部署・関係機関と連携しながら、切れ目のない支援を行います。こども家庭センターの2係で運営しています。

*母子保健・相談係 電話 042-555-1111 内線 692～696

主に、妊娠・出産に関すること、子供の発達に関することなどの相談や事業を実施しています。

*こども家庭支援係 電話 042-555-1111 内線 671～674

（直通）042-578-2882

こども家庭支援係の事業の詳細については、P.18をご参照ください。

●●ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業—国・都・市

小学生（場合によっては中学生）以下の児童のいるひとり親家庭であって、次のいずれかに該当するため、家事または育児等の日常生活に支障をきたしている家庭にホームヘルパーを派遣します。

- （１）ひとり親家庭となってから２年以内
- （２）技能習得のために職業能力開発センター等に通学している場合
- （３）就職活動や母子・父子自立支援プログラムに基づいた活動を行う場合
- （４）病気・出産・看護・事故・冠婚葬祭等、一時的に支援が必要な場合
- （５）小学生以下のお子さんがあるひとり親家庭で、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる等の場合

■内 容

ホームヘルパー派遣対象となる事業内容

- ①食事の世話
- ②住居の掃除、整理整頓
- ③被服の洗濯、補修
- ④育児
- ⑤その他必要な用務

■条 件

派遣回数は、１日１回、月１２回以内です。

時間は、午前７時から午後１０時の間の２時間以上８時間以内です。

所得に応じて自己負担があります。

■手続きに必要なもの

事前にご相談いただき、実際に家庭訪問した後、該当になるご家庭に申請書をお渡しします。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係

電話 042-555-1111 内線 239

●●母子および父子福祉資金の貸付—都

都内に6か月以上お住まいの母子家庭の母または父子家庭の父等で、20歳未満のお子さんを扶養している方が対象です。

■資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、修業資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金

■手続きに必要なもの

対象者によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係

電話 042-555-1111 内線 239

●●女性福祉資金の貸付—都

都内に6か月以上お住まいの配偶者がいない女性で、次のいずれかに該当する方が対象です。

- (1) 親・子・兄弟姉妹などを扶養している方（所得制限なし）
- (2) 年間所得が203万6千円以下で、かつて母子家庭の母として20歳未満の子を扶養したことがある方、または婚姻歴のある40歳以上の方

■資金の種類

事業開始資金、事業継続資金、技能習得資金、就職支度資金、医療介護資金、生活資金、住宅資金、転宅資金、結婚資金、修学資金、就学支度資金

■手続きに必要なもの

対象者によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係

電話 042-555-1111 内線 239

●●受験生チャレンジ支援貸付事業—市

一定所得以下の世帯の子供への支援を目的として、学習塾などの費用や、高校や大学などの受験費用について貸付を行います。

入学等した場合、返済が免除されます。（要申請）

■対象者

次のすべてに該当し、受付窓口において貸付要件に該当すると判断される方。

- ①世帯の生計中心者（20歳以上、原則として世帯主）であること
- ②父母等養育者の総収入金額または合計所得金額が一定基準以下であること
- ③預貯金等資産の保有額が600万円以下であること
- ④土地・建物を所有していないこと（現在住んでいる場所の土地・建物は除く）
- ⑤都内に引き続き1年以上在住（住民登録）していること
- ⑥生活保護受給世帯の世帯主または構成員でないこと
- ⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）
第2条第6号に規定する暴力団員が属する世帯の構成員でないこと

■内 容

【学習塾等受講料貸付金】

対 象	中学3年生／高校3年生およびそれに準ずるもの
貸付限度額	200,000円（上限）
貸付の範囲	対象となる学習塾等の費用
対象となる学習塾	・児童、生徒または学生を対象とし、有償での学力の教授を直接または通信で行うもの ・一定期間以上運営を継続していること ・家庭教師は対象外

【受験料貸付金】

対 象	中学3年生／高校3年生およびそれに準ずるもの
貸付限度額	中学3年生とそれに準ずるもの 27,400円（上限） 高校3年生とそれに準ずるもの 120,000円（上限） ※1人の子供に対して、借入申込は1回のみ
対象となる学校	学校教育法に規定する高等学校、特別支援学校（高等部）、高等専門学校、大学、短期大学、専修学校、各種学校（同法第1条、第124条、第134条）等

- (1) 貸付利率 無利子
- (2) 据置期間 貸付を行った年度末の翌日から6か月以内
- (3) 返済期間 据置期間経過後5年以内
- (4) 償還免除 貸付対象となる学校へ入学した場合、申請をすることで返済が免除されます。免除申請書とともに、入学した高校・大学等の在学証明書等の提出が必要です。また、その他にも償還免除の適格要件に該当する場合、審査により返済が免除される場合がありますので、詳しくはお問合せください。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会 電話 042-554-0304

●●母子・父子自立支援プログラム策定事業

母子・父子自立支援プログラム策定員が個々の状況、ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し、公共職業安定所（ハローワーク）と連携を図り、就労による自立まできめ細やかに支援します。

■対 象

ひとり親家庭の親および離婚前から当該事業による支援が必要な方

■内 容

- ・仕事をした経験が少なく、履歴書の書き方や面接のノウハウなどがわからず、うまくいかず悩んでいる方
- ・資格や技術を身につけてスキルアップをしたいけれど、どこに相談していいかわからない方
- ・もっと働いて収入アップを目指したいのに、なかなか転職先が見つからない方

母子・父子自立支援員が、面接のうえ就業を支援します。面接は電話で予約してください。

※この事業でプログラム策定した方を対象に、住居の借り上げに必要な資金の貸付制度を羽村市社会福祉協議会にて実施しています。詳しくはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係

電話 042-555-1111 内線 239

●●母子家庭および父子家庭高等職業訓練促進給付金―国・市

ひとり親家庭の親が、下記の資格を取得するために養成機関等で修業する場合に、生活費の負担軽減のために給付金を支給します。

■支給を受けることができる方

ひとり親家庭の親で、次のいずれにも該当する方

- ①児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準の方
- ②就業または育児と修業の両立が困難であると認められた方
- ③過去に訓練促進給付金を受給していない方

■支給対象資格

看護師（准看護師）、保健師、助産師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、保育士、理容師、美容師、歯科衛生士、社会福祉士、製菓衛生師、調理師 等

■支給期間

養成機関等で修業する一定期間について給付金を支給

■支給額

- ・市民税非課税世帯 月額 100,000 円（最終年度月額 140,000 円）
- ・市民税課税世帯 月額 70,500 円（最終年度月額 110,500 円）

■申請方法

事前相談が必要です。入学予定の1か月前までに申し込んでください。詳しくは事前相談時にお知らせします。

■訓練修了支援給付金について

全課程修了後、訓練修了支援給付金の申請をしていただきます。

- ・市民税非課税世帯 50,000 円
- ・市民税課税世帯 25,000 円

※支給にあたっては審査を行います。審査の結果支給できない場合もあります。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係

電話 042-555-1111 内線 239

●●ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付—東京都社会福祉協議会

母子家庭および父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けるひとり親世帯の親に対し、養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得により世帯の自立の促進を図るため、養成機関への入学時と修了時に必要な資金を貸付けします。

■対象者

20歳未満の子供を養育しているひとり親世帯の親で、羽村市が実施する「母子家庭および父子家庭高等職業訓練促進給付金」の支給を受ける方

■内 容

【入学準備金】500,000 円以内

養成機関に支払う入学金、教材費等の納付金、参考書、学用品、交通費等に充てる費用等

【就職準備金】200,000 円以内

就職にあたり必要な転居費用、被服費、通勤に要する費用等

■その他

①養成機関修了後、都内で就職し、取得した資格が必要な業務に5年間従事した場合は、申請により返済が免除されます。

②貸付要件、連帯保証人、利子などの詳細についてはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会

電話 042-554-0304

●●母子家庭および父子家庭自立支援教育訓練給付金—国・市

ひとり親家庭の親が、就職に必要な資格や技能を取得するために、厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講する場合、受講費用の一部を支給します。

■支給を受けることができる方

ひとり親家庭の親で、次のいずれにも該当する方

- ①自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている方
- ②当該講座が適職に就くために必要であると認められる方
- ③過去に訓練給付金を受給していない方

■支給対象講座

雇用保険制度における教育訓練給付の指定対象講座(厚生労働大臣指定の教育訓練制度をご覧ください。)

■支給額

対象者によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

■申請の方法

事前相談が必要になりますので、受講予定の1か月前までに申し込みください。事前相談時に申請の手続き等詳しくお知らせします。

※講座の指定や給付にあたっては審査をします。審査の結果給付できない場合もあります。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係

電話 042-555-1111 内線 239

●●ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

—国・市

ひとり親家庭の経済的自立や生活の安定を図るため、ひとり親家庭の親および児童の学び直しを支援し、より良い条件で就職できるよう、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座(通信講座を含む)を受講する場合に、その費用の一部を支給します。

■支給を受けることができる方

ひとり親家庭の親および児童で、次のいずれにも該当する方

- ①最終学歴が中学校卒業の方
- ②高卒認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる方
- ③過去に高等学校卒業程度認定試験給付金を受給していない方

■支給額

対象者によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

■申請の方法

事前相談が必要になります。事前相談時に申請の手続き等詳しくお知らせします。

※講座の指定や給付にあたっては審査をします。審査の結果給付できない場合もあります。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係

電話 042-555-1111 内線 239

●●母子生活支援施設―国・都・市

何らかの事情により、子供の養育が困難な母子家庭のお母さんと 18 歳未満の子供が一緒に入所し、施設職員とともに自立を目指す施設です。

※羽村市には本施設がないため、他市にある施設を利用することになります。

■条 件

- ・所得に応じて自己負担があります。
- ・状況に応じて入所調整しますので、必ず入所できるとは限りません。

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話 042-555-1111 内線 239

●●都営交通の無料乗車券―都

児童扶養手当を受けている世帯員のうち、1 人に限り対象となります。

■内 容

都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、東京都日暮里・舎人ライナー）の全区間の無料乗車券が発行されます。

■手続きに必要なもの

児童扶養手当証書

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174

●●JR 通勤定期乗車券の割引―国

児童扶養手当を受給している方または、その方と同一の世帯員で、通勤定期券を必要とする方が対象です。ただし、特定者資格証明書を交付された方に限ります。

特定者資格証明書と定期乗車券購入証明書を JR のみどりの窓口へお持ちください。

■内 容

普通定期運賃の 3 割引

■手続きに必要なもの

- ①特定者資格証明書の申請時 児童扶養手当証書、写真（最近 6 か月以内、上半身たて 4 cm×よこ 3 cm）

◆受付の窓口◆ 子ども政策課子ども政策係 電話042-555-1111 内線235~237

●●廃棄物処理手数料の減免―市

児童扶養手当受給世帯、特別児童扶養手当受給世帯の方に、廃棄物処理手数料の免除制度があります。

＜市指定収集袋（ごみ袋）の交付＞

■受付期間

一斉受付…11月（詳しくは10月の広報はむらでお知らせします。）

随時受付…転入や申請を忘れてしまったなどの場合は、随時受付しています。

■交付枚数（一斉受付期間に申請した場合です。途中申請の場合は月割りの枚数となります。）

燃やせるごみ用 4人以下の世帯 中袋（20リットル袋）110枚

5人以上の世帯 大袋（40リットル袋）110枚

燃やせないごみ用 4人以下の世帯 中袋（20リットル袋）30枚

5人以上の世帯 大袋（40リットル袋）30枚

■手続きに必要なもの

児童扶養手当証書、特別児童扶養手当受給証明書

※代理の方が袋を受領する場合はこの他に代理の方の身分を証明するものが必要です。

＜粗大ごみ等の廃棄物処理手数料の免除＞

粗大ごみ等の廃棄物処理手数料を免除します。詳しくは、お問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 生活環境課生活環境係 電話042-555-1111 内線222・204・205

障害のある方のために

1. 手帳の交付について

- 身体障害者手帳の交付……………33
- 愛の手帳の交付……………33
- 精神障害者保健福祉手帳の交付……………33

2. 年金・手当について

- 障害基礎年金……………35
- 心身障害者福祉手当……………35
- 特別障害者手当……………37
- 障害児福祉手当……………37
- 重度心身障害者手当……………38
- 難病患者福祉手当……………39
- 原子爆弾被爆者見舞金……………39

3. 助成・割引・減免について

- タクシー費用助成……………40
- ガソリン費用助成……………40
- 理容等サービス費用助成……………41
- 機能回復施術費用助成……………42
- 水道・下水道使用料金の助成……………42
- 自動車改造費の助成……………43
- 補装具費の支給（購入等）……………43
- 障害者（児）住宅設備改善事業……………44
- 中等度難聴児補聴器購入費助成事業……………45
- 有料道路の割引……………45
- J R等運賃の割引……………46

- タクシー運賃の割引……………46
- 航空運賃の割引……………46
- 都営交通の無料乗車券と運賃の割引……………47
- 民営バス乗車割引……………48
- 東京都障害者休養ホーム事業……………48
- NHK受信料の減免……………49
- 都立施設等の無料入場……………49
- 市内公共施設の使用料等の減免……………49
- 廃棄物処理手数料の減免……………50
- 郵便料金の減免……………50
- 郵便葉書の無料配布……………51
- 税金の控除・減免……………51

4. 医療費の助成について

- 心身障害者（児）医療費助成……………52
- 自立支援医療（精神通院）……………52
- 自立支援医療（更生医療）……………53
- 小児精神障害者入院医療費助成……………53
- 難病医療費等助成……………53
- 小児慢性疾患医療費助成……………54

5. 派遣事業について

- 移動支援事業……………55
- 手話通訳者等派遣事業……………55
- 重度脳性麻痺者介護事業……………55

6. 障害者施設の事業について

- 生活介護事業「さくら」……………57
- 就労継続支援B型事業「いちよう」……………57
- 地域活動支援センターⅠ型事業「あおば」
……………58
- 地域活動支援センターⅠ型事業
「ハッピーウイング」……………59
- 障害者就労支援センター「エール」……………59

7. その他の事業について

- おむつ給付事業……………60
- 救急通報システム事業……………60
- 住宅火災通報システム事業……………61
- 障害者（児）日常生活用具給付事業……………61
- 障害者（児）訪問入浴サービス事業……………62
- 障害者等日中一時支援事業……………62
- 障害者（児）ショートステイ事業……………63
- 福祉有償運送事業（ふれあいキャリー）…63
- 駐車禁止の対象除外……………64
- 補助犬の給付……………65
- 身体障害者相談員・知的障害者相談員……………65
- 声の広報の配布……………66
- 障害福祉サービス（介護給付・訓練等給付・
地域相談支援給付）……………66
- 障害児通所支援……………67
- 心身障害者扶養共済制度……………68
- 高次脳機能障害相談支援事業……………68

●●身体障害者手帳の交付—都

身体障害者福祉法に定める身体上の障害や程度に該当すると認められた方に交付されます。

（視覚、聴覚、平衡、音声、言語、そしゃく機能、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸、免疫、肝臓）

身体障害者（児）の自立と社会参加を促進する様々な福祉サービスを受けるために必要なものです。手帳の等級は障害の程度に応じて1級～6級があります。

■手続きに必要なもの

- ①指定医の診断書・意見書
- ②写真（たて4cm×よこ3cm）
- ③マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●愛の手帳の交付—都

知的障害者（児）で、東京都愛の手帳交付要綱判定基準に該当すると認められた方に交付されます。知的障害者（児）の自立と社会参加を促進する様々な福祉サービスを受けるために必要なものです。手帳の等級は障害の程度に応じて1度～4度があります。

◆受付の窓口◆ 18歳未満 立川児童相談所 電話 042-523-1321
18歳以上 東京心身障害者福祉センター 電話 03-3235-2946
同多摩支所 電話 042-573-3311

●●精神障害者保健福祉手帳の交付—都

精神障害のある方で、一定の障害にあると認められた方に交付されます。精神障害のある方の自立と社会参加を促進する様々な福祉サービスを受けるために必要なものです。手帳の等級は障害の程度に応じて1級～3級があります。

■手続きに必要なもの

- ①手帳用の診断書または年金証書
- ②写真（たて4cm×よこ3cm）

③マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

2 年金・手当について

●●障害基礎年金―国

次のいずれかに該当する方が対象です。

- (1) 国民年金の被保険者期間中に初診日（初めて医者にかかった日）のある傷病で、一定の障害の状態にある方（過去に被保険者であった人で60歳以上65歳未満の人が国内に住所がある間に障害状態になったときを含む）
- (2) 20歳前に初診日がある病気やけがで、20歳になったとき（20歳以後に障害認定日があるときはその障害認定日）に一定の障害の状態にある方

■内 容（年金額 令和7年4月1日現在）

- (1) 障害基礎年金1級 年額 1,039,625円 障害基礎年金2級 年額 831,700円
（昭和31年4月1日以前に生まれた方は、1級：1,036,625円 2級：829,300円）
- (2) 子の加算 年額 2人目までは1人につき 239,300円、3人目以降 79,800円
- (3) 子は、障害基礎年金を受けられるようになったとき、その人によって生計を維持されている18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子（一定の障害の状態にある場合は20歳未満の子）に限ります。

■支払方法

認定の月の翌月分から偶数月に指定された口座に振り込みます。

■条 件

一定の保険料納付要件を満たしていること。20歳前に初診日がある障害基礎年金については、所得による支給制限があります。

■手続きに必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号通知
 - ②住民票またはマイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
 - ③所定の診断書および病歴・就労状況等申立書
 - ④請求者の預金通帳（写しでも可）
 - ⑤身体障害者手帳または愛の手帳など
- ※子の加算がある場合…戸籍謄本および住民票（世帯全員）

◆受付の窓口◆ 市民課高齢医療・年金係 電話 042-555-1111 内線 137・138・140

●●心身障害者福祉手当―都

20歳以上の在宅者で次のいずれかに該当している方が対象です。

- (1) 身体障害者手帳1・2級
- (2) 愛の手帳1～3度

- (3) 脳性マヒ
- (4) 進行性筋萎縮症

■内 容

月額 15,500 円

■支払方法

申請のあった月の分から4月、8月、12月に指定された口座に振り込みます。

■条 件（以下の場合には受けられません）

- ①本人の前年の所得（1月分から7月分の手当については前々年の所得）が一定の限度額以上のとき
- ②障害者となった年齢が65歳以上の方
- ③施設に入所しているとき

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳または愛の手帳
- ②金融機関の口座番号（本人口座）
- ③手帳を所持していない方は「障害診断書」

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●心身障害者福祉手当―市

20歳以上の在宅者で次のいずれかに該当している方が対象です。

- (1) 身体障害者手帳3・4級
- (2) 愛の手帳4度

■内 容

月額 12,000 円

■支払方法

申請のあった月の分から4月、8月、12月に指定された口座に振り込みます。

■条 件（以下の場合には受けられません）

- ①本人の前年の所得（1月分から7月分の手当については前々年の所得）が一定の限度額以上のとき
- ②障害者となった年齢が65歳以上の方
- ③施設に入所しているとき

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳または愛の手帳
- ②金融機関の口座番号（本人口座）
- ③手帳を所持していない方は「障害診断書」

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●特別障害者手当―国・市

20歳以上で重度の障害があるため、日常生活に常時特別な介護を必要とする状態（おおむね身体障害者手帳1・2級程度および愛の手帳1・2度程度の障害が重複している方。もしくはそれと同等の疾病・精神障害）の方が対象です。

■支払方法

申請のあった月の翌月分から5月、8月、11月、2月に指定された口座に振り込みます。

■条 件（以下の場合は受けられません）

- ①扶養義務者（配偶者）および本人の前年の所得が一定の限度額以上のとき
- ②病院などに継続して3か月を超えて入院しているとき
- ③施設に入所しているとき

■手続きに必要なもの

- ①戸籍謄（抄）本（羽村市に本籍のある方は不要）
- ②前年所得（1月から6月までの申請のときは前々年所得）証明書
- ③金融機関の口座番号（本人名義）
- ④診断書
- ⑤マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●障害児福祉手当―国・市

20歳未満で重度の障害があるため、日常生活に常時介護を必要とする状態（おおむね身体障害者手帳1・2級程度および愛の手帳1・2度程度の方。もしくはそれと同等の疾病・精神障害）の方が対象です。

■支払方法

申請のあった月の翌月分から5月、8月、11月、2月に指定された口座に振り込みます。

■条 件（以下の場合は受けられません）

- ①扶養義務者（配偶者）および本人の前年の所得が一定の限度額以上のとき
- ②施設に入所しているとき

③障害を支給理由とする公的年金を受けられるとき

■手続きに必要なもの

- ①戸籍謄（抄）本（羽村市に本籍のある方は不要）
- ②前年所得（1月から6月までの申請のときは前々年所得）証明書
- ③金融機関の口座番号（本人名義）
- ④診断書
- ⑤マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●重度心身障害者手当—都

次のいずれかの障害がある方が対象です。

- （1）重度の知的障害で、著しい精神症状などのため、常時複雑な介護を必要とする方
- （2）重度の知的障害と重度の身体障害が重複している方
- （3）重度の肢体不自由者で、両上肢・両下肢とも機能が失われ座っていることが困難な程度以上の障害のある方

■内 容

月額 60,000 円

■支払方法

申請のあった月の分から毎月指定された口座に振り込みます。

■条 件（以下の場合は受けられません）

- ①20歳未満は扶養義務者、20歳以上は本人の前年の所得（1月分から10月分の手当について前々年の所得）が一定額以上のとき
- ②施設に入所しているとき
- ③病院などに継続して3か月を超えて入院しているとき
- ④65歳以上の方の新規申請

■手続きに必要なもの

- ①印鑑
- ②マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●難病患者福祉手当―市

国および都が指定する特殊疾病の認定を受けた方が対象です。特殊疾病についてはお問い合わせください。

■内 容

月額 7,500 円

■支払方法

申請のあった月の分から4月、8月、12月に指定された口座に振り込みます。

■条 件（以下の場合は受けられません）

- ①難病患者本人（20歳未満の場合は扶養義務者）の前年の所得（1～7月分の手当については、前々年の所得）が一定の限度額以上のとき
- ②羽村市心身障害者福祉手当を受給しているとき
- ③施設に入所しているとき
- ④生活保護等を受給しているとき

■手続きに必要なもの

- ①特定医療費（指定難病）受給者証または ㊤ 医療券
- ②金融機関の口座番号（本人口座）

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●原子爆弾被爆者見舞金―市

被爆者手帳を持っている方が対象です。

■内 容

年額 10,000 円

■支払方法

前年度に受給している方は、7月に申請書を送付し、8月に指定された口座に振り込みます。
新たに被爆者手帳を取得した方や転入した方は、お問い合わせください。

■条 件

基準日に市内に居住し、住民基本台帳に記載されている方

■手続きに必要なもの

- ①被爆者健康手帳
- ②金融機関の口座番号

◆受付の窓口◆ 社会福祉課庶務係 電話 042-555-1111 内線 112～114

3 助成・割引・減免について

●●タクシー費用助成—市

次のいずれかに該当する方が使ったタクシー費用を助成します。

- (1) 身体障害者手帳 1・2 級（ただし、下肢、体幹、内部障害については 3 級以上）
- (2) 愛の手帳 1・2 度
- (3) 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症

■内 容

半年 15,000 円限度

（社会福祉協議会が実施している福祉有償運送事業（ふれあいキャリー）に登録をされている方は、助成限度額が通常の半分になります。）

■条 件（以下の場合は受けられません）

- ① 20 歳未満は扶養義務者、20 歳以上は本人の前年の所得（1 月分から 9 月分の助成については前々年の所得）が一定の限度額以上のとき
- ② 施設に入所しているとき
- ③ ガソリン費用助成を受けているとき

■助成方法

申請した月の翌月から、タクシーを使ったときの領収書を保管しておいてください。毎年 4 月と 10 月の 1 日から 10 日に手続きに必要なものをお持ちいただきご請求ください。後日、指定された口座に助成金を振り込みます。

■手続きに必要なもの

- ① 身体障害者手帳または愛の手帳
- ② 金融機関の口座番号（本人口座）
- ③ 印鑑（請求時）
- ④ 領収書（請求時）

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●ガソリン費用助成—市

次のいずれかに該当する障害者で自動車を所有する方、または障害者と同居している方であって、障害者のために使用する自動車を所有する方が、障害者のために使ったガソリン費用を助成します。

- (1) 身体障害者手帳 1・2 級（ただし、下肢、体幹、内部障害については 3 級以上）
- (2) 愛の手帳 1・2 度

(3) 脳性マヒまたは進行性筋萎縮症

■内 容

半年 15,000 円限度

(社会福祉協議会が実施している福祉有償運送事業(ふれあいキャリー)に登録をされている方は、助成限度額が通常の半分になります。)

■条 件 (以下の場合は受けられません)

- ① 20歳未満は扶養義務者、20歳以上は本人の前年の所得(1月分から9月分の助成については前々年の所得)が一定の限度額以上のとき
- ② 施設に入所しているとき
- ③ タクシー費用助成を受けているとき

■助成方法

申請した月の翌月から、ガソリンを入れたときの領収書を保管しておいてください。毎年4月と10月の1日から10日に手続きに必要なものをお持ちいただきご請求ください。後日、指定された口座に助成金を振り込みます。

■手続きに必要なもの

- ① 身体障害者手帳または愛の手帳
- ② 金融機関の口座番号(本人口座)
- ③ 印鑑(請求時)
- ④ 領収書(請求時)

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX 042-555-7323

●●理容等サービス費用助成―市

身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度を持っている方のうち、次のいずれかに該当する方が対象です。

- (1) 障害内容が肢体不自由(上肢機能障害、下肢機能障害、体幹機能障害)1・2級の方
- (2) 常時寝たきりの方
- (3) 市民税非課税の方(20歳未満は扶養義務者、20歳以上は本人が非課税)

■内 容

理容利用券または美容利用券を発行します。

理容利用券は1枚で1回の一般理髪サービスが受けられる券を年6枚交付、美容利用券は1,000円券を年24枚交付します。なお、年度途中において交付決定した方については年度の残り月数に応じて交付します。(寝たきり等で、理容店・美容店に行けない方には出張サービス券も交付できる場合がありますので、お問い合わせください。)

■条 件 (以下の場合は受けられません)

①病院などに入院しているとき

②施設に入所しているとき

■手続きに必要なもの

①身体障害者手帳または愛の手帳

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●機能回復施術費用助成—市

身体障害者手帳（1～4 級、70 歳以上は 6 級以上）をお持ちの方が対象です。

■内 容

1 枚 1,000 円の券を年 20 枚発行します。なお、年度途中において交付決定した方については年度の残り月数に応じて交付します。

■条 件（以下の場合は受けられません）

①病院などに入院しているとき

②施設に入所しているとき

■手続きに必要なもの

①身体障害者手帳

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●水道・下水道使用料金の助成—市

身体障害者手帳 1・2 級または愛の手帳 1・2 度をお持ちの方がいる世帯が対象です。

■内 容

上下水道の最小口径（13mm）1 水栓分の基本料金を助成します。

■条 件

①住民票上の世帯構成員全員が住民税非課税（4月から6月は前年度住民税が非課税）であること

②生活保護を受けていない世帯

③納期が到来している水道・下水道使用料の支払いが済んでいること

■助成方法

申請のあった月の基本料金分から、7 月、11 月、3 月に指定された口座に振り込みます。

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳または愛の手帳
- ②最新の水道・下水道使用料金領収書
- ③金融機関の口座番号（本人口座）

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●自動車改造費の助成—市

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 上肢、下肢または体幹機能障害 1・2 級の方
- (2) 就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車の操向装置および駆動装置などの一部を改造する必要のある方

■内 容

1 台について 133,900 円を限度とします。

■条 件

本人または扶養義務者の前年の所得が一定以上の方は、受けられません。

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳
- ②自動車改造費見積書
- ③運転免許の取得に際し付された条件が確認できるもの

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害者支援係 電話 042-555-1111 内線 186・187
FAX042-555-7323

●●補装具費の支給（購入等）—国・都・市

身体障害者手帳を持っている方または特定の難病の方で、身体障害者手帳の障害と同等と認められる場合が対象です。

■内 容

教育・職業その他日常生活を容易にするために、次の補装具の購入と修理について費用の支給を行います。一部の補装具は借受けにて対応させていただく場合があります。（申請以前に購入されたものは対象となりません。購入前にお問い合わせください。）

- ①視覚障害者用／視覚障害者用安全つえ、義眼、眼鏡

②聴覚障害者用／補聴器

③肢体不自由者用／義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、
重度障害者用意思伝達装置等

■条 件

原則として費用の1割の負担があります。(対象者が18歳以上の場合、本人または配偶者の住民税所得割額が460,000円以上の場合は、支給の対象となりません。対象者が18歳未満の場合、補装具費に対する所得制限はありません。)

■手続きに必要なもの

①身体障害者手帳または特定医療費受給者証等

②補装具見積書

③マイナンバー関連書類(詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。)

※補装具の種類によっては東京都心身障害者福祉センターの判定(児童の場合は療育指定保健所、または育成医療機関の意見書)が必要となります。

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害者支援係 電話 042-555-1111 内線 186・187
FAX042-555-7323

●●障害者(児)住宅設備改善事業—都・市

身体障害者手帳の交付を受けている障害者(児)に対し、住宅設備の改善に要する費用を助成します。詳しくは施工前にお問い合わせください。(介護保険対象の方は介護保険が優先されます。)

■内 容

種 目	対 象 者
中規模改修	学齢児童以上65歳未満で、下肢または体幹に係る障害の程度が2級以上の者および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者
屋内移動設備	学齢児童以上で、歩行ができない状態で、上肢・下肢または体幹に係る障害の程度が1級の者および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者

■利用者負担

原則として費用の1割の負担があります。給付基準額以上のものを希望された場合は自己負担となります。

■手続きに必要なもの

①身体障害者手帳

②工事計画書

③見積書

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害者支援係 電話 042-555-1111 内線 186・187
FAX042-555-7323

●●中等度難聴児補聴器購入費助成事業—都・市

次のいずれかに該当する中等度難聴のお子さんに対して、補聴器の購入費用の一部を助成します。

- (1) 羽村市内に居住している 18 歳未満の方
- (2) 身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象となる聴覚障害を有しない方
- (3) 両耳の聴力レベルが概ね 30 デシベル以上であり、補聴器の装用により、言語の習得等一定の効果が期待できると医師から判断された方

■条件

助成対象台数は、装用効果の高い側の片耳分 1 台を原則とします。

■利用者負担

原則として費用の 1 割の負担があります。

■手続きに必要なもの

- ①中等度難聴児補聴器購入費助成金交付意見書
- ②見積書

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害者支援係 電話 042-555-1111 内線 186・187
FAX042-555-7323

●●有料道路の割引

この割引制度は全国の有料道路事業者が統一的に実施しているものです。

次のいずれかに該当する場合、事前に登録すると有料道路が割引になります。

- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方が、自ら運転する場合
- (2) 第 1 種身体障害者・重度知的障害者が移動するため親族等が運転する場合

■内 容

一般料金の 5 割引

■条 件

対象となる自動車は、障害者本人または障害者の親族等が所有するもの。ただし法人名義や事業用の自動車は除く。

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳または愛の手帳
 - ②自動車検査証および自動車検査証記録事項
 - ③運転免許証（免許情報が記録されたマイナンバーカード（マイナ免許証）も可）
- ※ETCをご利用の場合は、ETCカード（障害者本人名義）、車載器セットアップ証明書も必要です。

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●JR等運賃の割引

身体障害者、知的障害者および精神障害者の方、第1種障害者の付添いの方、12歳未満の第2種障害者の付添いの方に適用されます。

利用区分	割引乗車券	割引率	割引取扱区間
第1種障害者が付添いの方と一緒に利用する場合	普通乗車券 定期券（小児を除く） 回数券（小児を除く） 急行券（JR線のみ）	5割 付添いの方同率 （バス定期券3割）	JR線（航路・バスを含む） および連絡社線の 各駅相互間
12歳未満の第2種障害者が付添いの方と一緒に利用する場合	定期券 （付添いの方のみ）		
障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	5割	同上 ただし鉄道・航路は片道100キロメートルを超える区間に限る

■手続きに必要なもの

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳

◆受付の窓口◆ 乗車券購入窓口

●●タクシー運賃の割引

障害者の方がタクシーを利用する場合、手帳の提示で運賃が1割引になります。

なお、未実施の地域もありますのでご注意ください。

◆問い合わせ◆ （一社）東京ハイヤー・タクシー協会 電話 03-3264-8080

●●航空運賃の割引

対象となる方は次の方です。

- （1）身体障害者手帳の交付を受けている満12歳以上の第1種身体障害者とその付添いの方、および満12歳以上の第2種身体障害者
- （2）愛の手帳の交付を受けている満12歳以上の第1種知的障害者とその付添いの方、および満12歳以上の第2種知的障害者
- （3）精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている満12歳以上の精神障害者とその付添いの方

■内 容

国内線全区間、割引率は各航空会社または路線によって異なります。

■条 件

①対象者（１）の方は搭乗券を購入する際、身体障害者手帳を提示してください。

②付添いの方がいる場合は同一搭乗区間を同時に購入してください。

なお、いずれの場合にも搭乗時に手帳を提示してください。

◆受付の窓口◆ 各航空会社窓口

●●都営交通の無料乗車券と運賃の割引―都

身体障害者手帳をお持ちの方、愛の手帳をお持ちの方、戦傷病者、原爆被爆者の方（シルバーパス所持者除く）には無料乗車券が発行されます。

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方（シルバーパス所持者除く）には、都営交通乗車証が発行されます。

また無料乗車券をお持ちでない身体障害者や知的障害者の方、付添いの方などには運賃割引があります。

無料乗車券

都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、東京都日暮里・舎人ライナー）の全区間の無料乗車券が発行されます。

■手続きに必要なもの

身体障害者手帳、愛の手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳と認定書または医療特別手当証書

都営交通乗車証

都営交通（都電、都バス、都営地下鉄、東京都日暮里・舎人ライナー）の全区間の無料乗車証が発行されます。

■手続きに必要なもの

精神障害者保健福祉手帳

運賃の割引

無料乗車券をお持ちでない身体障害者や知的障害者の方、付添いの方など（都営地下鉄は第１種身体障害者の付添いの方に限る）には割引があります。割引率は普通乗車券・定期乗車券とも５割です。（バスの定期券は３割）

種 類	購入時に必要なもの	発 売 場 所
普通乗車券	身体障害者手帳・愛の手帳 被救護者旅客運賃割引証	都電・都バスは乗車時に提示 都営地下鉄は各駅乗車券販売所
定期乗車券		荒川電車営業所 都バス営業所 都営地下鉄定期券販売駅または交通局協力会販売所

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●民営バス乗車割引―都

身体障害者手帳や愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、本人が民営バスを利用する場合は、手帳の提示で割引が受けられます。身体障害者手帳（第1種の方に限る）や愛の手帳をお持ちの方には付添いの方のための割引証が交付されます。

■内 容

東京都内で運行する乗合バスで使用できます。（他県に乗り入れている路線バスを含む。ただし、一部コミュニティバスを除く。）

割引率は普通乗車券5割、定期乗車券3割です。（小児用定期は除く）

■手続きに必要なもの

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●東京都障害者休養ホーム事業―都

対象となる方は次の方です。

- （1）都内在住の障害者（児）で身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- （2）介助を必要とする方は中学生以上の付添いの方もご利用できます。（ただし、障害者（児）1人につき1人）

■内 容

1泊につき一定の額を助成します。

■条 件

1人につき年間（4月1日から翌年3月31日まで）2泊まで利用できます。

■手続きに必要なもの

申込書（障害福祉課窓口に置いてあります。）

◆受付の窓口◆ （公財）日本チャリティ協会
〒160-0004 東京都新宿区四谷1-19 アーバン四谷ビル4F
電話 03-3353-5942 FAX03-3359-7964

●●NHK受信料の減免

次の場合にはNHKのテレビ受信料が全額または半額免除となります。

全額免除

- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が住民税非課税の場合
- (2) 愛の手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が住民税非課税の場合
- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が住民税非課税の場合

半額免除

- (1) 世帯主（受信契約者）が身体障害者手帳をお持ちで視覚障害者または聴覚障害者である場合
- (2) 世帯主（受信契約者）が身体障害者手帳をお持ちで障害程度が1・2級である場合
- (3) 世帯主（受信契約者）が愛の手帳をお持ちで障害程度が1・2度である場合
- (4) 世帯主（受信契約者）が精神障害者保健福祉手帳をお持ちで障害程度が1級である場合
- (5) 世帯主（受信契約者）が戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症～第1項症である場合

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳
- ②印鑑
- ③全額免除の場合、世帯構成員全員の住民税非課税証明書

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●都立施設等の無料入場—都

身体障害者手帳または愛の手帳の提示により、障害者および付添いの方1名、または精神障害者保健福祉手帳の提示により、障害者が無料で入場できます。詳しくは各施設等にお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 各施設等窓口

●●市内公共施設の使用料等の減免—市

身体障害者手帳または愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の提示により、使用料や入場料が免除もしくは減額される場合があります。詳しくは各施設にお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 各市内公共施設窓口

●●廃棄物処理手数料の減免―市

身体障害者手帳 1・2 級または愛の手帳 1・2 度、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちで、世帯構成員全員が市民税非課税の方に、廃棄物処理手数料の免除制度があります。

＜市指定収集袋（ごみ袋）の交付＞

■受付期間

一斉受付…1 1 月（詳しくは 1 0 月の広報はむらでお知らせします。）

随時受付…転入や申請を忘れてしまったなどの場合は、随時受付しています。

■交付枚数（一斉受付期間に申請した場合です。途中申請の場合は月割りの枚数となります。）

燃やせるごみ用 4 人以下の世帯 中袋（20 リットル袋）110 枚

5 人以上の世帯 大袋（40 リットル袋）110 枚

燃やせないごみ用 4 人以下の世帯 中袋（20 リットル袋）30 枚

5 人以上の世帯 大袋（40 リットル袋）30 枚

■手続きに必要なもの

①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳

②申請年度の 1 月 1 日現在羽村市に住所がなかった方は、1 月 1 日現在の住所地の市区町村で発行した世帯員全員分の非課税証明書

※代理の方が袋を受領する場合はこの他に代理の方の身分を証明するものが必要です。

＜粗大ごみ等の廃棄物処理手数料の免除＞

粗大ごみ等の廃棄物処理手数料を免除します。詳しくは、お問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 生活環境課生活環境係 電話 042-555-1111 内線 222・204・205
FAX042-554-2921

●●郵便料金の減免

盲人用郵便物や心身障害者用冊子小包等の障害者用郵便物は内容により料金が無料もしくは割引になります。

詳しくは郵便局にお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 郵便局

●●郵便葉書の無料配布

身体障害者手帳 1・2 級または愛の手帳 1・2 度の方に郵便葉書の無料配布をしています。
受付期間や枚数等、詳しくは郵便局にお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 郵便局

●●税金の控除・減免

身体障害者手帳または愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は税金の控除・減免が受けられる場合があります。詳しくは各窓口へお問い合わせください。

制 度	窓 口
所得税における 障害者控除	確定申告の場合 電話相談センター 電話 0570-00-5901 源泉徴収の場合 勤務先給与担当者
住民税(市・都民税) における障害者控除	市役所 課税課(市役所1階 □ 番窓口) ※所得税で手続きをしてある方は不要 電話 042-555-1111 内線 162~165・189
相続税の減額 贈与税の非課税 利子等の非課税	電話相談センター 電話 0570-00-5901
自動車税(種別割) 自動車税(環境性能割) 軽自動車税(環境性能割) の減免	都税総合事務センター(自動車税コールセンター) 電話 03-3525-4066
軽自動車税(種別割)の減免	市役所 課税課(市役所1階 □ 番窓口) 電話 042-555-1111 内線 162~165・189
個人事業税の減免	八王子都税事務所 電話 042-644-1114

●●心身障害者（児）医療費助成—都

身体障害者手帳 1・2 級の方（内部障害を含んだ手帳については 1～3 級）、愛の手帳 1・2 度の方、精神障害者保健福祉手帳 1 級の方が対象です。

■内 容

医療保険の対象となる医療費、薬剤費など窓口で支払う自己負担分の一部を助成します。

■条 件（以下の場合は受けられません）

- ① 20 歳未満は扶養義務者、20 歳以上は本人の前年の所得（1 月から 8 月までの申請については、前々年の所得）が一定の限度額以上のとき
- ② 生活保護を受けているとき
- ③ 65 歳以上で障害者になった方や 65 歳以上になって初めて申請する方
- ④ 後期高齢者医療に加入されている方で住民税が課税されている方

■手続きに必要なもの

- ① 身体障害者手帳または愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳
- ② 健康保険情報（資格確認書等）
- ③ 金融機関の口座番号（本人口座）

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●自立支援医療（精神通院）—国・都

精神障害および該当精神障害に起因して生じた疾病について通院医療費の一部を助成します。原則として 1 割負担となります。

■条 件

一定の所得以上の方は対象とならない場合があります。

■手続きに必要なもの

加入している健康保険によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●自立支援医療（更生医療）—国・都・市

18歳以上で身体障害者手帳の交付を受けている方が対象です。

■内 容

身体障害者の障害の程度を軽くしたり、障害を取り除いて、日常生活や職業能力を高めるために必要な医療について、その医療費の一部を助成します。原則として1割負担となります。（入院時の食事療養費の標準負担額については自己負担となります。）

■条 件

一定の所得以上の方は対象とならない場合があります。

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳
- ②更生医療見積書および概略書または意見書
- ③健康保険情報（資格確認書等）
- ④マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●小児精神障害者入院医療費助成—都

都内に住所があり、精神障害のために精神病室での入院治療が必要な満18歳未満の方（継続の場合は20歳まで）の入院医療費を助成します。（食事療養費の標準負担額は自己負担となります。）

■手続きに必要なもの

- ①診断書
- ②住民票
- ③健康保険情報（資格確認書等）

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●難病医療費等助成—国・都

国および都が指定する特殊疾病にかかっている方が対象です。指定する疾病についてはお問い合わせください。

■内 容

申請して国および都で認定されると特定医療費（指定難病）受給者証または ⑧ 医療券が交付され、疾病の治療にかかった医療費等の一部を助成します。

■条 件

18 歳未満で小児慢性疾患に該当する方は対象となりません。

※生活保護受給中の方は一部該当しない疾病があります。

■手続きに必要なもの

加入している健康保険によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●小児慢性疾患医療費助成—都

18 歳未満の児童（継続の場合は 20 歳まで）で、次の疾病にかかっている方が対象です。

- (1) 悪性新生物
- (2) 慢性腎疾患
- (3) 慢性呼吸器疾患
- (4) 慢性心疾患
- (5) 内分泌疾患
- (6) 膠原病
- (7) 糖尿病
- (8) 先天性代謝異常
- (9) 血液疾患
- (10) 免疫疾患
- (11) 神経・筋疾患
- (12) 慢性消化器疾患
- (13) 染色体または遺伝子に変化を伴う症候群
- (14) 皮膚疾患
- (15) 骨系統疾患
- (16) 脈管系疾患

■内 容

申請して都で認定されると小児慢性疾患医療受給者証が交付され、疾病の治療にかかった医療費等の一部を助成します。

■手続きに必要なもの

加入している健康保険によって異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

5 派遣事業について

●●移動支援事業—国・都・市【地域生活支援事業】

障害者（児）のうち、外出が困難な方に対しホームヘルパーを派遣し移動の支援を行います。移動支援を利用するためには、申請手続きが必要となります。また、利用に当たっては、原則1割の利用者負担金がかかります。ただし、利用者負担の月額上限額など、負担の軽減措置があります。

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）、精神障害者保健福祉手帳など
- ②世帯の所得状況等にかかる書類など

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害者支援係 電話 042-555-1111 内線 186・187
FAX042-555-7323

●●手話通訳者等派遣事業—国・都・市【地域生活支援事業】

身体障害者手帳をお持ちの聴覚障害者等が、家庭生活および社会生活を円滑に営むうえで支障がある場合に手話通訳者等の派遣を受けることができます。

■内 容

手話通訳者等の派遣を受けることができる時間は、原則として午前7時から午後7時までです。ただし、緊急の場合等は、時間外の派遣を受けることができます。

■手続きに必要なもの

身体障害者手帳

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害者支援係 電話 042-555-1111 内線 186・187
FAX042-555-7323

●●重度脳性麻痺者介護事業—都・市

重度脳性麻痺者に対して、介護の支援をします。

■内 容

介護人は、登録者の屋外への手引き、同行その他必要な用務を行います。また、介護人は、障害者の推薦によるものとします。

■条 件

介護人の派遣対象者は、市内に居住する20歳以上の重度の脳性麻痺者で、その障害の程度が身体障害者手帳1級であり、単独で屋外活動をすることが困難な方です。

障害福祉サービス等を利用している方は対象となりません。（詳細はお問い合わせください。）

■手続きに必要なもの

①介護人推薦書

②介護人の介護同意書

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●生活介護事業「さくら」【障害福祉サービス】

在宅の常時介護を必要とする障害者に対して、創作的活動や生産活動の機会の提供、身体機能や生活能力の向上のために必要な支援等を行います。

■内 容

- (1) 創作活動・生産活動
- (2) 排せつおよび食事等の介護
- (3) 機能訓練等

■条 件

障害福祉サービス（生活介護）の支給決定を受けた、市内に居住する身体障害者および知的障害者が対象です。

■利用者負担

障害福祉サービスに要した費用（月額）の1割相当分と、実費負担額（食事代）は利用者の負担となります。

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害者支援係 電話 042-555-1111 内線 186・187
FAX042-555-7323

●●就労継続支援B型事業「いちょう」【障害福祉サービス】

企業等に雇用されることが困難な知的障害者に対して、福祉的就労の機会を提供し、生産活動を行っていくために必要な支援等を行います。

■内 容

- (1) 企業等からの受託による就労機会の提供
- (2) 自主生産活動
- (3) 就労能力の向上に必要な訓練等

■条 件

障害福祉サービス（就労継続支援B型）の支給決定を受けた、市内に居住する知的障害者が対象です。

■利用者負担

障害福祉サービスに要した費用（月額）の1割相当分と、実費負担額（食事代）は利用者の負担となります。

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害者支援係 電話 042-555-1111 内線 186・187
FAX042-555-7323

●●地域活動支援センターⅠ型事業「あおば」【地域生活支援事業】

<相談支援事業>

障害者や、その家族等に対し、自立生活と社会参加の促進を図るために、相談および情報の提供等を行います。

■内 容

- (1) 福祉サービスの紹介および利用のための支援
- (2) 専門機関の紹介および専門機関との連携による支援
- (3) 講習会の開催等の情報発信
- (4) ピアカウンセリング等

■条 件

市内に住所を有する在宅の障害者およびその家族等が対象です。

◆受付の窓口◆ 羽村市地域活動支援センターⅠ型事業「あおば」

電話 042-555-1210 FAX042-570-0621

<地域活動支援センター事業>

在宅の障害者に対し、創作的活動や機能訓練等を行います。

■内 容

- (1) 基本事業（機能訓練、社会適応訓練、介護方法の指導など）
- (2) 創作的活動等
- (3) 給食サービス
- (4) 入浴サービス
- (5) 送迎サービス

■条 件

地域生活支援事業受給者証の交付を受けた、市内に居住する65歳未満の障害者が対象です。

■利用者負担

サービスに要した費用（月額）の1割相当分と、実費負担額（創作的活動に係る原材料費や食事代など）は利用者の負担となります。

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害者支援係 電話 042-555-1111 内線 186・187

FAX042-555-7323

●●地域活動支援センターⅠ型事業「ハッピーウイング」

【地域生活支援事業】

在宅の精神障害者等に対し、自立生活と社会参加の促進を図るために、相談および情報の提供等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会の提供等を行います。

■内 容

- (1) 創作的活動の機会の提供
- (2) 障害者等の日常生活の相談および支援
- (3) 社会との交流の促進
- (4) 医療・福祉等関係機関との連携及び調整

■条 件

市内に住所を有する在宅の精神障害者およびその家族等が対象です。

◆受付の窓口◆ 地域活動支援センターⅠ型事業「ハッピーウイング」

電話 042-553-9888 FAX042-553-9886

●●障害者就労支援センター「エール」

企業等への就労を希望する障害者に対し、一般就労の機会の拡大を図るとともに、安心して働き続けられるように、就労面と生活面の支援の提供を一体的に行います。

■内 容

- (1) 就労面の支援
- (2) 生活面の支援等

■条 件

市内に住所を有し、企業等への就労を希望する障害者が対象です。

◆受付の窓口◆ 障害者就労支援センター「エール」

電話 042-570-1233 FAX042-570-1242

●●おむつ給付事業—市

身体障害者手帳の交付を受けていて、下肢・体幹機能障害を含む肢体不自由1・2級の方、愛の手帳1・2度の方で、常時おむつが必要な3歳以上の方が対象です。

■内 容

1人5,000円を限度として紙おむつ等を支給します。

■条 件（以下の場合は受けられません）

- ①病院などに入院しているとき
- ②施設に入所しているとき
- ③生活保護等を受給しているとき

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳または愛の手帳

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●救急通報システム事業—都・市

ひとり暮らしの重度障害者等が家庭内で緊急事態に陥ったときに、救急通報システム機器を用いて東京消防庁に通報し、救助を求めるシステムです。

■内 容

利用者の住宅に救急通報システム機器の設置を行います。

■費 用

設置費および管理費の一部を負担（住民税非課税の方、生活保護受給者の方は免除）

■条 件

ひとり暮らしで18歳以上の身体障害者手帳1・2級の方および難病患者の方が対象です。

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳、難病医療券の写しまたは難病診断書

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●住宅火災通報システム事業—都・市

家庭内での火災による緊急事態に備えて住宅用防災機器を給付し、火災の発生に伴う火災警報器からの信号を東京消防庁に自動通報することにより、火災に対する迅速な消火活動および障害者の救助等を行うためのシステムです。

■内 容

利用者の住宅に火災安全システム機器の設置を行います。

■費 用

設置費および管理費の一部を負担（原則1割）

■条 件

ひとり暮らしで18歳以上の身体障害者手帳1・2級をお持ちで、緊急時の対応が困難な方（緊急通報システム事業を利用している方に限る）、およびひとり暮らしで18歳以上の愛の手帳1・2度をお持ちで、日常生活の判断能力が低いために緊急時の対応が困難な方が対象です。

■手続きに必要なもの

①身体障害者手帳または愛の手帳

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX 042-555-7323

●●障害者（児）日常生活用具給付事業—国・都・市

【地域生活支援事業】

原則として身体障害者手帳または愛の手帳、または難病等対象疾患による障害をお持ちの方で、在宅生活をしている方が対象です。（介護保険対象の方は介護保険が優先されます。）

■内 容

障害をお持ちの方に対し、在宅での日常生活を容易にするために、下記の日常生活用具を給付します。（各用具により対象者や必要書類が異なりますので、詳しくは購入前にお問い合わせください。）

特殊寝台、訓練用ベッド、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、入浴補助用具、便器、頭部保護帽（精神障害の方も含む）、Ｔ字状・棒状のつえ、歩行支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火装置、電磁調理器、音響案内装置、屋内信号装置、透析液加温器、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、動脈血中酸素飽和測定器（パルスオキシメーター）、酸素ボンベ運搬車、音声式体温計、体重計、音声式血圧計、携帯用会話補助装置、情報通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、ポータブルレコーダー、活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、時計、聴覚障害者用通信装置（FAX）、情報受信装置、人工喉頭、点字図書、ストマ装具、紙おむつ、収尿器、居宅生活動作補助用具、フラッシュベル、会議用拡聴器、携帯用信号装置、ガス安全システム、酸素吸入装置、

空気清浄器、ルームクーラー

■利用者負担

原則として費用の1割の負担があります。給付基準額以上のものを希望された場合は自己負担となります。

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳または愛の手帳、特定医療費受給者証等
- ②見積書

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害者支援係 電話 042-555-1111 内線 186・187
FAX042-555-7323

●●障害者（児）訪問入浴サービス事業—国・都・市

【地域生活支援事業】

在宅の身体障害者（児）の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴サービスを行います。

■内 容

自宅を訪問し、浴槽を提供して行う入浴の介護（原則週1回。ただし6月から9月は週2回。）

■条 件

市内に居住する6歳以上65歳未満の身体障害者（児）で、訪問入浴サービスが必要と認められる方。なお、介護保険法の施策の対象の方、感染症および運営上支障があると認められる方については対象となりません。

■利用者負担

原則として、訪問入浴サービスに要した費用の1割相当分が利用者負担となります。

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳
- ②訪問入浴サービス同意書
- ③主治医による入浴に関する意見書

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害者支援係 電話 042-555-1111 内線 186・187
FAX042-555-7323

●●障害者等日中一時支援事業—国・都・市

【地域生活支援事業】

介護者が、緊急その他やむを得ない理由により障害者等を介護することができないとき、障害者等の日中における活動の場の確保及び一時的な見守りの支援を行います。

■条 件

羽村市内に居住する障害者等であって、日中一時支援サービスが必要であると認められる方。

■利用者負担

原則として費用の1割の負担があります。

■手続きに必要なもの

①身体障害者手帳または愛の手帳等

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害者支援係 電話 042-555-1111 内線 186・187
FAX042-555-7323

●●障害者（児）ショートステイ事業—市

在宅の障害者（児）を介護している方が、疾病や休養などの理由により家庭における介護が一時的に困難になった場合に、障害者を短期間保護するショートステイが受けられます。

■内 容

入所期間は原則として、月7日以内とします。原則1割の利用者負担金がかかります。また、食費等一部も利用者の負担となります。

■条 件

市内に居住する障害者（児）で、短期入所の支給決定を受けており、障害者総合支援法に定めるサービスを利用できないこと等が要件となります。（詳細はお問合せください。）

■手続きに必要なもの

①身体障害者手帳または愛の手帳

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害者支援係 電話 042-555-1111 内線 186・187
FAX042-555-7323

●●福祉有償運送事業（ふれあいキャリー）—羽村市社会福祉協議会

公共交通機関（電車、バス、タクシー等）の利用が困難な障害者（児）および高齢者等で市内在住の方が対象です。

■内 容

車いすやストレッチャーで乗車することのできる自動車で、病院への通院、生活必需品の買い物、公的行事への参加など、“ドア・ツー・ドア”（玄関から玄関）の利用ができます。

■利用できる方

次に掲げる要件のすべてに該当し利用会員登録している方

①羽村市在住

②羽村市社会福祉協議会の個人会員および同一世帯の家族

- ③身体障害者手帳の交付を受けている方または要支援および要介護認定を受け、介護保険証の交付を受けている方で、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方

■利用会員登録

次に掲げるものをご持参いただき、利用会員登録申請書に必要事項を記入のうえ、お申込みください。

①印鑑

②障害者手帳の写し（交付を受けていない場合は不要）

③介護保険証の写し（交付を受けていない場合は不要）

④生活保護を受給されている方は、生活保護受給証明書

※なお、羽村市心身障害者（児）タクシー費用助成又は自動車ガソリン費用助成（P.40、41）を受けている方が会員登録した場合は助成限度額が半額になります。

■運行時間

毎日午前8時～午後6時（ただし、12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）

■運行範囲

羽村市、青梅市、福生市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、武蔵村山市

■利用申込

利用は予約制です。（電話予約可）

①利用は1週間あたり2回までです。

週1回目の予約受付：2か月前から2日前まで

週2回目の予約受付：2週間前から2日前まで

②受付は午前8時30分～午後5時

（土・日・祝日および12月29日から翌年1月3日までを除く。）

■利用料

事前に利用券を購入していただき、利用券でお支払ください。

	障害者登録の方	要介護者登録の方
1時間以内	350円	700円
1時間を超えるとき 30分の利用につき	175円	350円
キャンセル料 （運行当日）	350円	350円

※生活保護を受けている方の利用料は免除となります。

※駐車場・有料道路の料金は利用会員の負担となります。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会 電話 042-554-0380（ふれあいキャリー）

●●駐車禁止の対象除外

障害者が使用中の自動車は、駐車禁止規制の一部が除外となる場合があります。

詳しくは福生警察署にお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 福生警察署 電話 042-551-0110

●●補助犬の給付—都

視覚障害者、肢体不自由者および聴覚障害者の行動範囲を拡大し、社会復帰と自立更生を促進するために、補助犬が給付されます。

■内 容

満 18 歳以上の在宅の身体障害者で次のすべてに該当するもの。

- (1) 身体障害者手帳をお持ちで、盲導犬については視覚障害 1 級、介助犬については肢体不自由 1・2 級、聴導犬については聴覚障害 2 級であること
- (2) 都内におおむね 1 年以上居住していること
- (3) 本人の属する世帯全員の所得税額が平均月額 77,000 円未満であること
- (4) 所定の訓練を受け、補助犬の行動を適切に管理することができると認められること
- (5) 補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があると認められること
- (6) 借家等に居住する場合は、その家屋の所有者または管理人の承諾を得られること

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳
- ②世帯全員の住民票の写しおよび所得税額が確認できるもの
- ③印鑑

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●身体障害者相談員・知的障害者相談員—市

- (1) 身体障害者相談員は、身体に障害のある方の更生援護の相談に応じ、必要な指導を行い、身体障害者地域活動をすすめ、関係機関と連携して身体に障害のある方へ理解を図る等の業務を行います。
- (2) 知的障害者相談員は、知的障害のある方の更生援護に関し、本人またはその保護者等からの相談に応じ、必要な指導・助言を行い、関係機関と連携して知的障害のある方への理解を図る等の業務を行います。

※ご相談を希望される方は、下記にお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●声の広報の配布

視覚障害者で希望される方に、広報はむらに掲載した内容を音声で録音し、毎月1日と15日に、声の広報（CD）として郵送で配布しています。

◆受付の窓口◆ 秘書広報課広報・シティプロモーション係

電話 042-555-1111 内線 337・338

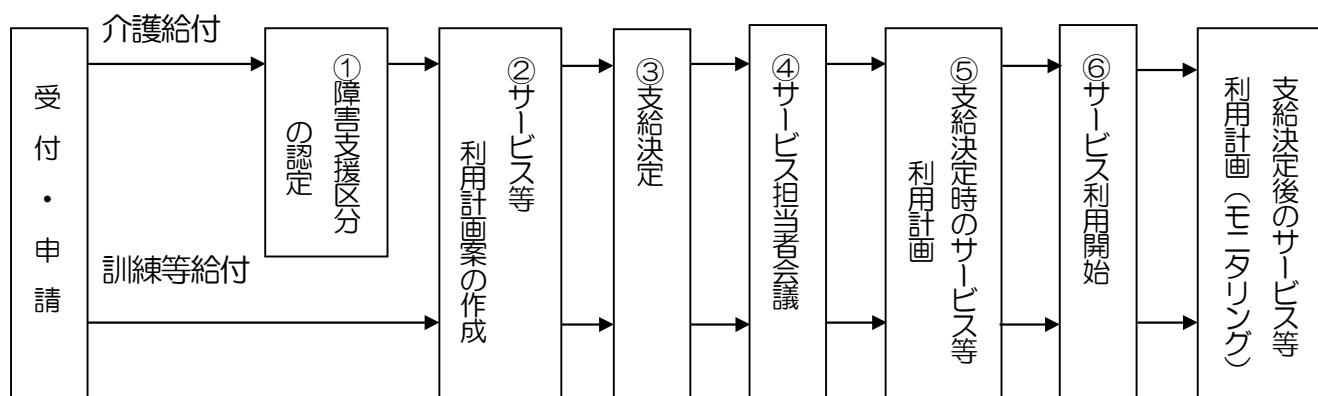
●●障害福祉サービス

（介護給付・訓練等給付・地域相談支援給付）

介護給付は、障害者総合支援法に基づくサービスで、在宅支援を中心とした様々なメニューが用意されています。訓練等給付は、就労支援を目的とした通所サービス等があります。

障害福祉サービスを利用するためには、申請手続きが必要となります。また、利用に当たっては、原則 1 割の利用者負担金がかかります。ただし、利用者負担の月額上限額など、負担の軽減措置があります。

■支給決定までの流れ



■サービスメニュー

介護給付	訓練等給付
居宅介護（ホームヘルプ）	自立訓練（機能訓練・生活訓練）
重度訪問介護	自立訓練（宿泊型自立訓練）
同行援護	就労移行支援
行動援護	就労継続支援（A型・B型）
重度障害者等包括援護	共同生活援助（グループホーム）
短期入所（ショートステイ）	就労定着支援

療養介護	自立生活援助
生活介護	就労選択支援
施設入所支援	地域相談支援給付
	地域移行支援
	地域定着支援

■手続きに必要なもの（詳しくは下記の窓口まで）

- ①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳など
- ②マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害者支援係 電話 042-555-1111 内線 186・187
FAX042-555-7323

●●障害児通所支援

障害児通所支援は、身体障害、知的障害、精神障害または発達障害をお持ちの児童に対して給付されます。

障害児通所支援を利用するためには、申請手続きが必要となります。

■サービスメニュー

（１）児童発達支援

未就学の障害児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練を行います。

（２）居宅訪問型児童発達支援

医療的ケアや重症心身障害等により外出が著しく困難な場合や感染症にかかりやすく重篤化する恐れのある場合に、居宅を訪問して発達支援を行います。

（３）放課後等デイサービス

就学中の障害児に、授業の終了後または夏休み等の休業中に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

（４）保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

■手続きに必要なもの

- ①身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳など
- ②マイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害者支援係 電話 042-555-1111 内線 186・187
FAX042-555-7323

●●心身障害者扶養共済制度—都

障害者を扶養する保護者に万一の事態（死亡・重度障害）が生じたとき、残された障害者の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、障害者の将来に対して保護者の方が抱く不安の軽減を図ることを目的とした制度です。

■内 容

保護者が生存中に毎月一定の掛金を収めることにより、保護者が死亡または重度障害と認められたときは、障害者に終身一定額の年金を支給します。

なお、東京都から転出した場合でも、転出先の道府県の制度に加入することで加入期間が通算される、全国共通の制度です。

制度の詳細につきましては、お問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 173・174
FAX042-555-7323

●●高次脳機能障害相談支援事業—市

高次脳機能障害とは、脳の病気や交通事故など、様々な原因によって脳に損傷を受けたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神機能の障害を指します。これらの症状を抱えている方が安心して生活していけるよう、相談員が日常生活面の困りごとや仕事、日中の過ごし方、医療機関、福祉サービスの利用などについて、当事者および家族、関係機関からの個別相談に応じます。

※ご相談を希望される方は、下記にお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 障害福祉課障害者支援係 電話 042-555-1111 内線 186・187
FAX042-555-7323

生活に困っている方のために

1. 生活費の援助

- 生活保護……………70
- 就学援助……………70
- 廃棄物処理手数料の減免……………71
- 住居確保給付金……………71

2. 貸付制度

- 生活福祉資金貸付制度……………73
- 緊急生活援護資金貸付……………76

●●生活保護—国・市

生活保護は、生活に困窮している方々に対して、生活保護法にもとづいて、最低限度の生活を保障し、自分の力、または他の方法で生活できるようになるまで援助する制度です。福祉事務所では、相談・申請を受け、その世帯の最低生活費を生活保護基準にもとづき算定し、世帯の収入・資産状況等を調査したうえで、生活保護基準と比較してその不足する額について生活保護費として支給し、自立のための支援を行います。

■生活保護の基本的要件

生活保護は、その方の資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることから、生活保護受給中は、次のような努力をしていただきます。

- (1) 働ける人は能力に応じて働いていただき、収入を得る努力をしてください。
- (2) 世帯の財産で活用できるものは、暮らしのために活用してください。
- (3) 年金、手当など他の制度を受けられるものはすべて受けてください。
- (4) 親、子ども、兄弟姉妹などの支援を受けられる場合は受けてください。
- (5) その他、暮らしに役立つものがあれば活用してください。

◆相談・受付の窓口◆ 社会福祉課生活福祉係

電話 042-555-1111 内線 117～119

●●就学援助—国・市

就学援助は、市内に在住していて小中学校に通うお子さんがいる家庭で、経済的な理由により教育費の支出が困難な場合に、学用品費などの援助を行う制度です。

■内 容

学用品費、校外活動費など

■申請方法

電子申請または学校教育課学務係に申請書を提出してください。

◆受付の窓口◆ 教育委員会学校教育課学務係

電話 042-555-1111 内線 358

●●廃棄物処理手数料の減免―市

生活保護受給世帯の方に、廃棄物処理手数料の免除制度があります。

<市指定収集袋（ごみ袋）の交付>

■受付期間

一斉受付…11月（詳しくは10月の広報はむらでお知らせします。）

随時受付…申請を忘れてしまった場合は、随時受付しています。

■交付枚数（一斉受付期間に申請した場合です。途中申請の場合は月割りの枚数となります。）

燃やせるごみ用 4人以下の世帯 中袋（20リットル袋）110枚

5人以上の世帯 大袋（40リットル袋）110枚

燃やせないごみ用 4人以下の世帯 中袋（20リットル袋）30枚

5人以上の世帯 大袋（40リットル袋）30枚

■手続きに必要なもの

対象者であることを証明できる書類

※代理の方が袋を受領する場合はこの他に代理の方の身分を証明するものが必要です。

<粗大ごみ等の廃棄物処理手数料の免除>

粗大ごみ等の廃棄物処理手数料を免除します。詳しくは、お問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 生活環境課生活環境係

電話 042-555-1111 内線 222・204・205

●●住居確保給付金―国・市

経済的に困窮し、住居を喪失、またはそのおそれのある方に、家賃補助、転居費用補助を行います。申請には、生活自立相談窓口での面談が必要です。

<家賃補助>

離職などにより経済的に困窮し、住居を喪失したか、住居を喪失するおそれのある方について、就職活動の支援を行うとともに、有期（原則3か月）で家賃相当額（上限額あり）を支給する制度です。

■内 容

3か月を限度とし（状況により延長の可能性あり）、市から不動産仲介業者等の口座に、家賃相当額（上限額あり）を直接振り込みます。

受給期間中は、常用就職（期間の定めのない労働契約または6月以上の労働契約による就職）を目指し、市役所やハローワークでの定期的な面接相談、求人先への応募などを行う義務があります。

■条 件 次のすべてに該当する方

- ①離職、やむを得ない休業などにより経済的に困窮し、住居を喪失したか住居を喪失するおそれのあること（賃貸住宅などに入居している方）
- ②離職等の日から2年以内であること、または、給与等を得る機会が本人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、離職・廃業と同程度の状況にあること
- ③離職等の場合は離職等の日において、やむを得ない休業等の場合は申請月において、その属する世帯の生計を主として維持していた、または維持していること
- ④世帯の収入合計額が一定額以下であること
- ⑤世帯の預貯金、現金等の合計額が一定額以下であること
- ⑥ハローワークに求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行うこと
- ⑦申請する方及び同一の世帯の方が類似の給付などを受けていないこと
- ⑧申請する方及び同一の世帯の方が暴力団員でないこと

＜転居費用補助＞

離職や同一の世帯の方の死亡などにより世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失したか、住居を喪失するおそれのある方について、家計の改善に向けた支援のため、転居費用相当額（上限額あり）を支給する制度です。

■内 容

転居先の住宅に係る初期費用等について、市から不動産仲介業者等の口座に直接振り込むか、申請者の口座等へ支給するか、経費内容に応じていずれかの方法で支給します。

■条 件 次のすべてに該当する方

- ①離職や同一の世帯の方の死亡などにより世帯収入が著しく減少して経済的に困窮し、住居を喪失したか住居を喪失するおそれのあること
- ②申請月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内であること
- ③申請月において、その属する世帯の生計を主として維持していること
- ④世帯の収入合計額が一定額以下であること
- ⑤世帯の預貯金、現金等の合計額が一定額以下であること
- ⑥家計に関する相談支援において、家計の改善のために転居が必要であり、かつ、その費用の捻出が困難であると認められること
- ⑦申請する方及び同一の世帯の方が類似の給付などを受けていないこと
- ⑧申請する方及び同一の世帯の方が暴力団員でないこと

◆受付の窓口◆ 社会福祉課庶務係

電話 042-555-1111 内線 107

2 貸付制度

●●生活福祉資金貸付制度—東京都社会福祉協議会

①福祉資金・教育支援資金

所得の少ない世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする制度です。

具体的な利用目的がある場合に、該当する資金の貸付を行います。

※利用目的が明確でない場合は貸付けできません。

※生活費や借金の返済等に資金を使用することはできません。

■対象者

都内在住で、下記のいずれかに該当する世帯で、他機関からの借入れが困難な場合かつ貸付審査により返済の見込みがあると判断された世帯

低所得世帯	世帯の収入が一定基準を超えない世帯 (詳細はお問い合わせください)
障害者世帯	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けた方の属する世帯
高齢者世帯	日常生活上、療養または介護を必要とする、おおむね65歳以上の高齢者が属し、世帯収入が一定基準を超えない世帯

■内 容

【福祉資金】

技能習得、出産・葬祭、負傷・疾病の療養、住居移転、就職支度、障害者用自動車等にかかる費用

【教育支援資金】

高等学校、専門学校、大学等の授業料および入学金の費用

■その他

- ①貸付資金により対象世帯が定められています。
- ②民生委員による相談支援活動が伴います。
- ③申込みから資金交付までに最低でも1か月以上かかります。
- ④貸付要件、貸付上限額、返済期間、保証人、利子などの詳細についてはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会

電話 042-554-0304

②緊急小口資金―東京都社会福祉協議会

所得の少ない世帯に対して、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする貸付制度です。

緊急かつ一時的に困窮している世帯が、資金の貸付によってその後の生活および返済の見通しが立つ場合であって、一時的に生活困難となった理由が、定められた「貸付対象理由」に該当する場合に対象となります。

■対象者

(1) 低所得世帯であること

これまで生計を維持してきた世帯であり、世帯の収入が基準以下であること
(収入基準については、お問い合わせください。※毎年改定されます。)

(2) 緊急かつ一時的に生計維持が困難な状況であること

(3) 返済(償還)が可能な見通しが立つこと

■内 容

(1) 貸付限度額 100,000円以内の必要額(1,000円単位)

(2) 無利子

(3) 据置期間 2か月 返済期間 12か月以内

(4) 連帯保証人 不要

(5) 返済方法 原則として口座引落しで月賦返済

■その他

①貸付時の審査により貸付できない場合があります。

②必要書類や手続きについてはお問い合わせください。

③申し込みから資金交付までに最短でも5日(営業日)かかります。

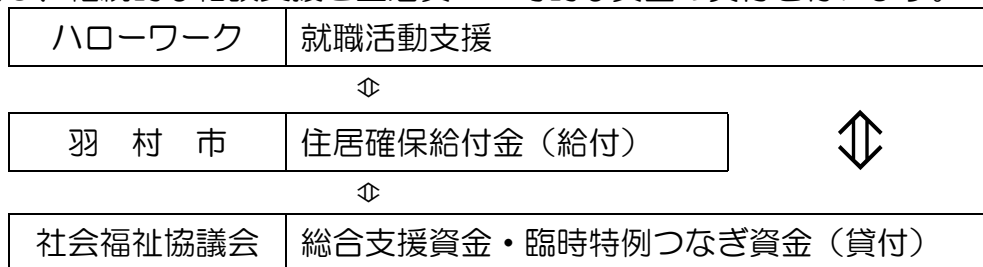
④5万円を超える貸付を必要とする場合には条件があります。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会

電話 042-554-0304

③総合支援資金―東京都社会福祉協議会

日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのために、ハローワーク、羽村市と連携し、継続的な相談支援と生活費・一時的な資金の貸付を行います。



■対象者

①失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援と生活費および一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯

②貸付に際しては、原則として生活困窮者自立支援法に基づく自立支援相談事業等による支援を受けるとともに、貸付後の継続的な支援を受けることに同意している世帯

■内 容

種 別	資金の目的	
生活支援費	生活再建に向けて就職活動等を行う間の生活費	・就職活動期間の生活費 ・再就職後に返済することを考え、支出の見直しも行う ・負債の返済費用は対象外
一時生活再建費	生活再建をするために一時的に必要なかつ日常生活で賄うことが困難である費用の貸付	・生活を立て直すために低家賃の住居へ転居が必要な場合の転居費用、家具什器費等 ・住居確保給付金申請者の場合の家具什器費等 ・公共料金滞納の場合の支払い費用 ・現在居住している住居の更新料
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸借契約を結ぶ為に必要な経費	・敷金・礼金 ・入居に際して当初の支払いを要する賃料、共益費、管理費 ・その他入居に必要な経費 ・運送費

■条 件

- ①低所得世帯であって、収入の減少や失業などにより生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっていること
 - ②借入申込者の本人確認が可能であること
 - ③現に住居を有していることまたは住居確保給付金の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
 - ④実施主体および関係機関から貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること
 - ⑤実施主体が貸付および関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることが見込まれ、償還を見込めること
 - ⑥失業等給付、職業訓練受講給付金、生活保護、年金等の他の公的給付または公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと
- ※他にも貸付により自立が見込まれる世帯の要件がありますので、お問い合わせください。

■臨時特例つなぎ資金

住居の無い離職者を支援する公的給付制度、公的貸付制度の申請が受理されている方に対し、当該給付金・貸付金の交付を受けるまでの当面の生活費を貸付けます。

■その他

貸付要件、貸付限度額、返済期間、保証人、利子などの詳細についてはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会

電話 042-554-0304

④不動産担保型生活資金—東京都社会福祉協議会

現在お住まいの自己所有の不動産（土地・建物）に、将来にわたって住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、その不動産を担保として生活資金を貸付ける制度です。

■対象者

- （１）借入申込者が単独で所有している不動産に居住している世帯（同居の配偶者が連帯借受人となる場合は、配偶者と共有している不動産も対象となります。）
- （２）世帯の構成員が原則として65歳以上

- (3) 単身世帯、夫婦のみ世帯（親が同居する世帯を含む）
- (4) 低所得世帯（生活保護世帯および公的資金借入中の世帯は原則として対象外）

■対象不動産

- (1) 土地の評価額が概ね1,500万円以上の一戸建て住宅（集合住宅は不可）
- (2) 賃借権等の利用権および抵当権等の担保権が設定されていない不動産

■その他

貸付限度額、利率、連帯保証人、その他詳細についてはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会

電話 042-554-0304

⑤要保護世帯向け不動産担保型生活資金—東京都社会福祉協議会

自宅を所有する要保護状態の高齢者世帯に対し、自宅を担保に生活資金の貸付を行うことにより、世帯の自立を支援し、生活保護制度の適正化を図ることを目的とする貸付制度です。

※要保護状態：この制度を利用しなければ生活保護の受給が必要であると、福祉事務所が認めた状態をいいます。

借受人が死亡した後、原則としてその自宅を売却して貸付金を返済していただきます。そのため、推定相続人は担保となる自宅を相続できない可能性があります。

■対象者

- (1) 借入申込者および同居の配偶者が65歳以上の世帯
- (2) 福祉事務所が要保護状態にあると認めた世帯

■対象不動産

- (1) 評価額500万円以上の不動産（集合住宅を含む）
- (2) 借入申込者が単独で所有していること
（同居の配偶者と共有している場合、配偶者が連帯借受人となること）
- (3) 住宅ローン等の担保になっていないこと

■その他

貸付限度額、利率、連帯保証人、その他詳細についてはお問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会

電話 042-554-0304

●●緊急生活援護資金貸付—羽村市社会福祉協議会

低所得世帯で緊急な出費を要する場合に、一時的な生活費を貸付けます。民生委員の協力を得て経済的な自立に向けた指導援助を行います。

■対象者

羽村市に住民登録されている世帯で、資金の償還が可能な世帯主

■内 容

緊急な出費に対する貸付（原則5万円以内）

■条 件

- ①市内に居住する保証人1人が必要です。
- ②居住地区の民生委員による意見書が必要です。

■利 子

無利子

■申込み

窓口にお越しのうえ相談してください。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会

電話 042-554-0304

成人と高齢者のために

1. 社会参加と生きがいづくり

- シルバー人材センター……………79
- 高齢者クラブ……………79
- シルバーパス……………80
- 老人福祉センター「じゅらく苑」……80
- 高齢者在宅サービスセンター
「いこいの里」……81
- 敬老のつどい……………82
- 高齢者レクリエーションのつどい……82
- お好み講座、いきいき講座、ボランテ
ィア講師による講座……………82
- 老齢基礎年金……………83

2. 健康を守るために

- 後期高齢者医療制度……………84
- 健康なんでも相談……………86
- 胃がん検診・肺がん検診……………86
- 乳がん検診……………87
- 子宮頸がん検診……………87
- 大腸がん検診……………88
- 肝炎ウイルス検診……………88
- 骨粗しょう症予防検診……………89
- 特定健康診査……………89
- 後期高齢者医療制度健康診査……………90
- 30歳・35歳健康診査……………90
- 成人歯科健康診査……………91
- 高齢者肺炎球菌予防接種……………91
- 带状疱疹予防接種……………92
- 高齢者インフルエンザ予防接種……………93
- 新型コロナウイルス感染症予防接種……93
- 骨髄移植ドナー支援事業……………94

3. 助成・給付について

- 敬老金の支給……………95
- 水道・下水道の使用料金の助成……………95
- 福祉電話事業……………96
- 自立支援住宅改修給付事業……………96
- おむつ給付事業……………97
- 家族介護慰労金の支給……………98

4. 高齢者の見守り活動

- 救急通報システム事業……………99
- 住宅火災通報システム事業……………99
- 徘徊高齢者探索サービス事業……………100
- 友愛訪問員の訪問事業……………100

5. その他

- ねたきり高齢者等寝具乾燥事業……………101
- 福祉有償運送事業
(ふれあいキャリー)……………101
- 家族介護支援事業……………102
- 福祉機器貸し出し事業……………102
- 総合相談……………103
- 権利擁護事業……………104
- 養護老人ホームへの入所措置……………104
- 廃棄物処理手数料の減免……………105

1 社会参加と生きがいづくり

●●シルバー人材センター

原則 60 歳以上の健康な方で、働く意欲のある方なら誰でも入会の申し込みができ、仕事の内容に応じて配分金（報酬）が支払われます。

■仕事の内容

- ①宛て名書き、毛筆、賞状書き、書類整理
- ②植木の剪定、除草
- ③組立、包装、封入など内職作業
- ④大工作業、ふすま・障子・網戸の張り替え
- ⑤掃除、家事援助等
- ⑥事業所等での軽作業・屋外作業など

■会員の会費

年会費 1 人 2,000 円

■その他

各種技能講習、体験教室、ボランティア活動、サークル活動を行っています。

◆問い合わせ◆ 公益社団法人羽村市シルバー人材センター 電話 042-554-5131

●●高齢者クラブ

高齢者クラブは、高齢期の生活を楽しく有意義なものにするために、地域の人たちによって自主的につくられた団体です。市内には28のクラブがあります。あなたも高齢者クラブに入会して、新しい生きがいを見つけてみませんか。

■入会資格

おおむね 60 歳以上の方

■活動内容

健康増進を目ざす活動、教養講座や趣味のサークル活動、地域に即したボランティアや交流活動、高齢者福祉バスを活用した研修など

■手続き

加入の申込みは、お住まいの地域の高齢者クラブ会長または高齢福祉介護課まで

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係

電話 042-555-1111 内線 175～178

●●シルバーパス—都

満70歳以上の都民の方に、申し込みにより都営交通、都内を走行する民営バス等を利用できる「東京都シルバーパス」を発行します。

■費用

(1) 住民税非課税の方または、住民税課税の方で前年の合計所得金額が135万円以下の方 1,000円

(2) (1) 以外の方 20,510円

※適用は、発行日によって異なりますので、一般社団法人東京バス協会にお問い合わせください。

■申込方法

費用と必要書類をご用意の上、最寄のシルバーパスを取り扱っているバス営業所等に申込みください。

■必要書類

①マイナンバーカードまたは運転免許証など住所・氏名・生年月日を確認できる書類

② (ア) 介護保険料納入(決定)通知書

(イ) 住民税非課税/課税証明書

(ウ) 生活保護受給証明書(「生活扶助」の記載があるもの)

※①は全員、②は住民税非課税の方または、住民税課税の方で前年の合計所得金額が135万円以下の方のみ、(ア)～(ウ)のいずれか1つ

■パスの有効期間

発行日～翌年9月30日

◆問い合わせ◆ 一般社団法人東京バス協会

電話 03-5308-6950

●●老人福祉センター「じゅらく苑」

コミュニティセンターに併設されている老人福祉センター「じゅらく苑」は、グループや団体での利用はもちろん、個人でも無料で利用できる高齢者のための施設です。

■所在地

羽村市緑ヶ丘5-2-6(市役所となり)

■開館時間

午前9時～午後10時

※お風呂の利用時間は、火・木・土曜日の午後1時から午後4時までです。

■利用対象者

市内在住の60歳以上の方

■休館日

毎週月曜日（月曜日が祝日と重なった場合は開館します）、年末年始（12月29日から1月3日）

■その他

お風呂を利用される方は、タオル等の入浴用具をご持参ください。また、利用者証が必要となりますので、事前に高齢福祉介護課までお問い合わせください。

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係

電話 042-555-1111 内線 175～178

●●高齢者在宅サービスセンター「いこいの里」

いこいの里は、在宅サービスセンターと老人福祉センターが併設されている施設です。談話ホール、お風呂（男女各1）、娛樂室（カラオケ・卓球）、集会室などがあり、高齢者の方ならどなたでも無料でご利用いただけます。なお、施設をご利用いただく際には、利用者証が必要となりますので、事前にいこいの里または高齢福祉介護課までお問い合わせください。

※通所介護（デイサービス）事業が令和7年6月30日をもって終了するため、施設名称が令和7年7月1日から「老人福祉センターいこいの里」となります。

■所在地

羽村市羽加美4-18-6

■開館時間

午前9時～午後4時30分

※お風呂の利用時間は、月・水・金曜日の正午から午後3時30分までです。

■利用対象者

市内在住の60歳以上の方

■休館日

毎週日曜日、祝日、年末年始（12月29日から1月3日）

■その他

館内は土足厳禁となっていますので、上履きをご持参ください。
お風呂を利用される方は、タオル等の入浴用具をご持参ください。

◆問い合わせ◆ いこいの里

電話 042-578-0678

●●敬老のつどい

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者に感謝と敬意を表し、長寿を祝うとともに、交流の機会として、敬老の日にあわせて式典などを行います。

■開催日

9月第3月曜日（敬老の日）

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係

電話 042-555-1111 内線 175～178

●●高齢者レクリエーションのつどい

高齢者の交流の機会の確保と、レクリエーションを通じて健康の増進と親睦を深めることを目的として開催します。

■開催日

6月

■対象者

市内在住の60歳以上の方

■会場

羽村市スポーツセンター

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係

電話 042-555-1111 内線 175～178

●●お好み講座、いきいき講座、 ボランティア講師による講座

高齢者を対象に、様々な講座を開催します。

■対象者

市内在住の60歳以上の方

■会場

老人福祉センターじゅらく苑、高齢者在宅サービスセンターいこいの里

※通所介護（デイサービス）事業が令和7年6月30日をもって終了するため、施設名称が令和7年7月1日から「老人福祉センターいこいの里」となります。

■内 容

- 〔じゅらく苑〕 お好み講座：将棋、華道
ボランティア講師による講座：民踊（新舞踊）、囲碁、切り絵、茶道、詩吟
- 〔いこいの里〕 いきいき講座：陶芸、華道、水墨画、七宝焼、大正琴、水彩画、書道
ボランティア講師による講座：詩吟、写真、ハーモニカ、俳句、ストレッチ体操、フラワーアレンジメント、民謡体操

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係

電話 042-555-1111 内線 175～178

いこいの里

電話 042-578-0678

●●老齢基礎年金―国

65 歳以上の方が対象です。希望により 60 歳から受けることもできますが、年齢に応じて減額されます。支払月は偶数月で誕生日の翌月より支給されます。

■年金額

令和 7 年 4 月 1 日現在の年額

$$\begin{array}{l} \text{※} \\ 831,700 \text{ 円} \times \frac{\text{保険料納付済期間の月数} + \text{免除月数の合計}}{40 \text{ 年} \times 12 \text{ 月}} \end{array}$$

※ 昭和 31 年 4 月 1 日以前に生まれた方は、829,300 円

■条 件

原則として 10 年間以上の受給資格期間（＝保険料納付済期間＋保険料免除期間＋合算対象期間）が必要です。※合算対象期間についてはお問い合わせください。

■手続きに必要なもの

- ①年金手帳または基礎年金番号通知
- ②住民票または戸籍謄本またはマイナンバー関連書類（詳しくは担当課窓口にお問い合わせください。）
- ③請求者の預金通帳（写しでも可）
- ④配偶者が年金を受けている場合は、その証書など

◆受付の窓口◆※加入制度により一人一人受付窓口が異なります。

国民年金（第 1 号被保険者期間）のみ加入の方／市民課高齢医療・年金係

電話 042-555-1111 内線 137・138・140

上記以外の方／青梅年金事務所

電話 0428-30-3410

2 健康を守るために

●●後期高齢者医療制度―国（令和7年4月1日現在）

75 歳になると、それまでに加入していた国民健康保険などの医療保険から、後期高齢者医療制度の被保険者となり、医療を受けることになります。（加入手続き不要）

■対 象 75 歳以上の方（65 歳から 74 歳までの方で一定の障害がある方は、認定を受けて加入することができます。）

■内 容

（１）診療のうけ方

医療機関等の窓口で次のいずれかの方法で、資格情報の確認を受けてください。

①マイナ保険証（健康保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）を利用する。

②資格確認書を提示する（①を持たない方へ、自動的に送られます。）

※①の方へ送付される「資格情報のお知らせ」だけでは受診することはできません。

※令和7年7月31日までは、お手元にある紙の保険証（有効期限内）でも受診できます。

（２）自己負担および 1 か月の医療費の自己負担限度額

かかった医療費の「1 割」「2 割」または「3 割」を支払います。

この自己負担割合は、前年の所得が確定した後、毎年 8 月 1 日に見直します。

外来の場合は、個人単位での自己負担限度額が適用され、入院を含む場合は、単身者でも世帯単位の自己負担限度額が適用されます。

負担割合	所得区分		外来＋入院	
			外来（個人ごと）	（世帯ごと）
3 割	現役並み所得Ⅲ 課税所得 690 万円以上		252,600 円＋【（10 割分の医療費－842,000 円）× 1 %】 〈140,100 円※ 1〉	
	現役並み所得Ⅱ 課税所得 380 万円以上		167,400 円＋【（10 割分の医療費－558,000 円）× 1 %】 〈93,000 円※ 1〉	
	現役並み所得Ⅰ 課税所得 145 万円以上		80,100 円＋【（10 割分の医療費－267,000 円）× 1 %】 〈44,400 円※ 1〉	
2 割	一般Ⅱ		6,000 円＋（10 割分の医療費 －30,000 円）× 10 %または 18,000 円のいずれか低い方 〈144,000 円〉	57,600 円 〈44,400 円※ 1〉
1 割	一般Ⅰ		18,000 円 〈144,000 円〉	57,600 円 〈44,400 円※ 1〉
	住民税 非課税	区分Ⅱ	8,000 円	24,600 円
		区分Ⅰ		15,000 円

※ 1 多数回該当（諸条件あり）

区分Ⅱ・・・・・・住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方

区分Ⅰ・・・・・・・・・・住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が０円の方または
老齢福祉年金を受給している方

３割の現役並所得Ⅰ・Ⅱおよび１割の区分Ⅰ・Ⅱは、マイナ保険証をお持ちの方は手続き
不要で適用されますが、マイナ保険証をお持ちでない方は、資格確認書に区分を記載す
るための申請が必要です。(初回のみ)

１か月ごとの自己負担額が表の自己負担限度額を超えた場合は、超えた額を払い戻しま
す(高額療養費)。(入院時の食費や保険対象外の差額ベッド料などは対象となりません。)

(３) 一般病床への入院時の食事代（１食あたり）

一般病床に入院したときの食事代の自己負担は、次の標準負担額までです。

食事の標準負担額

一般Ⅰ・Ⅱ、現役並みの所得のある方		５１０円
区分Ⅱの方	過去１２カ月の入院日数が９０日以内	２４０円
	過去１２カ月の入院日数が９０日超 (長期入院該当※)	１９０円
区分Ⅰの方		１１０円

※ 区分Ⅱ該当期間の入院日数のわかる医療機関の領収書などを添えて、
事前申請が必要です。

(４) 療養病床に入院したとき

療養病床に入院したときの食費と居住費の自己負担は、次の標準負担額までです。

※入院医療の必要性が高い方（人工呼吸器、静脈栄養などが必要な方や難病の方
など）は、一般病床への入院時の食事代のみです。

食事・居住費の標準負担額

	１食当たりの食費		１日当たり の居住費
	入院医療の必要性が低い方	入院医療の必要性が高い方	
一般Ⅰ・Ⅱ、現役並み の所得のある方	５１０円※１	５１０円※１	３７０円
区分Ⅱ	２４０円	２４０円(長期入院該当は １９０円※２)	
区分Ⅰ	１４０円	１１０円	
老齢福祉年金受給者	１１０円	１１０円	０円

※１ 保険医療機関の施設基準などにより４７０円の場合もあります。

※２ 区分Ⅱ該当期間の入院日数のわかる医療機関の領収書などを添えて事前申請が必要です。

◆受付の窓口◆ 市民課高齢医療・年金係 電話 042-555-1111 内線 138・140

●●健康なんでも相談

保健師・管理栄養士による、身体やこころ、食事のことに関する個別の相談が無料で受けられます。

■日 時

原則毎月第2木曜日、第4水曜日 午後1時30分～午後3時

■会 場

保健センター

■利用方法

予約は必要ありません。直接会場にお越しください。

相談者が多い場合は、お待ちいただくことがありますのでご了承ください。

◆問い合わせ◆ 健康課（保健センター内）
電話 042-555-1111 内線 624～626

●●胃がん検診・肺がん検診

40歳以上の方が対象の検診です。年1回、受診できます。

■検査内容

（1）胃がん…問診、胃部エックス線検査

（2）肺がん…問診、胸部エックス線検査、喀痰検査

※喀痰検査は、別途検査条件があります。

■受診方法

保健センターにて実施します。

現在治療中の方、勤務先などで受診機会のある方、妊娠中またはその可能性のある方は受けられません。

■日 程

実施日程は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■費 用

各500円

■手続き

事前に健康課へ、電子申請または郵送でお申し込みください。（窓口・電話での申込みはできません。）

◆問い合わせ◆ 健康課（保健センター内）
電話 042-555-1111 内線 623～626

●●乳がん検診

40歳以上の女性の方を対象とした検診です。隔年の受診となるため、前年度に受診していない方が受診できます。

■検査内容

問診、乳房エックス線検査（マンモグラフィ）

※一部医療機関は視触診併用で実施

■受診方法

協力医療機関にて実施します。健康保険の資格が確認できるものをお持ちください。

受診の際、一部自己負担が必要となります。生活保護受給者は、全額免除しますので、生活保護受給証明書を医療機関へ提出してください。

現在治療中の方、勤務先などで受診機会のある方、妊娠中またはその可能性のある方・授乳中の方は受けられません。

※保健センターにて集団検診も実施します。詳しくは広報・市公式サイト等でお知らせします。

■日 程

実施期間は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

事前に健康課へ、電子申請または郵送でお申し込みください。（窓口・電話での申込みはできません。）

◆問い合わせ◆ 健康課（保健センター内）

電話 042-555-1111 内線 623～626

●●子宮頸がん検診

20歳以上の女性の方を対象とした検診です。無料で受診できます。隔年の受診となるため、前年度に受診していない方が受診できます。

■検査内容

問診、子宮頸部細胞診（必要に応じて子宮体部細胞診を実施）

■受診方法

協力医療機関にて実施します。健康保険の資格が確認できるものをお持ちください。

現在治療中の方、勤務先などで受診機会のある方は受けられません。

■日 程

実施期間は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

事前に健康課へ、電子申請または郵送でお申し込みください。（窓口・電話での申込みは

できません。)

◆問い合わせ◆ 健康課（保健センター内）
電話 042-555-1111 内線 623～626

●●大腸がん検診

40 歳以上の方を対象とした検診です。年 1 回、無料で受診できます。

■検査内容

問診、便潜血反応検査 2 日採便法

■受診方法

市内協力医療機関にて実施します。健康保険の資格が確認できるものをお持ちください。
現在治療中の方、勤務先などで受診機会のある方は受けられません。

■日 程

実施期間は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

医療機関で事前に採便容器を受け取ってください。

◆問い合わせ◆ 健康課（保健センター内）
電話 042-555-1111 内線 623～626

●●肝炎ウイルス検診

40 歳以上の方で、過去に肝炎ウイルス検診を受けたことがない方、年度内に受診した特定健診等で肝機能の数値に異常があり検査を希望する方を対象とした検診です。
無料で受診できます。

■検査内容

血液検査

■受診方法

市内協力医療機関にて実施します。健康保険の資格が確認できるものをお持ちください。
現在治療中の方、勤務先などで受診機会のある方は受けられません。

■日 程

実施期間は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

医療機関へ電話等で予約

◆問い合わせ◆ 健康課（保健センター内）
電話 042-555-1111 内線 623～626

●●骨粗しょう症予防検診

検診日現在 20 歳から 65 歳の女性を対象です。無料で受診できます。

■検査内容

骨密度測定（前腕骨エックス線検査）

■受診方法

保健センターにて実施します。

現在治療中の方、妊娠中または妊娠の可能性のある方は受けられません。

■日 程

実施日程は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

事前に健康課へ、電子申請または郵送でお申し込みください。（電話での申込みはできません。）

◆問い合わせ◆ 健康課（保健センター内）
電話 042-555-1111 内線 623～626

●●特定健康診査

40 歳以上 74 歳以下の羽村市国民健康保険に加入している方を対象とした健診です。
年 1 回、無料で受診できます。

■健診内容

診察、身体測定、血圧測定、血液検査（血清脂質・糖代謝・肝機能・腎機能・貧血等）、
尿検査、心電図検査等

■受診方法

市内協力医療機関にて実施します。健康保険の資格が確認できるものをお持ちください。
※受診の際には、市が発行する受診券が必要です。（対象者へは個別に受診券を郵送します。）

※保健センターにて集団健診も実施します。詳しくは広報・市公式サイト等でお知らせします。

■日 程

実施期間は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

医療機関へ電話等で予約

◆問い合わせ◆ 健康課（保健センター内）
電話 042-555-1111 内線 623～626

●●後期高齢者医療制度健康診査

75歳以上の後期高齢者医療制度に加入している方を対象とした健診です。
年1回、無料で受診できます。

■健診内容

診察、身体測定、血圧測定、血液検査（血清脂質・糖代謝・肝機能・腎機能・貧血等）、
尿検査、心電図検査等

■受診方法

市内協力医療機関にて実施します。健康保険の資格が確認できるものをお持ちください。
※受診の際には、市が発行する受診券が必要です。（対象者へは個別に受診券を郵送します。）

■日 程

実施期間は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

医療機関へ電話等で予約

◆問い合わせ◆ 健康課（保健センター内）
電話 042-555-1111 内線 623～626

●●30歳・35歳健康診査

当該年度に30歳または35歳になる方で、同様の内容の健診を受ける機会のない方が対象の健診です。年度内一人1回、無料で受診できます。※妊産婦の方は対象外です。

■健診内容

診察、身体測定、血圧測定、血液検査（血清脂質・糖代謝・肝機能・腎機能・貧血等）、
尿検査、心電図検査等

■受診方法

市内協力医療機関にて実施します。事前に健康課への申込みが必要です。

※受診の際には、健康保険の資格が確認できるものと申込時に市が発行する受診券が必

要です。

※保健センターにて集団健診も実施します。詳しくは、広報・市公式サイト等でお知らせします。

■日 程

実施期間は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

健康課へ申込み後、受診券が届いたら指定医療機関で受診できます。

◆問い合わせ◆ 健康課（保健センター内）
電話 042-555-1111 内線 623～626

●●成人歯科健康診査

40歳以上の方を対象とした健診です。年1回、無料で受診できます。

■健診内容

口腔内検査、予防指導など

■受診方法

市内協力歯科医療機関にて実施します。健康保険の資格が確認できるものをお持ちください。

現在治療中の方、勤務先などで受診機会のある方は受けられません。

■日 程

（1）40～64歳の方 6～7月

（2）65歳以上の方 9～10月

■手続き

医療機関へ電話等で予約

◆問い合わせ◆ 健康課（保健センター内）
電話 042-555-1111 内線 623～626

●●高齢者肺炎球菌予防接種

接種日現在で羽村市に住民登録があり、過去に一度も高齢者肺炎球菌予防接種を受けたことがない方のうち、以下のいずれかに該当する方。

（1）65歳の方

（2）60～64歳の方で、心臓・じん臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方。

■内 容

予防接種費用の一部を公費で負担します。生活保護、中国残留邦人等支援給付受給者は全額免除しますので、受給証明書等を医療機関へ提出してください。

■接種方法

市内協力医療機関にて実施します。

※接種の際には、健康課から郵送する助成券が必要です。

※障害を有する方は、身体障害者手帳の写しや医師の診断書を医療機関へ提出してください。

■日程・助成額

実施期間、助成額は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

医療機関へ電話等で予約

◆問い合わせ◆ 健康課（保健センター内）

電話 042-555-1111 内線 623～626

●●帯状疱疹予防接種

接種日現在で羽村市に住民登録があり、過去に一度も帯状疱疹予防接種を受けたことがない方（不活化ワクチンの1回目を接種済みで、これから2回目を接種する方を除く）のうち、以下のいずれかに該当する方。

- （1）その年度の4月2日以降に65・70・75・80・85・90・95・100歳になる方
および100歳以上の方（経過措置のため、変更になる場合があります。）
- （2）60～64歳の方で、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方。

■内 容

予防接種費用の一部を公費で負担します。生活保護、中国残留邦人等支援給付受給者は全額免除しますので、受給証明書等を医療機関へ提出してください。

■接種方法

市内協力医療機関にて実施します。

※接種の際には、健康課から郵送する助成券が必要です。

※障害を有する方は、身体障害者手帳の写しや医師の診断書を医療機関へ提出してください。

■日程・助成額

実施期間、助成額は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

医療機関へ電話等で予約

◆問い合わせ◆ 健康課（保健センター内）
電話 042-555-1111 内線 623～626

●●高齢者インフルエンザ予防接種

接種日現在で羽村市に住民登録があり、以下のいずれかに該当する方。

- （１）65 歳以上の方
- （２）60～64 歳の方で、心臓・じん臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方。

■内 容

予防接種費用の一部を公費で負担します。生活保護、中国残留邦人等支援給付受給者は全額免除しますので、受給証明書等を医療機関へ提出してください。

■接種方法

協力医療機関にて実施します。

※障害を有する方は、身体障害者手帳の写しや医師の診断書を医療機関へ提出してください。

■日程・費用

実施期間、費用は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

予約が必要な医療機関があります。事前に医療機関へお問い合わせください。

◆問い合わせ◆ 健康課（保健センター内）
電話 042-555-1111 内線 623～626

●●新型コロナウイルス感染症予防接種

接種日現在で羽村市に住民登録があり、以下のいずれかに該当する方。

- （１）65 歳以上の方
- （２）60～64 歳の方で、心臓・じん臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方。

■内 容

予防接種費用の一部を公費で負担します。生活保護、中国残留邦人等支援給付受給者は全額免除しますので、受給証明書等を医療機関へ提出してください。

■接種方法

協力医療機関にて実施します。

※障害を有する方は、身体障害者手帳の写しや医師の診断書を医療機関へ提出してください。

■日程・費用

実施期間、費用は広報・市公式サイト等でお知らせします。

■手続き

予約が必要な医療機関があります。事前に医療機関へお問い合わせください。

◆問い合わせ◆ 健康課（保健センター内）
電話 042-555-1111 内線 623～626

●●骨髄移植ドナー支援事業

公益財団法人日本骨髄バンクが実施する骨髄バンク事業において、骨髄または末梢血幹細胞の提供を行った方などに助成金を交付します。

■内 容

- (1) ドナー 1日2万円
- (2) 勤務事業所 1日1万円 ※いずれも上限7日

■条 件

骨髄等の提供が完了した方が対象です。

- (1) ドナー 骨髄などの提供を行った日に市内に住所があり、骨髄等の提供完了を証明する書類の交付を受けた方
- (2) 勤務事業所 (1)の勤務先である事業所（国・地方公共団体等および骨髄の提供に伴う休暇の取得が可能な事業所を除く）

■助成方法

骨髄等の提供を完了した日から1年以内に必要書類を健康課まで提出してください。

■手続きに必要なもの

- ①骨髄ドナー支援事業助成金交付申請書
- ②財団が発行する骨髄等の提供が完了したことを証明する書類
- ③骨髄移植ドナー支援事業助成金請求書
- ④振込先が確認できるもの（通帳・キャッシュカードなど）

◆問い合わせ◆ 健康課（保健センター内）
電話 042-555-1111 内線 622・623

3 助成・給付について

●●敬老金の支給

9月1日現在、市内にお住まいで、当該年度内に88歳・100歳に達する方の長寿を祝い、敬老金をお贈りします。

■内 容

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 88 歳 | 20,000 円 |
| (2) 100 歳 | 50,000 円 |

■お届け方法

毎年9月15日前後に、民生児童委員を通じて、直接お宅へお届けします。
100歳の方につきましては、市職員が直接お宅へお届けします。

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係

電話 042-555-1111 内線 175～178

●●水道・下水道の使用料金の助成

70歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯が対象です。

■内 容

上下水道料の最小口径（13mm）1水栓分の基本料金を助成します。

■条 件

- ①世帯構成員全員の、助成を受ける年度（助成を受ける月が4月から6月までは前年度）の市民税が非課税であること
- ②生活保護受給世帯でないこと
- ③納期が到来している水道・下水道使用料の支払いが済んでいること

■助成方法

申請のあった月の基本料金分から7月、11月、3月に指定された口座に振り込みます。

■手続きに必要なもの

振り込み先の口座がわかるもの

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係

電話 042-555-1111 内線 175～178

●●福祉電話事業

65 歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で電話がない世帯、70 歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で電話がある世帯が対象です。

■内 容

基本使用料と通話料金（月 600 円まで）を助成し、電話のない世帯には電話を貸与します。

■条 件

- ①市内に親族が住んでいない方で、生計中心者の前年分の所得税（1 月～6 月までの間に行う申請については、前々年分の所得税）が年額 42,000 円以下の世帯で定期的に安否の確認が必要な方
- ②NTT 東日本とご契約の方

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係

電話 042-555-1111 内線 175～178

●●自立支援住宅改修給付事業

おおむね 65 歳以上で日常生活動作の低下により住宅の改修が必要と認められる高齢者が対象です。

※住宅改修予防給付は介護保険法の規定による要介護および要支援認定の結果、非該当と認定された方が対象となります。住宅設備改修給付は要介護および要支援認定の結果、非該当、要支援 1・2 および要介護 1 から 5 と認定された方が対象です。

■内 容

住宅改修予防給付と住宅改修給付があります。

	改修内容	給付限度額 (助成額 1 割負担の場合)
住宅改修 予防給付	・手すりの取り付け ・床の段差解消 ・滑り防止および移動円滑化等のための床材変更 ・引き戸等への扉の取り替え ・洋式便器等への便器の取り替え ※これらの付帯工事を含む	200,000 円 (助成額 180,000 円)
住宅設備 改修給付	浴槽の取り替えおよび 付帯して必要な給湯設備等の工事	379,000 円 (助成額 341,100 円)
	流し、洗面台の取り替えおよび 付帯して必要な給湯設備等の工事	156,000 円 (助成額 140,400 円)

■費 用

改修費の1割～3割。ただし、限度額を超えた部分については、全額自己負担です。

※生活保護受給者は限度額内の1割負担免除

※自己負担率は介護保険法の負担割合に準ずる。

■手続きに必要なもの

①工事見積書

②改修前後の図面

③家屋所有者の承諾書（自己所有以外の家屋にお住まいの方のみ。様式があります。）

■注意事項

改修後に申請されても対象になりませんので、必ず事前に申請願います。また、新築は給付の対象にはなりません。

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係

電話 042-555-1111 内線 175～178

●●おむつ給付事業

下記の◆4項目全てに該当する方が対象です。

◆羽村市に住所を有し、居住する在宅の65歳以上の方

◆生活保護法による保護の受給をしていない方

◆介護保険法に規定する介護保険施設等に入所していない方

◆次の①・②・③のいずれか1つに該当する方

①要介護3・4・5の認定を受けた方で常時おむつを着用する必要のある方

②要介護1・2の認定を受けた方で疾病等により常時失禁状態であると認められる方

③要支援1・2の認定を受けた方で疾病等により常時失禁状態であると認められる方

※ ①に該当する方については、申請書の提出が必要となります。

※ ②・③に該当する方については、申請書と医師の意見書（作成費用は自己負担）の提出が必要となります。

※ 生活保護を受給中の方については生活保護費で対応できる場合がありますので担当のケースワーカーにご相談ください。

※市内に在宅でお過ごしの方への制度になります。住民登録をしたまま市外に居住（施設入所等）している方、入院中の方は対象外になります。

※介護認定の状況や市内の居住の有無等の対象要件については、随時確認をしております。

■内 容

1人月4,000円分を限度として紙おむつ等を支給します。

■費 用

限度額までは実費の1割、限度額を超えた分は全額自己負担です。

■手続きに必要なもの

- ①介護保険被保険者証
- ②上記の対象要件の②・③に該当の方は主治医の意見書（自己負担）

■注意事項

事前にご相談ください。

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係

電話 042-555-1111 内線 175～178

●●家族介護慰労金の支給

重度要介護高齢者（要介護4または要介護5と認定された方）を在宅で介護している家族に対して慰労金を支給します。

■内 容

1 家族につき年額 100,000 円を支給

■条 件

次のすべての条件を満たす方

- ①市内に住所を有する要介護高齢者と同居あるいは同一敷地内に隣接している建物に居住し、支給基準日から過去 1 年間介護していることまたは市外の介護者の自宅において、支給基準日から過去 1 年間介護していること
- ②支給基準日の属する年度の前年度において、要介護者および介護者の属する世帯全員の方が非課税であること
- ③支給基準日の過去 1 年間、通算して 7 日以下の短期入所生活介護または短期入所療養介護の利用を除き介護保険サービスを利用していないこと
- ④要介護高齢者が、過去 1 年間、90 日を超える入院をしていないこと

■手続きに必要なもの

- ①要介護高齢者の介護保険の保険証

※家族の方が羽村市に住民登録がない場合、別途書類の添付が必要になります

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課介護予防・地域支援係

電話 042-555-1111 内線 198

●●救急通報システム事業

65 歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で、身体上慢性疾患があるなど、日常生活を営むうえで、常時注意を必要とする方が対象です。

■内 容

急病などの緊急事態に陥ったとき、ペンダント型の無線発報器等により東京消防庁に通報され、協力員が駆けつけるシステム、または、協力員がいない場合には、その信号を市が契約している登録事業者の受信センターが受信し、119 番通報するとともに、現場派遣員が駆けつけるシステムにより、すみやかに救助を求めることができます。

■費 用

設置費および管理費の 1 割

※市民税非課税世帯および生活保護受給者は免除

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係

電話 042-555-1111 内線 175～178

●●住宅火災通報システム事業

65 歳以上のひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で、身体上慢性疾患があるなど、日常生活を営むうえで、常時注意を要する状態にあり、防火等の配慮が必要な方が対象です。

■内 容

家庭内での火災による緊急事態に備えて、住宅用防災機器等を設置し、火災発生に伴う火災警報機からの信号を東京消防庁へ自動通報し、迅速な消火活動や救助を求めることができます。

■費 用

設置費および管理費の 1 割

※市民税非課税世帯および生活保護受給世帯は免除

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係

電話 042-555-1111 内線 175～178

●●徘徊高齢者探索サービス事業

おおむね 65 歳以上の徘徊行動のみられる認知症高齢者を在宅で介護している方が対象です。検索性機器の貸与と見守りシールの利用があります。

■内 容

(1) 検索性機器 (GPS 機能付端末)

徘徊高齢者探索用の発信機器を貸与し、位置情報の提供を行います。

※機種により保護支援・保護代行サービスも利用できます。

(2) 見守りシール

対象となる方の情報を登録したQRコード付シールを衣服等に貼り、発見者がQRコードを読み取ることにより、家族が自動的に通知を受け取ることができます。

■費 用

①検索性機器の貸与 月額利用料の1割

※生活保護受給者は免除

※保護支援・保護代行サービスは全額利用者負担

②見守りシール 40 枚まで無料 (追加購入は利用者負担)

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係

電話 042-555-1111 内線 175~178

●●友愛訪問員の訪問事業

市内に親族がいない等地域社会との交流が少ない 65 歳以上のひとり暮らし高齢者および 70 歳以上の高齢者のみの世帯が対象です。

■内 容

友愛訪問員がひとり暮らし高齢者などのお宅に定期的に訪問して、話し相手になることにより、孤独感を和らげ事故を未然に防ぐことなどを目的に実施します。

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係

電話 042-555-1111 内線 175~178

5 その他

●●ねたきり高齢者等寝具乾燥事業

在宅の65歳以上のねたきり高齢者がいる世帯、ひとり暮らし高齢者および高齢者のみの世帯で、病弱のため寝具の乾燥が困難な方が対象です。

■内 容

常時使用している寝具を、月5枚を限度に乾燥を行います。

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係

電話 042-555-1111 内線 175～178

●●福祉有償運送事業(ふれあいキャリー)―羽村市社会福祉協議会

公共交通機関（電車、バス、タクシー等）の利用が困難な障害者（児）および高齢者等で市内在住の方が対象です。

■内 容

車いすやストレッチャーで乗車することのできる自動車で、病院への通院、生活必需品の買い物、公的行事への参加など、“ドア・ツー・ドア”（玄関から玄関）の利用ができます。

■利用できる方

次に掲げる要件のすべてに該当し利用会員登録している方

- ①羽村市在住
- ②羽村市社会福祉協議会の個人会員および同一世帯の家族
- ③身体障害者手帳の交付を受けている方または要支援および要介護認定を受け、介護保険証の交付を受けている方で、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方

■利用会員登録

次に掲げるものをご持参いただき、利用会員登録申請書に必要事項を記入のうえ、お申込みください。

- ①印鑑
- ②障害者手帳の写し（交付を受けていない場合は不要）
- ③介護保険証の写し（交付を受けていない場合は不要）
- ④生活保護を受給されている方は、生活保護受給証明書

※なお、羽村市心身障害者（児）タクシー費用助成または自動車ガソリン費用助成（P.40、41）を受けている方が会員登録した場合は助成限度額が半額になります。

■運行時間

毎日午前8時～午後6時（ただし、12月29日から翌年1月3日までの期間を除く。）

■運行範囲

羽村市、青梅市、福生市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、武蔵村山市

■利用申込

利用は予約制です。(電話予約可)

①利用は1週間あたり2回までです。

週1回目の予約受付：2か月前から2日前まで

週2回目の予約受付：2週間前から2日前まで

②受付は午前8時30分～午後5時

(土・日・祝日および12月29日から翌年1月3日までを除く。)

■利用料

事前に利用券を購入していただき、利用券でお支払ください。

	障害者登録の方	要介護者登録の方
1時間以内	350円	700円
1時間を超えるとき 30分の利用につき	175円	350円
キャンセル料 (運行当日)	350円	350円

※生活保護を受けている方の利用料は免除となります。

※駐車場・有料道路の料金は利用会員の負担となります。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会 電話 042-554-0380 (ふれいあキャリア)

●●家族介護支援事業

市内にお住まいの高齢者を在宅で介護している方が対象です。

■内 容

市内にお住まいの高齢者を在宅で介護している方に対して、介護者の心身の元気回復のための懇談会などを開催しています。

■費 用

費用がかかることもあります。

■手続き

事前にお知らせする広報やチラシ等をご確認いただき、お申込みください。

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課介護予防・地域支援係

電話 042-555-1111 内線 198

●●福祉機器貸し出し事業

在宅で生活する高齢者や障害者などに対し、福祉機器の貸し出しを行います。

■内 容

一時的に福祉機器の貸し出しが必要となった市内在住の方で、介護保険の認定を受けていない在宅の高齢者または障害者等（一時的に必要な方も含む）の方が対象となります。貸し出す福祉機器は、「介護用ベッド」、「車椅子」です。

■注意事項

- (1) 貸し出しの対象者は次のいずれかに該当し、羽村市社会福祉協議会の会員である方が対象となります。
- ①おおむね65歳以上の虚弱な高齢者
 - ②身体に障害がある方
 - ③身体に疾病、怪我等のある方
 - ④介護保険の認定を受けている方で、一時帰宅、旅行等により短期で使用される方
- (2) 貸し出し方法は、「介護用ベッド」は羽村市社会福祉協議会が業務委託した業者から貸し出しをします。「車椅子」は、直接窓口で貸し出します。
- (3) 貸し出し期間および費用

福祉機器名	貸し出し期間	費 用
介護用ベッド	6か月以内	2,000 円／月
車椅子	1 か月以内	無 料

※介護用ベッドについては、搬入・搬出時に別途利用者負担があります。

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会 電話 042-555-1210

●●総合相談

高齢者やご家族などから介護サービスや生活に関する相談を受け付けします。状況に応じて訪問を行い、必要な支援を把握し、適切なサービスの利用などにつなぎます。

◆受付の窓口◆

羽村市地域包括支援センターあさひ（富士見平 1-3-1 エムマンション 1 階A号室）

【担当区域】緑ヶ丘 富士見平 神明台 3・4 丁目 双葉町 五ノ神（300 番地台）羽（4000 番地台）川崎（600 番地台）横田基地内 電話 042-555-8815

羽村市地域包括支援センターあゆみ（羽加美 1-9-2）

【担当区域】栄町 小作台 羽西 羽加美 羽中 電話 042-570-1200

羽村市地域包括支援センターあかしあ（玉川 2-6-6 介護老人保健施設あかしあの里内）

【担当区域】五ノ神 1～4 丁目 神明台 1・2 丁目 川崎 羽東 玉川 羽（清流） 電話 042-578-5508

●●権利擁護事業

高齢者虐待への対応、消費者被害や成年後見制度の利用に関する支援などを行い、高齢者の権利を守るお手伝いをします。

◆受付の窓口◆

羽村市地域包括支援センターあさひ（富士見平 1-3-1 エムマンション 1 階 A 号室）

【担当区域】 緑ヶ丘 富士見平 神明台 3・4 丁目 双葉町 五ノ神（300 番地台） 羽（4000 番地台） 川崎（600 番地台） 横田基地内 電話 042-555-8815

羽村市地域包括支援センターあゆみ（羽加美 1-9-2）

【担当区域】 栄町 小作台 羽西 羽加美 羽中 電話 042-570-1200

羽村市地域包括支援センターあかしあ（玉川 2-6-6 介護老人保健施設あかしあの里内）

【担当区域】 五ノ神 1～4 丁目 神明台 1・2 丁目 川崎 羽東 玉川 羽（清流）
電話 042-578-5508

●●養護老人ホームへの入所措置

原則として 65 歳以上の高齢者で次の要件のいずれにもあてはまる方が対象です。

- （1）生活保護世帯、生活の状態が困窮している世帯
- （2）心身上の障害のため、通常の生活を送ることが困難であり、かつ世話をしてくれる人がいない場合や、生活環境がきわめて悪い場合

※上記以外でも様々な状況が考えられるため、まずはご相談ください。

■内 容

食事などの提供、その他日常生活に必要なサービスなどが受けられます。

■条 件

入院治療を必要とするときは、入所できません。所得により、費用負担（本人および扶養義務者）があります。

■手続きに必要なもの

- ①健康診断書
- ②収入申告書
- ③現年度市民税課税（非課税）証明書（本人、扶養義務者）
- ④前年分給与所得の源泉徴収票または所得税の確定申告書（写）
- ⑤戸籍謄本等

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課高齢福祉係

電話 042-555-1111 内線 175～178

●●廃棄物処理手数料の減免―市

在宅の老齢福祉年金受給者に、廃棄物処理手数料の免除制度があります。

＜市指定収集袋（ごみ袋）の交付＞

■受付期間

一斉受付…11月（詳しくは10月の広報はむらでお知らせします。）

随時受付…転入や申請を忘れてしまったなどの場合は、随時受付しています。

■交付枚数（一斉受付期間に申請した場合です。途中申請の場合は月割りの枚数となります。）

燃やせるごみ用 小袋（10リットル袋）110枚

燃やせないごみ用 小袋（10リットル袋）30枚

■手続きに必要なもの

老齢福祉年金証書

※代理の方が袋を受領する場合はこの他に代理の方の身分を証明するものが必要です。

＜粗大ごみ等の廃棄物処理手数料の免除＞

粗大ごみ等の廃棄物処理手数料を免除します。詳しくは、お問い合わせください。

◆受付の窓口◆ 生活環境課生活環境係

電話 042-555-1111 内線 222・204・205

みんなで「介護」を支え合うために

1. 介護のしくみ

- 介護保険制度のしくみ……………107
- 介護保険の加入者……………108
- 保険証……………109
- 介護保険施設に入所して、住所を施設のある市町村に変更した場合は……………109

2. 保険料

- 介護保険の財源……………110
- 保険料を納めないでいると……………110
- 65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料……………110
- 保険料の徴収猶予・減免……………112
- 40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）の保険料……………112

3. 要介護認定・要支援認定を受けるには

- 申請について……………113
- 認定調査について……………113
- 審査・判定について……………113
- 要介護状態区分とは……………114
- 認定有効期間について……………115
- 更新・変更申請について……………115
- 住所移転時の認定について……………115

4. 介護（予防）サービスを利用するときは

- 指定居宅介護支援事業者等を選びます（介護（予防）サービス計画を作成）……………116
- 介護（予防）サービスを開始します……………118
- 居宅サービスを利用した場合の費用の目安……………119
- 施設サービスを利用した場合の負担額……………119
- 利用者負担が著しく高額になったとき……………121
- 介護保険制度の円滑な実施のための特別対策など……………122

5. 利用できるサービス

- 介護保険で利用できるサービス①……………124
- 介護保険で利用できるサービス②……………125

6. 総合事業について

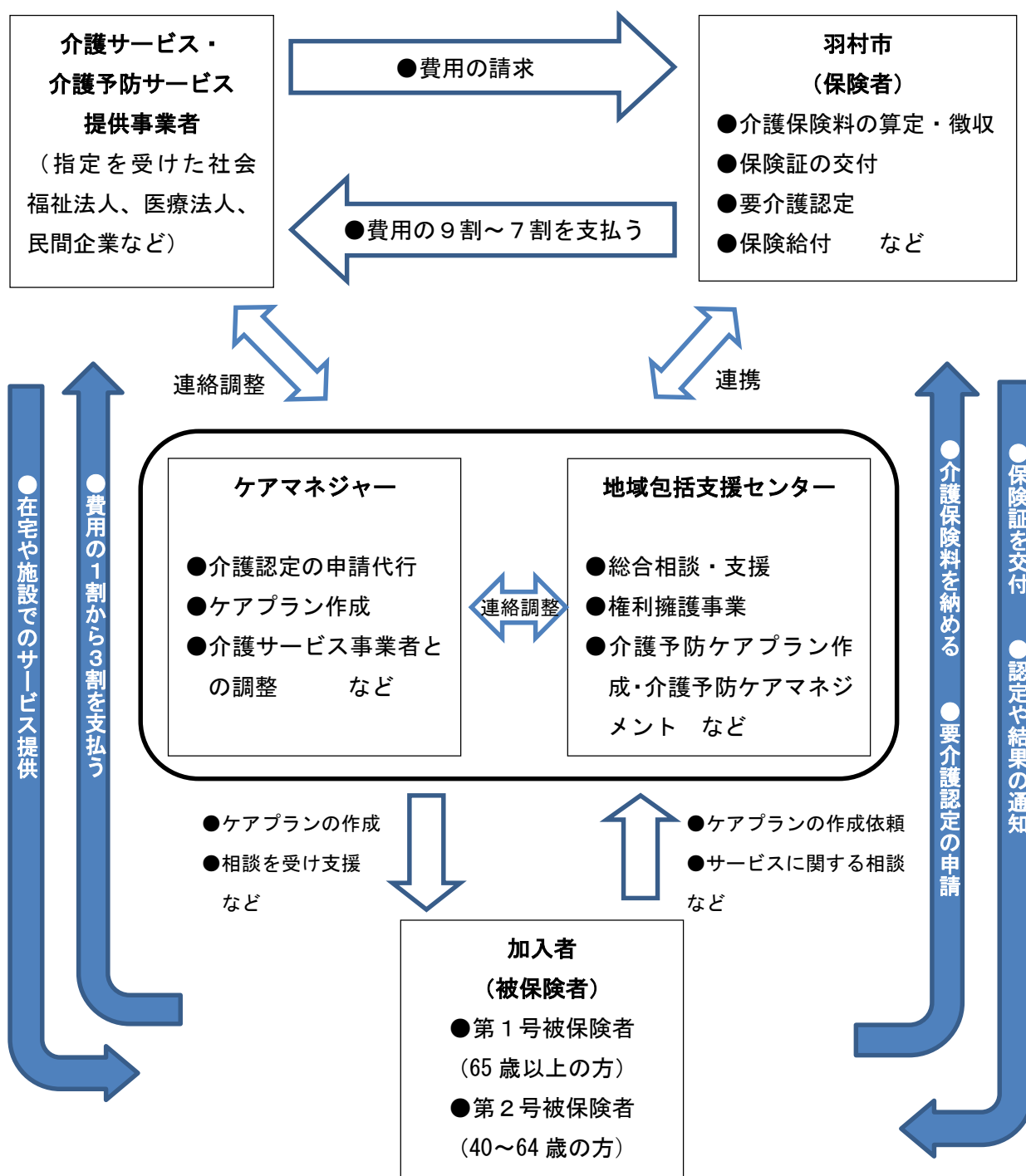
- 総合事業とは……………127

1～5の問い合わせ先は
P.126をご覧ください

1 介護のしくみ

●●介護保険制度のしくみ

介護保険制度は、市が保険者となって運営します。40 歳以上の方が被保険者（加入者）となって保険料を負担し、介護が必要と認定されたときには、費用の一部（1 割～3 割）を支払って、介護サービスを利用するしくみとなっています。



●●介護保険の加入者

40 歳以上の方は市が運営する介護保険の加入者（被保険者）となります。

被保険者は年齢によって第 1 号被保険者（65 歳以上）と第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満）に分けられます。

■65 歳以上の方は第 1 号被保険者です

65 歳以上の方は第 1 号被保険者になります。

第 1 号被保険者は原因を問わずに、介護や日常生活の支援が必要となった場合には市の認定または基本チェックリストを受け、介護保険のサービスや総合事業を利用できます。

■40 歳以上 65 歳未満の方は第 2 号被保険者です

40 歳以上 65 歳未満の医療保険に加入している方は第 2 号被保険者となります。

第 2 号被保険者は老化が原因とされる病気（※特定疾病）により、介護や日常生活の支援が必要となった場合に市の認定を受け、介護保険のサービスを利用できます。

※特定疾病 ①筋萎縮性側索硬化症

②後縦靱帯骨化症

③骨折を伴う骨粗しょう症

④多系統萎縮症

⑤初老期における認知症

⑥早老症

⑦糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症

⑧脳血管疾患

⑨進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病

⑩脊髄小脳変性症

⑪脊柱管狭窄症

⑫閉塞性動脈硬化症

⑬関節リウマチ

⑭慢性閉塞性肺疾患

⑮両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

⑯末期がん

※介護保険の適用を受けない方

（１）国内に住所を有しない方

（２）在留見込期間 3 か月以下の短期滞在の外国人

（３）障害者支援施設など、適用除外施設に入所・入院されている方

■加入は 40 歳になったら

介護保険に加入するのは、40 歳になった月（40 歳の誕生日の前日の月）からになります。（誕生日が月の初日の方は前月になります。）

介護保険に加入するための手続きは、第 1 号被保険者については市町村ごとに、第 2 号被保険者については医療保険者ごとに行いますので、特に手続きは必要ありませんが、65 歳以上の方は次のようなときには届出が必要です。

①他の市町村から転入したとき

- ②他の市町村へ転出するとき
- ③市内で転居したとき
- ④氏名が変わったとき
- ⑤被保険者が死亡したとき

●●保険証

介護保険の加入者には以下のとおり一人に一枚の介護保険の保険証（被保険者証）が交付されます。この保険証は介護保険の被保険者である証明書であるとともに、介護（予防）サービスを利用するときなどに欠かせないものですので、大切に保管してください。

■保険証が交付される時

- （１）65 歳以上の方（第 1 号被保険者）

65 歳以上の方にはみなさんに保険証が交付されます。新たに 65 歳になる方には、65 歳に到達した月に交付されます。

- （２）40 歳以上 65 歳未満の方（第 2 号被保険者）

要介護・要支援の認定を受けた方に交付されます。また、保険証の交付を申請した方にも交付されます。

■保険証はこんなときに使います

保険証は、要介護認定の申請やサービスを利用するときに必要です。

- （１）要介護認定や基本チェックリストの申請

介護が必要となり、要介護認定の申請をするときに提出します。

総合事業のサービスを受けるための基本チェックリストを受ける時にも提出します。

- （２）介護（予防）サービス計画の作成

介護（予防）サービス計画の作成を事業者依頼するときに提出します。

- （３）介護（予防）サービスの利用

在宅サービス、施設サービスを受けるときは、事業者や施設に提示します。

※病気やけがなどでお医者さんにかかる時（診療や治療、投薬など）は、医療保険で受診します。

●●介護保険施設に入所して、住所を施設のある市町村に変更した場合は

介護保険施設に入所することにより、住所をその施設のある市町村に変更した場合は、住所変更前の市町村が保険者になります。

また、2 つ以上の介護保険施設に入所して、順次住所を施設に変更した場合には、最初の施設へ入所したときの保険者が継続して保険者となります。

2 保険料

●●介護保険の財源

介護保険の財源は、国や都道府県および市町村の公的な負担と、高齢者を含む 40 歳以上の方の保険料により成り立っています。

保険料（50%）		公的な負担（50%） ※在宅の場合の内訳		
第 1 号被保険者 （65 歳以上の方） の負担（23%）	第 2 号被保険者 （40～64 歳の方） の負担（27%）	国の負担 （25%）	都道府県の 負担 （12.5%）	市町村の 負担 （12.5%）

※施設介護にかかる公的負担率は、国 20%、都道府県 17.5%、市町村 12.5%となっています。

●●保険料を納めないでいると

災害などの特別な事情がないのに保険料の滞納が続く場合は、滞納処分の対象になるほか、利用時に次のような措置がとられます。納め忘れに注意しましょう。

- （1）1 年以上保険料を滞納した場合は、介護サービスの費用がいったん全額利用者負担になります。保険証には「支払方法変更の記載」が行われます。
- （2）1 年 6 か月以上滞納した場合には、一時的に保険給付が差し止められます。なお滞納が続く場合には、差し止められた保険給付額から滞納分を控除することがあります。
- （3）2 年以上滞納した場合には、保険料未納期間に応じて本来 1 割または 2 割である利用者負担が 3 割に、3 割である利用者負担が 4 割に引き上げられ、また高額介護サービス費の支給が受けられなくなります。

●●65 歳以上の方（第 1 号被保険者）の保険料

■保険料

65 歳以上の方の保険料は、羽村市の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

羽村市の基準額（令和 6 年度から令和 8 年度） 67,200 円（年額）

「基準額」は所得段階の「第 5 段階」の額にあたります。

その「基準額」をもとに、所得等によって 16 段階の保険料に分かれます。

65 歳以上の方の保険料（令和6年度から令和8年度）

所得段階	対象となる方		調整率	保険料 (年額)
第1段階	- 生活保護受給者 - 老齢福祉年金（※1）受給者で、市民税非課税世帯の方 - 市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額（※2）から公的年金等に係る雑所得を控除し、課税年金収入額を加えた額が80万円以下の方		基準額× 0.285	19,200 円
第2段階	市民税非課税世帯で、前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除し、課税年金収入額を加えた額が	120万円以下の方	基準額× 0.485	32,600 円
第3段階		120万円を超える方	基準額× 0.65	43,700 円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人が市民税非課税で、前年の合計所得金額から公的年金等に係る雑所得を控除し、課税年金収入額を加えた額が	80万円以下の方	基準額× 0.90	60,500 円
第5段階		80万円を超える方	基準額× 1.00	67,200 円
第6段階	本人が市民税課税で、前年の合計所得金額が	120万円未満の方	基準額× 1.20	80,600 円
第7段階		120万円以上 210万円未満の方	基準額× 1.30	87,400 円
第8段階		210万円以上 320万円未満の方	基準額× 1.50	100,800 円
第9段階		320万円以上 420万円未満の方	基準額× 1.70	114,200 円
第10段階		420万円以上 520万円未満の方	基準額× 1.80	121,000 円
第11段階		520万円以上 620万円未満の方	基準額× 1.90	127,700 円
第12段階		620万円以上 720万円未満の方	基準額× 2.00	134,400 円
第13段階		720万円以上 820万円未満の方	基準額× 2.10	141,100 円
第14段階		820万円以上 920万円未満の方	基準額× 2.20	147,800 円
第15段階		920万円以上 1,020万円未満の方	基準額× 2.30	154,600 円
第16段階		1,020万円以上の方	基準額× 2.40	161,300 円

（※1）老齢福祉年金：明治44年（1911年）4月1日以前に生まれた方、または大正5年（1916年）4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

（※2）合計所得金額：収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成30年度から長期（短期）譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。

(※3) 令和7年度以降は、第1段階、第4段階及び第5段階の「対象となる方」欄に記載されている「80万円」は「80万9千円」に読み替えてください。

■保険料の納め方

保険料は年金から納めていただく「特別徴収」と、納付書や口座振替で納めていただく「普通徴収」の2種類の方法に分かれています。

初めは、普通徴収の方法により納めていただきますが、年金が年額180,000円以上の方は、介護保険法の規定により、順次、特別徴収の方法に切り替わります。

なお、特別徴収の対象となる年金は、老齢（退職）年金・遺族年金・障害年金です。

■いつから納めるのか

第1号被保険者としての保険料は、65歳の誕生日の前日の属する月の分から、納めていただくこととなります。

●●保険料の徴収猶予・減免

震災、風水害、火災等の災害にあったり、生計中心者が亡くなったりすること等によって、保険料の支払いが困難になった場合、保険料の徴収を猶予したり、保険料を減額または免除したりする制度があります。

詳しくは、高齢福祉介護課介護保険係にお問い合わせください。

●●40歳以上65歳未満の方（第2号被保険者）の保険料

40歳以上65歳未満の方の保険料は、各医療保険者が医療保険各法の規定により徴収します。65歳になる年度では、65歳に到達した日が含まれる月の前月分までを各医療保険者で計算し、医療保険の保険料と合わせて納めていただきます。

	決まり方	納め方
国民健康保険の方	所得や世帯にいる40～64歳の介護保険対象者の人数によって決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、世帯主が納めます。
職場の健康保険の方	健康保険組合、共済組合など、加入している医療保険の算定方式に基づいて決まります。	医療保険分と介護保険分を合わせて、給与から差し引かれます。

●●申請について

介護保険のサービスを希望される方は、まず介護認定を受けることが必要です。

身体上または精神上の障害の原因となる疾病や状況等について医師に記入していただきますので、かかりつけの医療機関名、医師名を確認してください。申請手続きは、本人、家族、親族のほか、本人等に申請の意思確認をしている指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域包括支援センターが行うこともできます。

40歳から64歳の方で介護保険のサービスを利用できる方は、介護が必要となった原因である身体上または精神上の障害が、特定疾病（P.108参照）によって生じた方に限られます。

■申請に必用なもの

- ①申請書（市役所窓口の他、市の公式サイトから申請書をダウンロードすることも可能です。）
- ②介護保険被保険者証（65歳未満の新規申請の方は除く）
- ③マイナ保険証または資格確認書（65歳未満の方）
- ④窓口に来る方の本人確認書類

●●認定調査について

「心身の状況、その置かれている環境等」を把握するために、市の職員や市の委託を受けた指定居宅介護支援事業所の調査員が家庭や病院、施設等を訪問し調査を行います。

■調査内容

麻痺・拘縮、起き上がり、歩行等の「身体機能・起居動作に関する項目」、移動、食事摂取、排泄等の「生活機能に関する項目」、意思の伝達、短期記憶、場所の理解等の「認知機能に関する項目」、被害的、昼夜逆転、介護に抵抗等の「精神・行動障害に関する項目」、金銭の管理、買い物、集団への参加等の「社会生活への適応に関する項目」、点滴、経管栄養、透析等の「特別な医療に関する項目」など74項目について伺います。実際に動作を行っていただき、確認させていただくことがあります。これらの項目以外でも、日常生活で困っていることや介護する上で大変なことなどがありましたら、調査員に伝えてください。

●●審査・判定について

調査の結果や医師が記入した書類（主治医意見書）をもとに、保健・医療・福祉の専門家で構成される「介護認定審査会」で要介護や要支援の状態に該当するかどうか、またその状態の区分（「非該当（自立）」「要支援1・2」「要介護1～5」）に関して審査および判定

を行います。この審査および判定に基づき申請から 30 日以内に認定の決定を行います。ただし、認定調査に日数を要する場合や主治医への受診状況等により 30 日を越えることもあります。その際は、遅れている理由を明記した「延期通知」を郵送します。

要介護認定における審査判定は、介護の手間のかかり具合を客観的に判断するものであり、病気の重症度や「介護が大変そうだな」といった主観により決めるものではありません。また、被保険者の持つ傷病や年齢、施設・在宅の別、住宅環境、介護者の有無、本人の希望、現在受けているサービスなどを理由に決めるものではありません。

●●要介護状態区分とは

要介護状態区分	心身の状態の例	サービス
非該当（自立）	社会的支援や介護を必要としない状態。	介護予防・日常生活支援総合事業を利用できる場合があります。
要支援 1	基本的な日常生活は、ほぼ自分で行うことができるが、要介護状態にならないように何らかの支援が必要。	介護保険の介護予防サービス（在宅）を利用できます。
要支援 2	基本的な日常生活や身の回りの世話などに一部介助が必要で、状態の維持・改善が見込まれる状態。	
要介護 1	基本的な日常生活や身の回りの世話などに一部介助が必要で、認知症などを有する状態、または急性期などで不安定な状態。	介護保険の介護サービス（在宅・施設）を利用できます。
要介護 2	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに一部または多くの介助が必要。立ち上がりや歩行に支えが必要。	
要介護 3	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに多くの介助が必要。立ち上がりなどが自分でできない。歩行が自分でできないことがある。	
要介護 4	食事や排泄、入浴、洗顔、衣服の着脱などに全面的な介助が必要。立ち上がりなど起居動作がほとんどできない。歩行が自分でできない。認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。	
要介護 5	日常生活や身の回りの世話全般にわたって全面的な介助が必要。認識力、理解力などに衰えが見え、問題行動もある。	

※上記の例はあくまで目安であり、「心身の状態の例」の内容に該当すれば必ずその区分になるというわけではありません。要介護認定は認定調査を行って作成される「認定調査票」と、かかりつけの主治医が作成する「主治医意見書」に基づき、保健・医療・福祉の専門家で構成される「介護認定審査会」により公平公正に判定されます。

●●認定有効期間について

要介護認定の有効期間は、原則として新規申請、介護申請、区分変更申請は6か月となりますが、身体的・精神的状況が変動しやすいなど、不安定な状況にあると考えられるときは3か月から5か月に短縮、または身体的・精神的状況が長期的に変化しないと考えられるときは7か月から12か月まで延長されることがあります。

更新申請は、原則12か月となりますが、身体的・精神的状況が変動しやすいなど、不安定な状況にあると考えられるときは3か月から11か月に短縮、または身体的・精神的状況が長期的に変化しないと考えられるときは、13か月から48か月まで延長されることがあります。

●●更新・変更申請について

認定の有効期間末日（介護保険被保険者証に記載されています）の60日前から更新手続きができます。更新の時期が近づいたら通知しますので、引き続き認定を希望する方は同封の申請書に記入し、必ず有効期間内に提出してください。更新手続きをしないとサービスの継続ができませんので、ご注意ください。

また、認定の有効期間内でも、心身の状態が変化し、現在の要介護状態区分と一致しないと思われる場合は、いつでも要介護状態の区分変更申請をすることができます。

申請後は、新規申請と同じ流れ、手続きとなります。

●●住所移転時の認定について

認定を受けている被保険者が羽村市から他の市町村へ住所移転するときは、その要介護（要支援）認定を引き継ぐことができます。ただし、新住所地に住み始めてから14日以内に、認定申請を行うことが必要です。

4 介護（予防）サービスを利用するときは

●●指定居宅介護支援事業者等を選びます

（介護[予防]サービス計画を作成）

認定結果をもとに、利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者および家族・介護者の希望等を勘案し、介護保険サービスを適切に利用するために、介護（予防）サービス計画（ケアプラン）を作成する必要があります。（作成費用の自己負担はありません。）

ケアプランは専門の資格を有する介護支援専門員（ケアマネジャー）が、利用者の状態把握と課題分析（アセスメント）を行い、ケアプランの原案を作成し、サービス担当者会議等を通じた検討を経て、利用者に対する内容説明と同意により決定されます。そのほか、居宅サービス事業者等との連絡調整や介護保険施設の紹介、必要に応じてケアプランの変更、見直しを行います。なお、本人が居宅サービス事業者等と調整しケアプランを作成することもできます。

■要支援1・2の方

羽村市地域包括支援センターに、ケアプランの作成を依頼してください。地域包括支援センターは3か所あり、担当する地区は、被保険者の住所により定められています。

名 称	電話番号	担 当 区 域
羽村市地域包括支援センター あさひ （富士見平 1-3-1 エムマ ンション1階A号室）	042-555-8815	緑ヶ丘・富士見平・神明台3～4 丁目・ 双葉町・五ノ神（300番地台）・ 羽（4000番地台）・川崎（600 番地台）・横田基地内
羽村市地域包括支援センター あゆみ （羽加美 1-9-2）	042-570-1200	栄町・小作台・羽西・羽加美・羽 中
羽村市地域包括支援センター あかしあ （玉川 2-6-6 介護老人保 健施設あかしあの里内）	042-578-5508	五ノ神 1～4 丁目・神明台 1～2 丁目・川崎・羽東・玉川・羽（清 流）

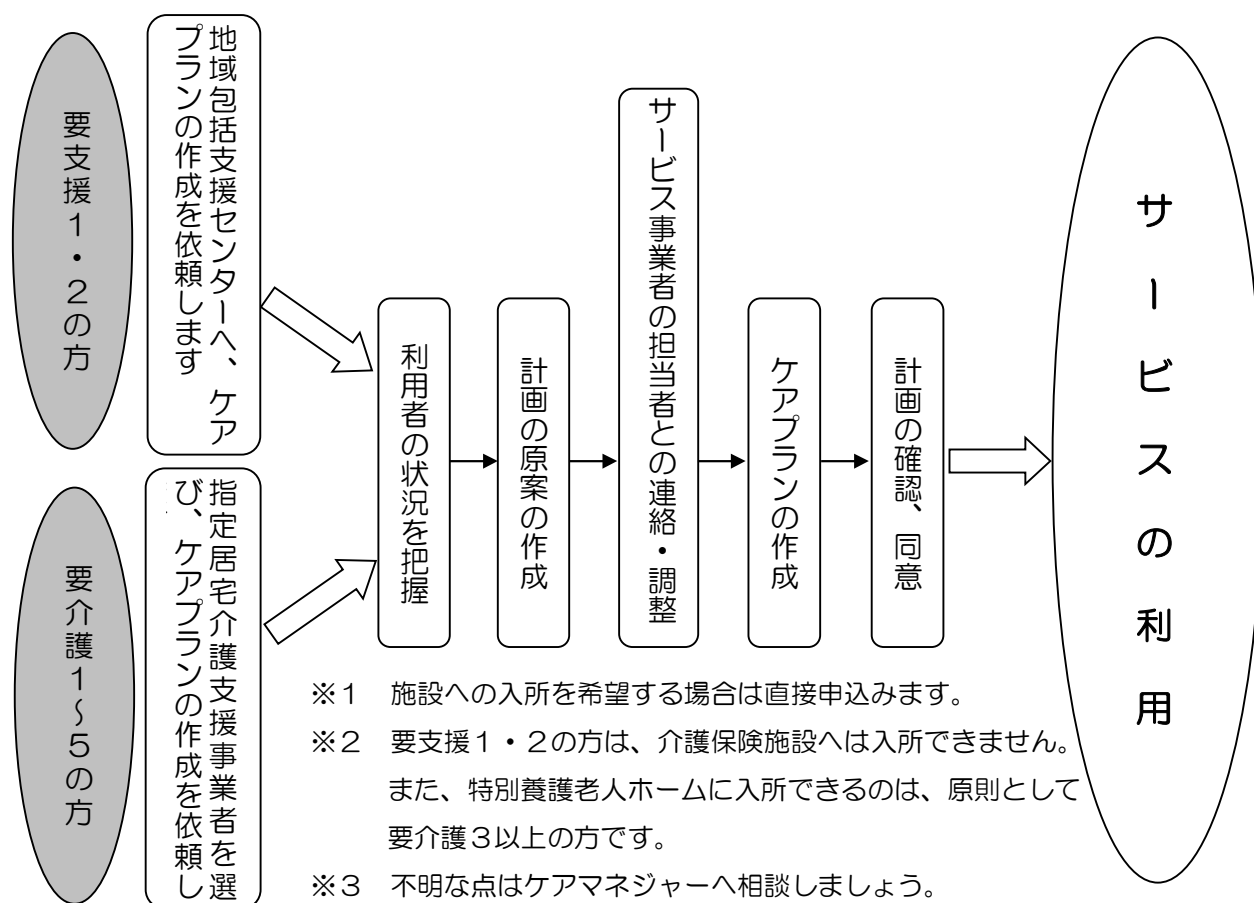
■要介護1～5の方

指定居宅介護支援事業者を選び、ケアプランの作成を依頼してください。

ケアプランの作成を事業者に依頼したことを「居宅介護（予防）サービス計画作成依頼（変更）届出書」により市へ届出してください。届出は、事業者に依頼することもできます。

※届出の際には介護保険証が必要です。

■介護サービス利用の手順



■事業者と契約するときは、こんなことに注意しましょう

項 目	注 意 事 項
契 約 の 目 的	契約の目的となるサービスが明記されているか。
契 約 の 当 事 者	利用者と事業者との間の契約となっているか。
指 定 事 業 者	都道府県または市区町村から指定された事業者か。
サービスの内容	利用者の状況に合ったサービス内容や回数か。
契 約 期 間	在宅サービスは、要介護認定の有効期間に合わせた契約期間となっているか。施設サービスは、退所に伴う利用者の契約解除ができるか。
利 用 者 負 担 金	利用者負担金の額や交通費の要否などの内容が明記されているかどうか。また、介護保険法に基づいた金額となっているか。
利用者からの解約	利用者から解約が認められる場合およびその手続きが明記されているか。利用者は、一定の予告期間をもって解約ができることとなっているか。
損 害 賠 償	サービス提供によって利用者が損害を与えられた場合の賠償責任が明記されているか。
秘 密 保 持	利用者および利用者の家族に関する秘密や個人情報保持されるようになっているか。

※契約書には様々な項目があります。よく読み、不明な点は説明を受け確認しましょう。

●●介護（予防）サービスを開始します

介護（予防）サービス計画（ケアプラン）に基づいたサービスが利用できます。

介護保険のサービスを利用したときは、原則として実際にかかる費用の1割～3割が自己負担となります。負担割合は「介護保険負担割合証」に記載されています。（介護認定を受けた方に「介護保険負担割合証」を交付しています。）ただし、食費、施設利用時の居住費、日常生活費等は全て自己負担となります。また、要介護度ごとに定める上限額（支給限度額）を超えてサービスを利用した場合は、超えた分が全額自己負担となります。

■介護（予防）サービスの利用にあたって

サービス提供事業者に介護保険証と介護保険負担割合証を提示して、介護（予防）サービス計画に基づいたサービスを利用します。



費用の1割～3割を負担します。

※作成した介護（予防）サービス計画をもとに、利用者にサービス利用票が、サービス提供事業者からサービス提供票が、指定居宅介護支援事業者等から交付されます。

■介護保険負担割合証

要介護認定を受けた方には、サービスを利用する際の負担割合を記載した「負担割合証」を交付します。

負担割合証の有効期間は、8月1日から翌年の7月31日までで、毎年更新されます。65歳未満の方は、所得に関係なく負担割合は1割です。65歳に到達した月の翌月以降は所得に応じた、負担割合が適用されるため、負担割合が変更する場合があります。

負担割合	対 象 者
3割	以下の①②両方に該当する場合 ① 本人の合計所得金額*1 が 220 万円以上 ② 同一世帯にいる 65 歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額*2」が、 ┌ 単身世帯の場合 340 万円以上 └ 2人以上世帯の場合 463 万円以上
2割	3割の対象とならない方で、以下の①②両方に該当する場合 ③ 本人の合計所得金額が 160 万円以上 ④ 同一世帯にいる 65 歳以上の人の「年金収入+その他の合計所得金額」が、 ┌ 単身世帯の場合 280 万円以上 └ 2人以上世帯の場合 346 万円以上
1割	上記以外の方

（※1）合計所得金額：「実際の収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。

（※2）その他の合計所得金額：「合計所得金額」から「年金の雑所得」と「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を差し引いた額です。

●●居宅サービスを利用した場合の費用の目安

■居宅サービスを利用したとき

- (1) 居宅サービスは要介護度ごとに利用できる上限額が決められています。
- (2) 限度額の範囲内でサービスを利用したときは、1割～3割の自己負担です。
- (3) 限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。

■サービスの利用限度額（1 か月）

要介護度	利用限度額	自己負担（1割）	自己負担（2割）	自己負担（3割）
要支援 1	50,320円	5,032円	10,064円	15,096円
要支援 2	105,310円	10,531円	21,062円	31,593円
要介護 1	167,650円	16,765円	33,530円	50,295円
要介護 2	197,050円	19,705円	39,410円	59,115円
要介護 3	270,480円	27,048円	54,096円	81,144円
要介護 4	309,380円	30,938円	61,876円	92,814円
要介護 5	362,170円	36,217円	72,434円	108,651円

※上記の限度額に含まれないサービス

（下記のサービスは1割～3割負担で使える限度額が個別に設けられています。）

- ・ 特定福祉用具購入(特定介護予防福祉用具購入)……年間 10 万円のうち1割～3割は自己負担
- ・ 居宅介護住宅改修(介護予防住宅改修)……………上限 20 万円までうち1割～3割は自己負担
- ・ 居宅療養管理指導(介護予防居宅療養管理指導)

※施設に入所して利用するサービスは、上記の限度額に含まれません。

●●施設サービスを利用した場合の負担額

施設サービスを利用した場合の負担額は、施設サービス費の1割～3割のほか、居住費・食費・日常生活費の合計が自己負担となります。

施設サービス費の 1割～3割	+	居住費	+	食費	+	日常生活費 (理美容代など)	=	自己負担
-------------------	---	-----	---	----	---	-------------------	---	------

■所得が低い方の負担軽減（特定入所者介護サービス費）

施設利用の際は食費と居住費が自己負担となりますが、所得が低い方は所得に応じて自己負担の上限が設けられ、これを超える利用者負担はありません。適用を受けるには毎年申請が必要です。

有効期間は、原則として8月1日（9月以降は申請月の初日）から翌年の7月31日までです。

◆負担限度額認定適用要件

次の①および②のいずれも要件を満たすこと。

① 所得要件

- ・世帯全員が市町村民税非課税
- ・別世帯に配偶者がいる場合は、配偶者も市町村民税非課税

② 資産要件

- ・本人および配偶者（同居・別居に関わらず）の預貯金等の資産合計額が下表の各段階の金額

1 段階………単身：1,000 万円以下、夫婦：2,000 万円以下

2 段階………単身： 650 万円以下、夫婦：1,650 万円以下

3 段階①………単身： 550 万円以下、夫婦：1,550 万円以下

3 段階②………単身： 500 万円以下、夫婦：1,500 万円以下

自己負担の上限額（日額）

段階 区分	対 象 者		食 費	居 住 費			
				従来型 個室	多床室	ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室
1 段階	・生活保護の受給者等 ・老齢福祉年金受給者で、世帯全員(別世帯の配偶者含む)が市民税非課税の方		300円	550円 (380円)	0円	880円	550円
2段階	世帯全員 (別世帯 の配偶者 含む)が 市民税非 課税で	その他の合計所得金額※ ¹ と年金収入額（非課税年金 含む）の合計が80万円以下の方	390円 【600円】	550円 (480円)	430円	880円	550円
3段階 ①		その他の合計所得金額※ ¹ と年金収入額（非課税年金 含む）の合計が80万円超 120万円以下の方	650円 【1,000円】	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円
3段階 ②		その他の合計所得金額※ ¹ と年金収入額（非課税年金 含む）の合計が120万円超 の方	1,360円 【1,300円】	1,370円 (880円)	430円	1,370円	1,370円

（※1）その他の合計所得金額：「合計所得金額」から「年金の雑所得」と「長期譲渡所得および短期譲渡所得に係る特別控除額」を差し引いた額です。

※（ ）の金額は介護老人福祉施設に入所または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※【 】の金額は短期入所生活介護施設または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※令和7年8月以降は、2段階及び3段階①の「対象者」欄に記載されている「80万円」は「80万9千円」に読み替えてください。

●●利用者負担が著しく高額になったとき

■高額介護サービス費

利用者が同じ月内に受けた、在宅サービスまたは施設サービスの利用者負担（１割～３割）の合計（同じ世帯に複数の利用者がある場合は世帯合計額）が高額となり、一定の額を超えた場合には、申請することにより高額介護サービス費として支給を受けることができます。

自己負担の限度額（月額）

区 分		限度額
年収約 1,160 万円以上の方		140,100 円（世帯）
年収約 770 万円以上 1,160 万円未満の方		93,000 円（世帯）
住民税課税世帯で年収約 770 万円未満の方		44,400 円（世帯）
	世帯全員が住民税非課税	24,600 円（世帯）
	・老齢福祉年金受給者の方	24,600 円（世帯）
	・前年の合計所得金額（※１）と課税年金収入額が 80 万円以下の方等	15,000 円（個人）
生活保護の受給者の方等		15,000 円（個人）

※１ 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。なお、平成３０年度から「長期（短期）譲渡所得に係る特別控除額」および「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。

※２ 令和７年８月以降は、「区分」欄に記載されている「８０万円」は「８０万９千円」に読み替えてください。

■介護保険と医療保険の利用者負担が高額になったとき

介護保険と医療保険の両方の利用者負担を年間で合算して高額になったときは、限度額を超えた分が支給される「高額医療・高額介護合算制度」があります。

医療と介護の自己負担合算後の限度額（年額）

７０歳未満の方

区 分		基準額
所得 （※）	901 万円超	212 万円
	600 万円超～901 万円以下	141 万円
	210 万円超～600 万円以下	67 万円
	210 万円以下	60 万円
市区町村住民税非課税世帯		34 万円

※基礎控除後の総所得金額等を指します。

70歳以上の方・後期高齢者医療制度対象者

区 分		基準額
課税所得	690万円以上	212万円
	380万円以上 690万円未満	141万円
	145万円以上 380万円未満	67万円
一般（住民税課税世帯の方）		56万円
低所得者（住民税非課税世帯の方）		31万円
世帯の各収入から必要経費・控除を差し引いたときに所得が0円になる方（年金収入のみ の場合 80万円以下の方）		19万円

●●介護保険制度の円滑な実施のための特別対策など

■所得の低い方は利用者負担が軽減されます

介護サービスを利用する場合には、原則として費用の1割～3割が利用者負担となります。このうち所得の低い方については、高額介護サービス費などで負担が軽減されますが、さらに特別対策として、以下の措置が講じられています。

（1）障害者に対する訪問介護を利用している方の利用者負担額軽減

障害者に対する訪問介護サービスを利用している低所得世帯の方については、利用者負担額が助成される制度があります。

※詳しくは、高齢福祉介護課介護保険係にお問い合わせください。

（2）特に生計が困難な方の利用者負担額軽減

特に生計が困難な方が介護サービスを利用した場合、利用者負担額の4分の1（高齢福祉年金受給者は2分の1）が軽減される場合があります。世帯の年間収入が基準以下で、預貯金の額なども考慮します。

※高齢福祉介護課に「生計困難者に対する利用者負担額軽減対象確認申請書」を提出してください。

（3）生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金貸付制度は、低所得世帯や高齢者世帯など、生業資金や療養資金などを貸し付ける制度です。介護保険特別対策として、介護サービスの利用者負担経費等が貸付対象となります。

※詳しくは、羽村市社会福祉協議会にお問い合わせください。

■災害等により利用者負担が減額または免除される場合があります

震災、風水害、火災等の災害にあたり、生計中心者が亡くなったりすること等によって、利用者負担額の支払いが困難になった場合、利用者負担額を減額または免除する制度があります。

※詳しくは、高齢福祉介護課介護保険係にお問い合わせください。
低所得世帯とは……生計中心者が所得税非課税である世帯をさします。
（特別対策には生活保護受給世帯は含まれないものがあります。）

●●介護保険で利用できるサービス①

介護（予防）サービスには次のようなものがあります。施設サービスの利用を希望する方は施設にお尋ねください。

■在宅介護（予防）サービス

【訪問・通所サービス】

（１）訪問介護

ホームヘルパーが自宅を訪問し、食事、入浴、排泄の介助や、調理、掃除、洗濯など日常生活の援助を行います。

（２）訪問入浴介護

寝たきりの方などの自宅に、簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。看護師などが健康チェックも行います。

（３）訪問看護

訪問看護ステーションなどの看護師などが訪問して、主治医と連絡をとりながら、病状を観察して床ずれの手当などを行います。

（４）訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士などが訪問して、日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

（５）通所介護（デイサービス）

デイサービスセンターなどに通い、食事、入浴などの介護や、機能訓練、レクリエーションなどが日帰りで受けられます。（※保険外の自己負担があります。）

（６）通所リハビリテーション（デイケア）

医療機関や介護老人保健施設などに通い、理学療法士や作業療法士によるリハビリテーションなどが受けられます。（※保険外の自己負担があります。）

（７）認知症対応型通所介護

認知症と診断された方が、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を日帰りで受けられます。（※保険外の自己負担があります。）

（８）小規模多機能型居宅介護

小規模な住宅型の施設への「通い」を中心に、自宅に来てもらう「訪問」、施設での「泊まり」サービスが柔軟に受けられます。（※保険外の自己負担があります。）

（９）定期巡回・随時対応型訪問介護看護

密接に連携をとっている介護職員と看護師の定期的な訪問を受けられます。また、通報や電話などを行うことで、随時対応も受けられます。

【短期入所サービス】

短期入所生活介護／短期入所療養介護（ショートステイ）

短期間施設に入所しながら介護や機能訓練などを受けることができます。

※日常生活上の介護を受ける「生活介護」と医療上のケアを含む介護を受ける「療養介護」の2種類があります。（※保険外の自己負担があります。）

●●介護保険で利用できるサービス②

■その他の在宅介護（予防）サービス

サービスごとに、介護報酬により利用できる額が決められます。

（１）居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが家庭を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

（２）特定施設入居者生活介護

有料老人ホームなどに入所している方も、必要な介護サービスを介護保険から受けられます。（※保険外の自己負担があります。）

（３）認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症と診断された方が家庭的な雰囲気の中で、食事、入浴、排泄など日常生活の支援や機能訓練などを受けられます。要支援１の方は利用できません。（※保険外の自己負担があります。）

（４）福祉用具貸与（介護予防福祉用具貸与）

次の１３種類が貸し出しの対象となります。原則、要支援１・２の方、要介護１の方は①～④のみ利用できます。⑬は要介護４・５の方のみ利用できます。（尿のみを自動的に吸引できるものは要支援１・２の方、要介護１～３の方も利用できます。）

① 手すり（工事をとみなわないもの）

② スロープ（工事をとみなわないもの）

③ 歩行器

④ 歩行補助つえ（松葉づえ、多点つえ等）

⑤ 車いす

⑥ 車いす付属品（クッション、電動補助装置等）

⑦ 特殊寝台

⑧ 特殊寝台付属品（サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等）

⑨ 床ずれ防止用具

⑩ 体位変換器（起き上がり補助装置を含む）

⑪ 認知症老人徘徊感知機器（離床センサーを含む）

⑫ 移動用リフト（立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む）

⑬ 自動排せつ処理装置

※月々の利用限度額の範囲内で、実際にかかった費用の１割～３割を自己負担します。（用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります。）

（５）福祉用具購入費の支給

排泄や入浴に使われる用具の購入費を支給します。

要介護状態区分にかかわらず、利用できる上限額は１００,０００円です。（自己負担１割～３割、期間は毎年４月１日から１年間）

- ① 移動用リフトのつり具の部分
 - ② 腰掛便座（便座の底上げ部材を含む）
 - ③ 特殊尿器（自動排せつ処理装置の交換部品）
 - ④ 排泄予測支援機器
 - ⑤ 簡易浴槽
 - ⑥ 入浴補助用具（入浴用いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等）
 - ⑦ 固定用スロープ
 - ⑧ 歩行器（歩行車を除く）
 - ⑨ 歩行補助杖（松葉づえを除く単点つえおよび多点つえ）
- ※⑦～⑨は貸与と購入を選択できます。

（６）住宅改修費の支給

手すりの取り付けや段差の解消などの小規模な改修の費用を支給します。
要介護状態区分にかかわらず、改修時に住んでいる住居について利用できる上限額は200,000円です。（自己負担１割～３割）なお、事前の申請が必要です。

- ① 廊下や階段、浴室への手すり設置
- ② 段差や傾斜の解消（付帯する工事として転落防止柵の設置）
- ③ 滑り防止および移動の円滑化等のための床材変更
- ④ 引き戸への扉の取り替え、扉の撤去
- ⑤ 和式から洋式便器への取り替え

■施設サービス

介護保険で利用できる施設サービスは３種類あります。治療が中心か、介護が中心か、またどの程度医療上のケアが必要かなどによって入所する施設を選択します。

（１）介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

食事や排泄などで常時介護が必要で、自宅では介護が困難な方が入所します。食事、入浴、排泄など日常生活の介助、機能訓練、健康管理などが受けられます。

※要介護３～５と認定された方が利用できます。（ただし、やむを得ない事情がある場合、要介護１・２の方も利用できる場合があります。）

（２）介護老人保健施設

病状が安定し、自宅へ戻れるようリハビリに重点を置いたケアが必要な方が入所します。医学管理下での介護、機能訓練、日常生活の介助などが受けられます。

※要介護１～５と認定された方が利用できます。

（３）介護医療院

長期療養のための医療と日常生活上の介護を一体的に提供する施設です。

※要介護１～５と認定された方が利用できます。

◆問い合わせ◆

保険料等制度全般について

高齢福祉介護課介護保険係 電話 042-555-1111 内線 143・144・149

要介護・要支援認定について

高齢福祉介護課介護認定係 電話 042-555-1111 内線 145・146

●●総合事業とは

介護予防を推進し、介護が重度化しないための事業です。総合事業は介護予防・生活支援サービス事業と一般介護予防事業で構成されています。

■介護予防日常生活支援事業

- (1) 対象となる方 ①要支援1・2の認定を受けている方
 ②介護予防・生活支援サービス事業対象者（基本チェックリストを受けて生活機能の低下がみられた方。）
 ③家事サポートサービス・住民主体介護予防サービスは要介護認定の方でも利用できる場合があります。
- (2) 利用できるサービス

訪問型サービス

名 称	内 容	利用者負担額のめやす
訪問型サービスⅠ	資格を持ったホームヘルパーが身体介護や家事支援を行います。	介護保険負担割合証に依拠して、1割～3割の自己負担有。
訪問型サービスⅡ	資格を持ったホームヘルパーが身体介護を除く家事支援を行います。	同上
家事サポートサービス	一定の研修を受けたボランティアが家事支援を行います。	同上
生活動作向上プログラム	リハビリテーション専門職員が、外出や家事が自立してできるよう家庭訪問して指導します。あらかじめ利用期間が決まっています。	無料

通所型サービス

名 称	内 容	利用者負担額のめやす
通所型サービスⅠ	市が指定した介護保険事業者が提供する通所サービスです。機能訓練や食事サービス等があります。（デイサービス）	介護保険負担割合証に依拠して1割～3割の自己負担有。利用するメニューによって各種の加算があります。

住民主体介護予防サービス	一定の研修を受けたボランティアが地域の会館で運営する体操教室です。	ボランティアが規定する参加費等
体力向上教室	理学療法士や管理栄養士が、体力向上のための講義や実技を行う教室です。	無料

(3) サービスを利用するには
お住まいの地域包括支援センターに相談します。

(4) 介護サービスの担い手となるボランティアの育成事業を実施します。

■一般介護予防事業

- (1) 65 歳以上の方
- (2) 介護予防事業の支援のための活動に関わる方

名 称	内 容
介護予防把握事業	個別の相談や地域の情報から、閉じこもりなど、何らかの支援が必要な方を把握し、介護予防活動への参加につなげます。
介護予防普及啓発事業	介護予防のためのパンフレット配布や、普及啓発のための体操教室・講演会を開催します。
地域介護予防活動支援事業	地域の住民が主体となって実施する通いの場等の活動を支援します。

これらの事業は地域のリハビリテーション専門職と連携して実施します。
より多くの高齢者がいきいきと生活できるよう、事業の評価・検証をします。

◆問い合わせ◆ 高齢福祉介護課介護予防・地域支援係
電話 042-555-1111 内線198

福祉のまちづくりを進めるために

1. 相談事業

- 子供・ひとり親家庭・女性の相談……130
- 高齢者の相談……132
- 障害者（児）の相談……134
- 生活困窮者自立支援
（生活困窮などに関する相談）……134
- その他の相談……136

2. 民生委員・児童委員

- 民生委員・児童委員……138

3. 福祉団体

- 羽村市社会福祉協議会への登録福祉団体
……138

4. その他

- 災害弔慰金等の支給……139
- 成年後見制度……140

●●子供・ひとり親家庭・女性の相談

相 談 名	相 談 内 容
子育てに関する総合相談	18歳未満のと家庭に関する様々な相談に応じます。 必要に応じて、各種情報の提供や関係機関と連携し、支援します。
子 育 て 相 談	就学前の乳幼児の子育ての悩みの相談に応じます。 ※ 右記相談以外にも、市内の私立保育園等でも随時相談に応じています。 気軽に相談してください。
児 童 相 談	児童の養育、しつけ、身体や精神の障害、非行、いじめ、虐待などについての相談に応じます。
ひ と り 親 ・ 女 性 生 活 相 談	ひとり親家庭の生活全般や女性の皆さんが抱えているさまざまな悩みについて、電話や面接による相談に応じます。
健 康 な ん で も 相 談	健康・栄養に関する個別の相談に応じます。
育 児 相 談	子供の健康や発育、育児に関する一般的な相談に応じます。
ひとり親家庭等の電話相談	ひとり親家庭が安心して暮らすために、日常生活に関することや、養育費等についての相談に応じます。
女 性 相 談	夫等からの暴力、離婚等の問題、対人関係、性、こころの悩みなど、女性の抱えているさまざまな問題について相談に応じます。

相 談 日	時 間	相 談 場 所	相 談 員	電 話
月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時	こども家庭センター (保健センター内)	子ども家庭支援員	042-578-2882
月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時	＜地域子育て支援センター＞ ・太陽の子保育園子育てひろば ・羽村たつの子保育園 子育てひろば「たつのこ」	保育士 看護師	042-555-5780 042-555-9080
火・木・土曜日	午前9時～正午	中央児童館	子育て相談員	042-554-4552
月・水・金曜日	午前9時～正午	西児童館	子育て相談員	042-554-7578
火・金・日曜日	午前9時～正午	東児童館	子育て相談員	042-570-7751
月～金曜日	午前9時～ 午後5時	立川児童相談所	児童福祉司 児童心理司	042-523-1321
月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時	子ども政策課	母子・父子自立支 援員	042-555-1111
第2木曜日 第4水曜日	午後1時30分～ 午後3時	保健センター	保健師 管理栄養士	042-555-1111
原則第3木曜日	午前10時～ 午前11時	こども家庭センター (保健センター内)	保健師 管理栄養士 歯科衛生士 助産師	042-555-1111
通年（年末年始 を除く）	午前9時～ 午後5時30分 （火・金は 7時30分まで）	東京都ひとり親家庭支援センタ ー はあと多摩	相談員	042-506-1182
月～金曜日	午前9時～ 午後4時	東京都女性相談支援センター 多摩支所	女性相談支援員	来所予約・電話相談 042-522-4232

相 談 名	相 談 内 容
子 供 の 発 達 に 関 す る 総 合 相 談 窓 口 (詳細は市公式サイト、または電話でご確認ください。)	0～18 歳未満の発達に関する相談に応じます。 ・臨床心理士による発達全般の相談 ・言語聴覚士によることばの相談 ご希望に応じて、関係機関と連携し、支援します。
幼 稚 園 ・ 保 育 園 等 の 巡 回 相 談	市内の幼稚園・保育園等を訪問し、園への助言を行います。 ご希望に応じて、個別の相談もお受けします。
地域の子育て支援事業	保育園や幼稚園などを利用していない方も、子育てに関する不安や悩みなどについて相談することが出来ます。

●●高齢者の相談

相 談 名	相 談 内 容
総 合 相 談	介護や介護予防に関すること、高齢の方の権利擁護に関すること、日常生活全般に関わる相談にも応じます。 ご自身のお住まいを担当する地域包括支援センターにご連絡ください。 必要に応じて家庭訪問もしています。

相 談 日	時 間	相 談 場 所	相 談 員	電 話
・発達全般の相談 月～金曜日 ・ことばの相談 年間予定あり	午前8時30分～ 午後5時	こども家庭センター (保健センター内)	臨床心理士 言語聴覚士	042-555-1111
定期相談年2回 随時フォローあり	午前8時30分～ 午後5時	市内幼稚園・保育園等	臨床心理士	042-555-1111
月曜日	午前(各園による)	羽村しらうめ保育園	保育士、看護師、 栄養士、臨床心理 士などが対応	042-555-1019
火曜日		富士見第一保育園		042-554-6709
水曜日		さくら保育園		042-533-6204
木曜日		かやの実保育園		042-555-0458
木曜日		羽村まつの木保育園		042-554-5586
金曜日		チューリップ保育園		042-554-0102

相談日	時 間	相 談 場 所	相 談 員	担 当 地 区
月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時	羽村市地域包括支援センター あさひ 富士見平1-3-1 電話 042-555-8815	看護師・保健師・ 主任介護支援専門員 社会福祉士など	緑ヶ丘・富士見平・神明台3～ 4丁目・双葉町・五ノ神(300 番地台)・羽(4000番地台)・ 川崎(600番地台)・横田基地 内
月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時	羽村市地域包括支援センター あゆみ 羽加美1-9-2 電話 042-570-1200		栄町・小作台・羽西・羽加美・ 羽中
月～金曜日	午前8時30分～ 午後5時	羽村市地域包括支援センター あかしあ 玉川2-6-6 電話 042-578-5508		五ノ神1～4丁目・神明台1～ 2丁目・川崎・羽東・玉川・羽 (清流)

●●障害者（児）の相談

相 談 名	相 談 内 容
障 害 者 等 へ の 相 談	自立生活と社会参加の促進を図るために、相談および情報の提供等に応じます。また、同じ障害を持つ仲間（ピア）等が、日常生活に必要な情報提供や悩みごとの相談に応じるピアカウンセリングも行っています。
精神障害者等への相談	精神障害者の自立生活と社会参加の促進を図るために、相談および情報の提供等に応じます。
身 体 障 害 者 相 談	身体障害者の地域活動の推進、更生援護に関する相談等に応じます。
知 的 障 害 者 相 談	知的障害者の家庭における養育、生活などに関する相談等に応じます。

●●生活困窮者自立支援（生活困窮などに関する相談）

相 談 名	相 談 内 容
生 活 自 立 相 談	失業や離職のほか、ひきこもり等の様々な理由により、仕事や生活などに課題を抱え、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある方に対して、相談に応じ、家計改善や就労支援などを行い、経済的自立、社会的自立に向けた手助けを行います。

相 談 日	時 間	相 談 場 所	相 談 員	電 話
月～金曜日	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時	地域活動支援センター Ⅰ型事業「あおば」 (羽村市福祉センター内)	社会福祉士等	羽村市社会福祉協議会 042-555-1210
【精神障害】 毎月 第4週火曜日 (原則として)	午後 1 時～ 午後 4 時		家族会等 (精神障害)	
直接、お問い合わせください。		地域活動支援センター Ⅰ型事業 「ハッピーウイング」	精神保健福祉士等	042-553-9888
随時	ご相談を希望される方は、下記にお問い合わせください。 障害福祉課障害福祉係 電話 042-555-1111 内線 172・173			
随時				

相 談 日	時 間	相 談 場 所	相 談 員	電 話
月～金曜日	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時	社会福祉課庶務係 (生活自立相談窓口)	相談支援員	042-555-1111 内線 107

●●その他の相談

相 談 名	相 談 内 容
交 通 事 故 相 談	示談の方法、損害賠償、保険等、交通事故に関することの相談に応じます。
行政・人権身の上相談	国の仕事や公共的な事業についての苦情・意見・要望の相談に応じます。 また、基本的人権にかかわる問題や心配ごとについての相談に応じます。
法 律 相 談	相続、金銭貸借、離婚問題など法律上の民事一般の相談に応じます。
税 務 相 談	所得税、相続税、贈与税など税務一般の相談に応じます。
住 宅 建 築 な ん で も 相 談	住宅のバリアフリー化、リフォーム、修繕、新築等の建築一般の相談に応じます。
登 記 相 談	不動産の登記、境界争議等に関することの相談に応じます。
相 続 ・ 遺 言 等 暮 ら し の 手 続 相 談	相続や遺産分割協議書、遺言書などの作成に関することの相談に応じます。
女性・SOGI 悩みごと相談	夫婦、親子などの家族関係に関すること、パートナー、親からの暴力に関すること、自分自身の生き方に関することなど、女性を取り巻く悩みごと全般についてと、性的指向や性自認に関する悩みごとへの相談に応じます。
年 金 相 談	国民年金などの公的年金制度全般について相談に応じます。
ふ れ あ い 相 談	生計、仕事、住宅、結婚・離婚、苦情、サラ金等の問題についての相談に応じます。（手紙による相談にも応じています。）
権利擁護に関する相談	高齢者や障害者の福祉に関する困りごとや将来への不安を解決するため、各種相談に応じます。 ・成年後見制度の利用手続き等に関する相談 ・福祉サービス利用援助事業（地域福祉権利擁護事業等による福祉サービス利用援助および日常的な金銭管理サービス等）の利用に関する相談 ・福祉サービスの利用に際しての苦情対応などの相談
福 祉 （ 権 利 擁 護 等 ） 法 律 相 談	認知症や知的障害、精神障害などが理由で、判断能力の不十分な方の権利擁護や福祉サービスを利用した際の苦情対応などの相談に応じます。

相 談 日	時 間	相 談 場 所	相 談 員	電 話
毎月 第 1 水曜日	午後 1 時 30 分～ 午後 4 時	市民相談室	弁護士	秘書広聴課 市民相談係 042-555-1111 内線 541
毎月 第 3 木曜日	午後 1 時 30 分～ 午後 4 時 30 分		行政相談委員 人権擁護委員	
毎月 第 1 木曜日・ 第 2 金曜日・ 第 4 土曜日	午後 1 時 30 分～ 午後 5 時 (土曜日は午前 9 時 30 分～午後 1 時)		弁護士	
毎月 第 1 火曜日	午後 1 時 30 分～ 午後 4 時 30 分		税理士	
奇数月 第 3 水曜日	午後 1 時 30 分～ 午後 4 時 30 分		羽村市商工会 建設業部会員	
偶数月 第 3 火曜日	午後 1 時 30 分～ 午後 4 時 30 分		司法書士 土地家屋調査士	
毎月 第 2 火曜日	午後 1 時 30 分～ 午後 4 時 30 分		行政書士	
毎月 第 1・3・5 水曜日	午後 1 時 30 分～ 午後 4 時 30 分		カウンセラー	
月・火・水・金 曜日	午前 9 時～正午、 午後 1 時～ 午後 4 時	市民課	年金相談員	市民課 高齢医療・年金係 042-555-1111
木・金曜日	午前 10 時～ 午後 4 時	福祉センター内 ふれあい相談室	専門相談員	フリーダイヤル 0120-294-992 羽村市社会福祉協議会 042-554-0304
月～金曜日	午前 8 時 30 分～ 午後 5 時	福祉センター内 羽村市社会福祉協議会	業務担当者	羽村市社会福祉協議会 042-554-0304
原則毎月 第 3 水曜日	午後 1 時 30 分～ 午後 4 時 30 分	福祉センター内 羽村市社会福祉協議会	弁護士	羽村市社会福祉協議会 042-554-0304 ※要予約

2 民生委員・児童委員

●●民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、それぞれの地域で活動している「地域福祉のボランティア」です。介護が必要な方や子育てで悩んでいる方の相談や支援を行うなど、行政との橋渡し役として活動しています。

また、そのほかに「調査事務」という仕事があります。社会保険被保険者の被扶養者の認定や児童扶養手当の受給証明などで、民生委員・児童委員の調査書を求められた場合にその発行を行います。

なお、「調査事務」については、調査できる範囲が限定されますので、相談する際に確認してください。

ご自分の地域の民生委員・児童委員を知りたい方はお問い合わせください。

◆問い合わせ◆ 社会福祉課庶務係 電話 042-555-1111 内線 112～114

3 福祉団体

●●羽村市社会福祉協議会への登録福祉団体

羽村市社会福祉協議会には、下記の福祉団体が登録されています。

名 称	
アオバスク	はむら高次脳機能障害家族会
FHMの会	ブルーバード
羽村市身体障害者福祉協会	ぽっぽクラブ
羽村市手をつなぐ親の会	チューリップの会
羽村市視力障害者の集り「こだま会」	マイマイひろば
羽村市ろう者協会	中途失聴・難聴者・さくらんぼの会
羽村市精神障害者家族会「スマイルの会」	はむらメンタルサポートの会 トワ・エ・モワ
羽村安全ネットワーク	

◆問い合わせ◆ 羽村市社会福祉協議会
電話 042-554-0304 FAX042-555-7445

4 その他

●●災害弔慰金等の支給—市

羽村市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき支給します。

〈災害弔慰金・災害障害見舞金・災害援護資金〉

- (1) 災害救助法が適用された世帯
- (2) 災害により死亡された方の遺族、もしくは災害により負傷、または疾病にかかった方
- (3) 災害により住居または家財に一定以上の損害を被った世帯

■内 容

〈災害弔慰金〉手続きに必要なもの①・③

- (1) 生計中心者 5,000,000 円
- (2) その他 2,500,000 円

〈災害障害見舞金〉手続きに必要なもの①・②

- (1) 生計中心者 2,500,000 円
- (2) その他 1,250,000 円

〈災害援護資金の貸付〉手続きに必要なもの①・②・④

- (1) 世帯主が1 か月以上の負傷を伴う場合
 - 家財の損害 1/3 以上 1,500,000 円
 - 家財の損害のみ 2,500,000 円
 - 住居が半壊 2,700,000 円
 - 住居が全壊 3,500,000 円
- (2) 世帯主の負傷がない場合
 - 家財の損害のみ 1,500,000 円
 - 住居が半壊 1,700,000 円
 - 住居が全壊 2,500,000 円
 - 住居の全体が滅失または流失等 3,500,000 円

■条 件

災害援護資金の貸付については前年の所得が一定の限度額以上のときは受けられません。

■手続きに必要なもの

- ①官公署の発行する被災証明書
- ②医師の診断書
- ③遺族であることを証明する書類
- ④所得に関する証明

〈災害見舞金〉

火災、風、水害等により住居が一定以上の損害を被った世帯

■内 容

- (1) 住居が全壊、全焼または流失 50,000 円
- (2) 住居が半壊、半焼または床上浸水 20,000 円
- (3) 住居が3割損壊、または焼失 10,000 円

◆受付の窓口◆ 社会福祉課庶務係

電話 042-555-1111 内線 112~114

●●成年後見制度

認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分ではない方が不利益を受けないように、本人に代わって援助者（成年後見人等）が権利や財産を守り、安心して生活ができるよう支援していく制度です。

■制度内容

成年後見制度には、「任意後見制度」と「法定後見制度」があります。

(1) 任意後見制度

将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備え、契約（公正証書）により任意の後見人を決め、判断能力が低下した時に、契約内容に従って支援が行われます。

(2) 法定後見制度

すでに判断能力が不十分な方のために、家庭裁判所が適任と思われる援助者（成年後見人・保佐人・補助人）を選任し、法律行為や財産管理を支援します。
利用するためには本人、配偶者、四親等内の親族などが家庭裁判所に申立てをします。
（申立てをする親族がいない場合などで、本人の福祉を図るために特に必要な場合は市長が申立てをすることができます。）

＜羽村市成年後見制度利用支援機関＞

成年後見制度の利用者支援の取り組みを促進するため、制度に関する相談および情報の提供等を行います。

■事業内容

- (1) 制度に関する相談および利用手続き支援
- (2) 成年後見人等の支援
- (3) 地域ネットワークの活用
- (4) 運営委員会の設置

◆受付の窓口◆ 羽村市社会福祉協議会

電話 042-554-0304

■発行日 令和7年4月

■編集・発行 羽村市福祉健康部

